

## 第2回新たな過疎対策（ソフト対策）の推進に向けての研究会

### 議 事 次 第

日時：平成22年3月9日（火）

14：00～16：00

場所：総務省地下1階 第2会議室

1. 開 会

2. 出席者紹介

3. あいさつ

4. 事例報告

5. 意見交換

(1) 今後の過疎対策において特に必要となるソフト対策のあり方について

(2) 新たな過疎対策（ソフト対策）の推進に向けた課題と方向性について

6. 閉 会

#### 【配布資料】

資料 1：本研究会の趣旨について

資料 2：過疎法一部改正法案関係資料

資料 3：事例報告資料

新たな過疎対策（ソフト対策）の推進に向けての研究会  
委員及び出席者名簿

委員長

みやぐち としみち  
宮口 侗 廸 早稲田大学 教育・総合科学学術院長 教授

委員

おだぎり とくみ  
小田切 徳美 明治大学 農学部 教授

よこみち きよたか  
横道 清孝 政策研究大学院大学 教授

自治体

じん しなこ  
神 姿子 北海道総合政策部地域づくり支援局次長

ますだ ゆういちろう  
増田 裕一郎 福島県企画調整部地域振興課長

むらかみ たかのぶ  
村上 隆宣 広島県企画振興局地域振興部新過疎対策課企画員

まえだ かずひこ  
前田 和彦 高知県産業振興推進部地域づくり支援課課長補佐

おがわ じゅんや  
小川 淳也 総務大臣政務官

しかわしのぶ  
椎川 忍 総務省 地域力創造審議官

さとう けいたろう  
佐藤 啓太郎 総務省 自治行政局 過疎対策室長

(敬称略、委員は五十音順)

## 平成21年度 新たな過疎対策（ソフト対策）の推進に向けての研究会 － 本研究会の趣旨について －

昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以降、これまで四次にわたる過疎立法の下での過疎対策事業により、過疎地域では、上・下水道、道路、医療・介護施設といった生活基盤の整備や産業の振興などに一定の成果をあげてきた。しかし、住民生活の安全・安心の基盤となる公共施設の整備水準などについて全国との差がなお存在しているほか、過疎地域は、財政状況は極めて厳しく、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、様々な困難に直面している。

こうした中、現行法である「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効を迎える。厳しい現状に置かれた過疎地域からは、立法措置を求める強い声があがっており、各党各会派において、今後の過疎対策のあり方について、熱心な議論・検討が重ねられてきた。その結果、先だって各会派間の協議が整い、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債の対象の追加、法律の失効期限を6年間延長することなどを内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として通常国会に提出され、衆議院本会議にて全会一致で可決（3月2日）、参議院へ送付されたところである。

今回の法律案の中では、過疎地域への支援措置の充実が図られており、特に、「コンクリートから人へ」の考え方に従い、いわゆる「ソフト対策事業」(＝地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが認められる事業として市町村計画に定めるもの(基金の積立てを含む。))の実施に要する経費についても、過疎対策事業債の対象とすることとされている。

こうした動きを踏まえ、これまでの過疎対策の成果や課題等を整理した上で、ソフト対策を中心として、今後過疎地域が緊急的・重点的に取り組むべき課題を抽出するとともに、過疎対策を実施する際に重視すべき視点や配慮点等について、有識者や過疎地域自治体の実務者等の意見をふまえて幅広く検討するため、本研究会を設置する。（※なお、研究結果は報告書としてとりまとめ、各過疎関係自治体における過疎計画策定等に活用頂く予定。）

### (1) 本研究会の構成

委員長	宮口 侗 廸	早稲田大学 教育・総合科学学術院長	教授
委員	小田切 徳美	明治大学 農学部	教授
	横道 清孝	政策研究大学院大学	教授
事務局	総務省 自治行政局	過疎対策室	

(2) 本研究会の開催スケジュール(案)

開催回	参加メンバー	検討テーマ(案)
第1回 (2/10)	有識委員 過疎関係市町村実 務者4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過疎地域の現状、ソフト対策を中心にこれまでの過疎対策の取組とその課題</li> <li>●ソフト対策を中心に今後重点的に取り組むべき過疎対策とその留意点 等</li> </ul> <ヒアリング及び意見交換>
第2回 (3/9)	有識委員 過疎関係都道府県 実務者4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過疎地域の現状、ソフト対策を中心にこれまでの過疎対策の取組とその課題</li> <li>●ソフト対策を中心に今後重点的に取り組むべき過疎対策とその留意点、市町村・都道府県の連携のあり方 等</li> </ul> <ヒアリング及び意見交換>
第3回 (3月)	有識委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上記研究会を受け、ソフト対策を中心に今後過疎地域が緊急的・重点的に取り組むべき課題を抽出するとともに、今後の過疎対策を実施する際に重視すべき視点や方向性、配慮・留意すべき点等について意見交換</li> </ul>

## 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案要綱（案）

### 一 平成 17 年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加

現行法の過疎地域に加え、現行法の考え方に即し、平成 17 年国勢調査の結果に基づき、以下の 1 及び 2 に該当する地域を過疎地域として追加すること。

（第 2 条第 1 項関係）

- 1 人口要件：以下のいずれかに該当すること。
  - (1) 昭和 35 年～平成 17 年の 45 年間の人口減少率が 33%以上であること。
  - (2) 昭和 35 年～平成 17 年の 45 年間の人口減少率が 28%以上で、かつ、高齢者比率（65 歳以上）が 29%以上であるか、又は若年者比率（15 歳以上 30 歳未満）が 14%以下であること。  
\*ただし、(1) (2) の場合、昭和 55 年～平成 17 年の 25 年間で 10%以上人口増加している団体は除く。
  - (3) 昭和 55 年～平成 17 年の 25 年間の人口減少率が 17%以上であること。
- 2 財政力要件：平成 18～20 年度の 3 カ年平均の財政力指数が 0.56 以下等であること。

### 二 地方分権改革推進の観点からの過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し

過疎地域自立促進方針（都道府県策定）、過疎地域自立促進市町村計画及び過疎地域自立促進都道府県計画について、これらの策定に係る義務付けを廃止するとともに、市町村から都道府県に対する事前協議の内容を見直す等の所要の措置を講ずること。

（第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 15 条関係）

### 三 過疎地域自立促進のための特別措置の拡充

#### 1 過疎対策事業債の対象の追加

- ① 過疎対策事業債の対象となる施設に、①認定こども園、②図書館、③自然エネルギーを利用するための施設、を追加するとともに、小中学校の校舎等について統合要件を撤廃すること。（第 12 条第 1 項関係）
- ② 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として市町村計画に定めるもの（基金の積立てを含む。）の実施に要する経費について、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して定める額の範囲内で、過疎対策事業債の対象とすること。（第 12 条第 2 項関係）

#### 2 減価償却の特例の拡充

国税（所得税・法人税）に係る特別償却を行うことができる事業のうちソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業（コールセンター）を追加すること。

（第 30 条関係）

### 3 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種のうちソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業を追加すること。 (第31条関係)

### 四 失効期限の延長

現行の過疎地域自立促進特別措置法の失効期限〔平成22年3月31日〕について、6年間の延長を行い、平成28年3月31日とすること。 (附則第3条関係)

### 五 施行期日等

#### 1 施行期日

この法律は、平成22年4月1日から施行すること。ただし、「四 失効期限の延長」に係る改正は、公布の日から施行すること。 (改正法附則第1条関係)

#### 2 関係法律の改正等

関係法律の改正その他所要の規定の整備を行うこと。

## 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 過疎地域の要件の追加

過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域として、次のいずれかに該当し（ただし、一、二又は三に該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること）、かつ、財政力指数で平成十八年度から平成二十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五六以下である市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域を追加するものとする。

一 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下「四十五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

二 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二九以上

であること。

三 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一四以下であること。

四 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口で除して得た数値が〇・一七以上であること。  
(第二条第一項第二号関係)

第二 過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し

一 過疎地域自立促進方針(以下「自立促進方針」という。)、過疎地域自立促進市町村計画(以下「市町村計画」という。 )及び過疎地域自立促進都道府県計画(以下「自立促進方針等」という。 )の策定の義務付けを廃止するものとする事。  
(第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項関係)

二 自立促進方針等に定めるべき事項を例示化するものとする事。

(第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項関係)

三 過疎地域の市町村は、自立促進方針が定められていない場合には、都道府県に対し、自立促進方針を定めるよう要請することができるものとし、要請があつたときは、都道府県は、速やかに、自立促進方針を定めるものとする事。

(第五条第五項及び第六項関係)

四 過疎地域の市町村が、市町村計画を定めようとするときに、あらかじめ都道府県に協議しなければならぬ事項を限定するものとする事。

(第六条第四項関係)

五 過疎地域の市町村のみでは設置することが困難な公共下水道の幹線管渠等の整備に係る都道府県代行制度について、市町村から国土交通大臣への申請の際の都道府県への事前協議を廃止するものとする事。

(第十五条関係)

### 第三 過疎地域自立促進のための地方債の対象経費の拡充

一 地方債をもってその整備に必要な経費の財源とすることができる施設として、認定こども園、図書館及び太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で政令で定めるものを追加するものとする事。

(第十二条第一項第十一号、第十四号及び第十七号関係)

二 地方債をもってその整備に必要な経費の財源とすることができる施設のうち小中学校の校舎、屋内運

動場、寄宿舎、教職員住宅等についての統合要件を撤廃するものとする。

(第十二条第一項第十三号関係)

三 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの(当該事業の実施のために地方自治法第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。)の実施につき市町村が必要とする経費(出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。)については、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもつてその財源とすることができるものとする。

(第十二条第二項関係)

#### 第四 減価償却の特例の拡充

租税特別措置法の定める特別償却を行うことができる事業のうちソフトウェア業を廃止し、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)を追加するものとする。

(第三十条関係)

第五 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種のうちソフトウェア業を廃止し、情報通信技術利用事業を追加するものとする事。  
(第三十一条関係)

第六 期限の延長

この法律の有効期限を平成二十八年三月三十一日まで延長するものとする事。  
(附則第三条関係)

第七 施行期日等

一 この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとする事。ただし、第六の改正及びこれに伴う規定の整備は、公布の日から施行するものとする事。

二 その他所要の規定の整備を行うものとする事。

## 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次に掲げる要件」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「いずれかに該当する」を「いずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（次号において「財政力指数」という。）で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下である」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成十八年度から平成二十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五六以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合において、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年

の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下「四十五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

ロ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二九以上であること。

ハ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一四以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口で除して得た数値が〇・一七以上であること。

第五条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「自立促進方針は、」の下に「おむね」を加え、同条に次の二項を加える。

5. 過疎地域の市町村は、自立促進方針が定められていない場合には、都道府県に対し、自立促進方針を定めるよう要請することができる。

6. 前項の規定による要請があったときは、都道府県は、速やかに、自立促進方針を定めるものとする。

第六条第一項中「定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「市町村計画は、」の下に「おおむね」を加え、同条第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4. 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第二号から第九号までの事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。

第七条第一項中「定め、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「都道府県計画は、」の下に「おおむね」を加え、同条第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に、「第一項」を「前項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする。

第十二条第一項第十五号を同項第十八号とし、同項第十四号を同項第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で政令で定めるもの

第十二条第一項第十三号を同項第十五号とし、同項第十二号中「を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった」及び「を適正な規模にするための統合に伴い必要となった」を「の」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

#### 十四 図書館

第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第二項の規定による認定を受けた施設をいう。）

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「整備」の下に「又は過疎地域自立促進特別事業の実施」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域自立促進特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができらる。

第十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十条中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行

う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。」に、「又はソフトウェア業」を「又は情報通信技術利用事業」に改める。

第三十一条中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改める。

第三十二条中「第二条第一項第一号中」の下に「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内」と、  
「同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内」と」を削る。

附則第三条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定及び附則第七条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置等)

第二条 この法律による改正後の過疎地域自立促進特別措置法（以下「新法」という。）第二条第一項第一号及び第三十二条の規定は、この法律の施行の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、適用しない。

第三条 この法律の施行により新たに新法第二条第一項の過疎地域をその区域とすることとなる市町村については、新法第十条（別表を含む。）、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定は、平成二十二年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付（以下「負担等」という。）（平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等を除く。）から適用し、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担等で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

第五条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表第二号中「(平成十二年法律第十五号)第十二条第二項」を「(平成十二年法律第十五号)第十二条第三項」に改める。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第六条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第一百十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第十二項中「同法第七条第四項」を「同法第七条第五項」に、「同条第一項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同法第六条第六項」を「同法第六条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第七条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表平成二十七年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日

過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）  
第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合  
的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（農林水産省設置法の一部改正）

第八条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日

過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）  
第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合  
的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

第九条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日

過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）

## 理由

過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成二十八年三月三十一日まで延長するとともに、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として過疎地域における地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化等の事業の実施に要する経費を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成二十二年度約六十億円の見込みである。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）

改正案

現行

（過疎地域）

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

（過疎地域）

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次に掲げる要件に該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（次号において「財政力指数」という。）で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ、ロ

イ、ロ

二 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成十八年度か

二 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十四条の

ら平成二十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五六以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下「四十五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

ロ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち六十歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二九以上であること。

ハ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一四以下であること。

二 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得

規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下であること。

た人口を当該市町村人口に係る昭和五十一年の人口で除して  
得た数値が〇・一七以上であること。

2 (略)

(過疎地域自立促進方針)

第五条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を  
図るため、過疎地域自立促進方針(以下「自立促進方針」という。  
を定めることができる。

2 自立促進方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるもの  
とする。

- 一 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項
- 二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興及  
び観光の開発に関する事項
- 三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信  
体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進  
に関する事項
- 四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
- 五 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に  
関する事項

六 過疎地域における医療の確保に関する事項

七 過疎地域における教育の振興に関する事項

2 (略)

(過疎地域自立促進方針)

第五条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を  
図るため、過疎地域自立促進方針(以下「自立促進方針」という。  
を定めるものとする。

2 自立促進方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項
- 二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興及  
び観光の開発に関する事項
- 三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信  
体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進  
に関する事項
- 四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
- 五 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に  
関する事項

六 過疎地域における医療の確保に関する事項

七 過疎地域における教育の振興に関する事項

八 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

九 過疎地域における集落の整備に関する事項

3・4 (略)

5 過疎地域の市町村は、自立促進方針が定められていない場合には、都道府県に対し、自立促進方針を定めるよう要請することができる。

6 前項の規定による要請があつたときは、都道府県は、速やかに、自立促進方針を定めるものとする。

(過疎地域自立促進市町村計画)

第六条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の自立促進の基本的方針に関する事項

二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

三 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項

八 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

九 過疎地域における集落の整備に関する事項

3・4 (略)

(過疎地域自立促進市町村計画)

第六条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

2 市町村計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の自立促進の基本的方針に関する事項

二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

三 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項

- 四 生活環境の整備に関する事項
- 五 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- 六 医療の確保に関する事項
- 七 教育の振興に関する事項
- 八 地域文化の振興等に関する事項
- 九 集落の整備に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項

3 (略)

4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第二号から第九号までの事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。

5・6 (略)

7 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(過疎地域自立促進都道府県計画)

第七条 都道府県は、自立促進方針に基づき、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができる。

- 四 生活環境の整備に関する事項
- 五 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- 六 医療の確保に関する事項
- 七 教育の振興に関する事項
- 八 地域文化の振興等に関する事項
- 九 集落の整備に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項

3 (略)

4・5 (略)

6 第一項及び前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(過疎地域自立促進都道府県計画)

第七条 都道府県は、自立促進方針に基づき、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）を定め、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする。

2 都道府県計画は、おおむね前条第二項各号に掲げる事項について当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。

3 (略)

4 都道府県は、都道府県計画を定めるときは、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする。

5 前条第六項の規定は都道府県計画の提出があつた場合について、前項及び同条第六項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(過疎地域自立促進のための地方債)

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）、農道、林道及び漁港関連道

二 漁港及び港湾

2 都道府県計画は、前条第二項各号に掲げる事項について当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。

3 (略)

4 前条第五項の規定は都道府県計画の提出があつた場合について、第一項及び同条第五項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(過疎地域自立促進のための地方債)

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）、農道、林道及び漁港関連道

二 漁港及び港湾

三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの

四 観光又はレクリエーションに関する施設

五 電気通信に関する施設

六 下水処理のための施設

七 公民館その他の集会施設

八 消防施設

九 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設

十 保育所及び児童館

十一 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

第三条第一項又は第二項の規定による認定を受けた施設をいう。）

十二 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）

十三 公立の小学校又は中学校の校舎、屋内運動場及び寄宿舎並びに公立の小学校又は中学校の教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

#### 十四 図書館

十五 地域文化の振興等を図るための施設

三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの

四 観光又はレクリエーションに関する施設

五 電気通信に関する施設

六 下水処理のための施設

七 公民館その他の集会施設

八 消防施設

九 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設

十 保育所及び児童館

十一 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）

十二 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった校舎、屋内運動場及び寄宿舎並びに公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

十三 地域文化の振興等を図るための施設

十六 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

十七 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギー

一を利用するための施設で政令で定めるもの

十八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

2 前項に規定するもののほか、地域医療の確保、住民の日常的な

移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住

民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の

実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認め

られる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの

(当該事業の実施のために地方自治法(昭和二十二年法律第六十

七号)第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含

む。次項において「過疎地域自立促進特別事業」という。)の実施

につき当該市町村が必要とする経費(出資及び施設の整備につき

必要とする経費を除く。)については、地方財政法第五条各号に規

定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況

その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した

額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

3 市町村計画に基づいて行う第一項に規定する出資若しくは施設

の整備又は過疎地域自立促進特別事業の実施につき過疎地域の市

町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債(当該

地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入

十四 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

十五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

2 市町村計画に基づいて行う前項に規定する出資又は施設の整備

につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起

こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事

業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのでき

を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(公共下水道の幹線管渠等の整備)

第十五条 (略)

2 (略)

3 9 (略)

(減価償却の特例)

第三十条 過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報

るものを除く。)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(公共下水道の幹線管渠等の整備)

第十五条 (略)

2 (略)

3 市町村は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

4 10 (略)

(減価償却の特例)

第三十条 過疎地域内において製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又はソフトウェア業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行う

通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第三十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは過疎地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額）にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個

）ことができる。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第三十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業、ソフトウェア業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは過疎地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額）にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う

人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用)

第三十二条 この法律の規定は、平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合において、第二条第一項第一号中「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内」と

「平成七年の人口から」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査が行われた年(以下「基準年」という。)の人口から」と、「昭和四十五年」とあるのは「基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「〇・一」とあるのは「〇・一を二十五で除して得た数値に基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数に乗じて得た数値」と、「昭和三十五年」とあるのは「基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」

畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用)

第三十二条 この法律の規定は、平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合において、第二条第一項第一号中「平成七年の人口から」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査が行われた年(以下「基準年」という。)の人口から」と、「昭和四十五年」とあるのは「基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「〇・一」とあるのは「〇・一を二十五で除して得た数値に基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数に乗じて得た数値」と、「昭和三十五年」とあるのは「基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「平成七年の人口を」とあるのは「基準年の人口を」と、「〇・三」とあるのは「〇・三を三十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前に

と、「平成七年の人口を」とあるのは「基準年の人口を」と、「〇・三」とあるのは「〇・三を三十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「〇・二五」とあるのは「〇・二五を三十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「平成七年の人口のうち」とあるのは「基準年の人口のうち」と、「同年の人口で除して得た数値が〇・二四」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が〇・二四」と、「同年の人口で除して得た数値が〇・一五」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が〇・一五」と、「一九」とあるのは「〇・一九を二十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

#### 附則

##### (この法律の失効)

第三条 この法律は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を

において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「〇・二五」とあるのは「〇・二五を三十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「平成七年の人口のうち」とあるのは「基準年の人口のうち」と、「同年の人口で除して得た数値が〇・二四」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が〇・二四」と、「同年の人口で除して得た数値が〇・一五」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が〇・一五」と、「一九」とあるのは「〇・一九を二十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

#### 附則

##### (この法律の失効)

第三条 この法律は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を

失う。

失う。

改正案

現行

附則

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

第五条（略）

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
（略）	（略）	（略）
二 過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行を許可さ	過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第三項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が指定したもの又は旧過疎地域活性化	千円

附則

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

第五条（略）

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
（略）	（略）	（略）
二 過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行を許可さ	過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第二項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が指定したもの又は旧過疎地域活性化	千円

(略)	(略)	(略)
<p>れた地方債に係る元利償還金</p>	<p>化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十二条第二項（同法附則第十二項又は過疎地域自立促進特別措置法附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）若しくは旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金</p>	

(略)	(略)	(略)
<p>れた地方債に係る元利償還金</p>	<p>化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十二条第二項（同法附則第十二項又は過疎地域自立促進特別措置法附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）若しくは旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金</p>	

改正案

現行

<p>(農村地域工業等導入実施計画)                  第五条 (略)                  2、11 (略)</p> <p>12 都道府県又は市町村が前項の規定により過疎地域自立促進特別措置法第七条第一項の都道府県計画又は同法第六条第一項の市町村計画を変更した場合における同法第七条又は同法第六条の規定の適用については、同法第七条第五項において準用する同条第四項中「これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出する」とあるのは「その旨を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に報告する」と、同条第五項及び同法第六条第七項において準用する同条第六項中「の提出があつた場合においては、直ちに、その内容」とあるのは「を変更した旨の報告があつた場合においては、直ちに、その旨」と、同条第七項において準用する同条第五項中「これを提出し」とあるのは「その旨を報告し」とする。</p>	<p>(農村地域工業等導入実施計画)                  第五条 (略)                  2、11 (略)</p> <p>12 都道府県又は市町村が前項の規定により過疎地域自立促進特別措置法第七条第一項の都道府県計画又は同法第六条第一項の市町村計画を変更した場合における同法第七条又は同法第六条の規定の適用については、同法第七条第四項において準用する同条第一項中「これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出する」とあるのは「その旨を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に報告する」と、同条第四項及び同法第六条第六項において準用する同条第五項中「の提出があつた場合においては、直ちに、その内容」とあるのは「を変更した旨の報告があつた場合においては、直ちに、その旨」と、同条第六項において準用する同条第四項中「これを提出し」とあるのは「その旨を報告し」とする。</p>
---	---

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）

改正案

現行

附則

（所掌事務の特例）

第二条（略）

2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

附則

（所掌事務の特例）

第二条（略）

2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十四年 三月三十一日	(略)
平成二十四 年三月三十 一日	(略)
平成二十五 年三月三十 一日	(略)
平成二十六	(略)

期限	事務
平成十四年 三月三十一日	(略)
平成二十二 年三月三十 一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十四 年三月三十 一日	(略)
平成二十五	(略)

平成二十九年三月三十一日	(略)	平成二十八年三月三十一日	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	平成二十七年三月三十一日	(略)	年三月三十一日
--------------	-----	--------------	---	--------------	-----	---------

平成二十九年三月三十一日	(略)	平成二十七年三月三十一日	(略)	平成二十六年三月三十一日	(略)	年三月三十一日
--------------	-----	--------------	-----	--------------	-----	---------

○農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）

改正案

附則	
3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	
期限	事務
平成二十四年 三月三十一日	(略)
平成二十五年 三月三十一日	(略)
平成二十六年 三月三十一日	(略)
平成二十七年 三月三十一日	(略)
平成二十八年 三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する

現行

附則	
3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	
期限	事務
平成二十二年 三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する
平成二十四年 三月三十一日	(略)
平成二十五年 三月三十一日	(略)
平成二十六年 三月三十一日	(略)
平成二十七年 三月三十一日	(略)

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1316 201 1380 414"></td> <td data-bbox="1316 414 1380 1052"> <math>\frac{21}{2}</math> </td> </tr> </table>		$\frac{21}{2}$	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1316 1142 1380 1366"></td> <td data-bbox="1316 1366 1380 2016"></td> </tr> </table>		
	$\frac{21}{2}$				

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）

改正案

現行

附則

（所掌事務の特例）

第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

附則

（所掌事務の特例）

第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成二十四年三月三十一日	(略)
平成二十五年三月三十一日	(略)
平成二十六年三月三十一日	(略)
平成二十七年三月三十一日	(略)
平成二十八年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に

期限	事務
平成二十二年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に 関すること。
平成二十四年三月三十一日	(略)
平成二十五年三月三十一日	(略)
平成二十六年三月三十一日	(略)

2

(略)

関すること。

2

(略)

平成二十七年三月三十一日

(略)

現行非過疎団体で、  
「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案要綱(案)」  
の第一に定める要件を満たす団体(平成22年4月1日時点(見込))

平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件

1 人口要件:以下のいずれかに該当すること。 (1) 昭和35年～平成17年の45年間の人口減少率が33%以上であること。 (2) 昭和35年～平成17年の45年間の人口減少率が28%以上で、 かつ、高齢者比率(65歳以上)が29%以上であるか、 又は若年者比率(15歳以上30歳未満)が14%以下であること。 ※ただし、(1)(2)の場合、昭和55年～平成17年の25年間で10%以上人口増加 している団体は除く。 (3) 昭和55年～平成17年の25年間の人口減少率が17%以上であること。
2 財政力要件:平成18年～20年度の3カ年平均の財政力指数が0.56以下等であること。

現行非過疎団体で上記要件を満たす団体

北海道	小樽市、浦河町、羅臼町
青森県	平内町、野辺地町、大間町、三戸町
岩手県	釜石市、岩手町、大槌町、山田町、普代村、九戸村、洋野町
秋田県	美郷町
山形県	村山市、遊佐町
福島県	下郷町、檜枝岐村、猪苗代町、会津坂下町
群馬県	嬬恋村、みなかみ町
埼玉県	東秩父村
千葉県	長南町、大多喜町
東京都	大島町
富山県	朝日町
長野県	飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町
岐阜県	八百津町
三重県	尾鷲市、鳥羽市
京都府	宮津市、和束町
奈良県	山添村
和歌山県	由良町、那智勝浦町、太地町
鳥取県	岩美町、三朝町、大山町、江府町
岡山県	矢掛町、奈義町
香川県	直島町、琴平町
高知県	須崎市
福岡県	大牟田市、鞍手町、福智町、築上町
佐賀県	白石町、太良町
鹿児島県	与論町
計	58団体

「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案要綱(案)」の一に基づき  
追加される過疎地域の要件(※)に該当する市町村  
(平成22年4月1日現在市町村(平成22年1月12日告示済みベース))

(※)平成17年国勢調査結果に基づく過疎地域の要件

(注)現行法に基づく過疎市町村は、本表に記載がない場合でも、引き続き、過疎市町村として継続して指定される見込み。

過疎区分について

「○」は2条過疎(全域過疎)

「▲」は33条1項過疎(みなし過疎)

「△」は33条2項過疎(一部過疎)

	都道府県名	H22.4.1現在 市町村名	過疎区分 (現行法)
1	北海道	小樽市	
2	北海道	夕張市	○
3	北海道	留萌市	○
4	北海道	稚内市	○
5	北海道	美唄市	○
6	北海道	芦別市	○
7	北海道	赤平市	○
8	北海道	紋別市	○
9	北海道	士別市	○
10	北海道	名寄市	○
11	北海道	三笠市	○
12	北海道	根室市	○
13	北海道	砂川市	○
14	北海道	歌志内市	○
15	北海道	深川市	○
16	北海道	松前町	○
17	北海道	福島町	○
18	北海道	知内町	○
19	北海道	木古内町	○
20	北海道	森町	△
21	北海道	八雲町	○
22	北海道	長万部町	○
23	北海道	江差町	○
24	北海道	上ノ国町	○
25	北海道	厚沢部町	○
26	北海道	乙部町	○
27	北海道	奥尻町	○
28	北海道	今金町	○
29	北海道	せたな町	○
30	北海道	島牧村	○
31	北海道	寿都町	○
32	北海道	黒松内町	○
33	北海道	蘭越町	○
34	北海道	二セコ町	○
35	北海道	真狩村	○
36	北海道	留寿都村	○
37	北海道	喜茂別町	○
38	北海道	京極町	○
39	北海道	共和町	○
40	北海道	岩内町	○
41	北海道	神恵内村	○
42	北海道	積丹町	○

	都道府県名	H22.4.1現在 市町村名	過疎区分 (現行法)
43	北海道	古平町	○
44	北海道	仁木町	○
45	北海道	赤井川村	○
46	北海道	奈井江町	○
47	北海道	上砂川町	○
48	北海道	由仁町	○
49	北海道	長沼町	○
50	北海道	栗山町	○
51	北海道	月形町	○
52	北海道	浦臼町	○
53	北海道	新十津川町	○
54	北海道	妹背牛町	○
55	北海道	秩父別町	○
56	北海道	雨竜町	○
57	北海道	北竜町	○
58	北海道	沼田町	○
59	北海道	幌加内町	○
60	北海道	鷹栖町	○
61	北海道	当麻町	○
62	北海道	比布町	○
63	北海道	愛別町	○
64	北海道	上川町	○
65	北海道	美瑛町	○
66	北海道	中富良野町	○
67	北海道	南富良野町	○
68	北海道	和寒町	○
69	北海道	剣淵町	○
70	北海道	下川町	○
71	北海道	美深町	○
72	北海道	音威子府村	○
73	北海道	中川町	○
74	北海道	増毛町	○
75	北海道	小平町	○
76	北海道	苫前町	○
77	北海道	羽幌町	○
78	北海道	初山別村	○
79	北海道	遠別町	○
80	北海道	天塩町	○
81	北海道	幌延町	○
82	北海道	猿払村	○
83	北海道	浜頓別町	○
84	北海道	中頓別町	○
85	北海道	枝幸町	○
86	北海道	豊富町	○
87	北海道	礼文町	○
88	北海道	利尻町	○
89	北海道	利尻富士町	○
90	北海道	津別町	○
91	北海道	清里町	○
92	北海道	小清水町	○
93	北海道	訓子府町	○
94	北海道	置戸町	○
95	北海道	佐呂間町	○
96	北海道	遠軽町	○
97	北海道	湧別町	○
98	北海道	滝上町	○
99	北海道	興部町	○
100	北海道	西興部村	○
101	北海道	雄武町	○

	都道府県名	H22.4.1現在 市町村名	過疎区分 (現行法)
102	北海道	大空町	○
103	北海道	豊浦町	○
104	北海道	壮瞥町	○
105	北海道	洞爺湖町	○
106	北海道	安平町	○
107	北海道	むかわ町	○
108	北海道	日高町	○
109	北海道	平取町	○
110	北海道	新冠町	○
111	北海道	浦河町	
112	北海道	様似町	○
113	北海道	えりも町	○
114	北海道	新ひだか町	△
115	北海道	上士幌町	○
116	北海道	鹿追町	○
117	北海道	新得町	○
118	北海道	清水町	○
119	北海道	更別村	○
120	北海道	大樹町	○
121	北海道	広尾町	○
122	北海道	池田町	○
123	北海道	豊頃町	○
124	北海道	本別町	○
125	北海道	足寄町	○
126	北海道	陸別町	○
127	北海道	浦幌町	○
128	北海道	厚岸町	○
129	北海道	浜中町	○
130	北海道	標茶町	○
131	北海道	弟子屈町	○
132	北海道	鶴居村	○
133	北海道	白糠町	○
134	北海道	標津町	○
135	北海道	羅臼町	
136	青森県	平内町	
137	青森県	今別町	○
138	青森県	蓬田村	○
139	青森県	外ヶ浜町	○
140	青森県	鱒ヶ沢町	○
141	青森県	深浦町	○
142	青森県	西目屋村	○
143	青森県	大鰐町	○
144	青森県	中泊町	○
145	青森県	野辺地町	
146	青森県	七戸町	▲
147	青森県	横浜町	○
148	青森県	大間町	
149	青森県	風間浦村	○
150	青森県	佐井村	○
151	青森県	三戸町	
152	青森県	田子町	○
153	青森県	新郷村	○
154	岩手県	宮古市	▲
155	岩手県	遠野市	○
156	岩手県	釜石市	
157	岩手県	八幡平市	○
158	岩手県	葛巻町	○
159	岩手県	岩手町	
160	岩手県	西和賀町	○

	都道府県名	H22.4.1現在 市町村名	過疎区分 (現行法)
161	岩手県	藤沢町	○
162	岩手県	住田町	○
163	岩手県	大槌町	
164	岩手県	山田町	
165	岩手県	岩泉町	○
166	岩手県	田野畑村	○
167	岩手県	普代村	
168	岩手県	軽米町	○
169	岩手県	九戸村	
170	岩手県	洋野町	
171	岩手県	一戸町	○
172	宮城県	栗原市	○
173	宮城県	七ヶ宿町	○
174	宮城県	丸森町	○
175	秋田県	能代市	△
176	秋田県	男鹿市	○
177	秋田県	湯沢市	▲
178	秋田県	鹿角市	○
179	秋田県	北秋田市	○
180	秋田県	仙北市	△
181	秋田県	小坂町	○
182	秋田県	上小阿仁村	○
183	秋田県	藤里町	○
184	秋田県	三種町	△
185	秋田県	八峰町	○
186	秋田県	五城目町	○
187	秋田県	美郷町	
188	秋田県	羽後町	○
189	秋田県	東成瀬村	○
190	山形県	村山市	
191	山形県	尾花沢市	○
192	山形県	西川町	○
193	山形県	朝日町	○
194	山形県	大江町	○
195	山形県	大石田町	○
196	山形県	最上町	○
197	山形県	舟形町	○
198	山形県	真室川町	○
199	山形県	大蔵村	○
200	山形県	鮭川村	○
201	山形県	戸沢村	○
202	山形県	川西町	○
203	山形県	小国町	○
204	山形県	白鷹町	○
205	山形県	飯豊町	○
206	山形県	遊佐町	
207	福島県	川俣町	○
208	福島県	下郷町	
209	福島県	楡枝岐村	
210	福島県	只見町	○
211	福島県	南会津町	○
212	福島県	北塩原村	○
213	福島県	西会津町	○
214	福島県	磐梯町	○
215	福島県	猪苗代町	
216	福島県	会津坂下町	
217	福島県	湯川村	○
218	福島県	柳津町	○
219	福島県	三島町	○

	都道府県名	H22.4.1現在 市町村名	過疎区分 (現行法)
220	福島県	金山町	○
221	福島県	昭和村	○
222	福島県	会津美里町	▲
223	福島県	矢祭町	○
224	福島県	塙町	○
225	福島県	鮫川村	○
226	福島県	古殿町	○
227	福島県	川内村	○
228	福島県	葛尾村	○
229	福島県	飯館村	○
230	茨城県	大子町	○
231	栃木県	茂木町	○
232	群馬県	神流町	○
233	群馬県	下仁田町	○
234	群馬県	南牧村	○
235	群馬県	嬬恋村	
236	群馬県	六合村	○
237	群馬県	東吾妻町	△
238	群馬県	片品村	○
239	群馬県	みなかみ町	
240	埼玉県	東秩父村	
241	千葉県	南房総市	▲
242	千葉県	長南町	
243	千葉県	大多喜町	
244	千葉県	鋸南町	○
245	東京都	檜原村	○
246	東京都	奥多摩町	○
247	東京都	大島町	
248	東京都	新島村	○
249	東京都	三宅村	○
250	新潟県	十日町市	○
251	新潟県	糸魚川市	○
252	新潟県	佐渡市	○
253	新潟県	魚沼市	▲
254	新潟県	阿賀町	○
255	新潟県	出雲崎町	○
256	新潟県	津南町	○
257	新潟県	関川村	○
258	新潟県	粟島浦村	○
259	富山県	朝日町	
260	石川県	輪島市	○
261	石川県	珠洲市	○
262	石川県	穴水町	○
263	石川県	能登町	○
264	福井県	池田町	○
265	福井県	南越前町	▲
266	山梨県	市川三郷町	▲
267	山梨県	早川町	○
268	山梨県	身延町	○
269	山梨県	南部町	○
270	山梨県	道志村	○
271	山梨県	小菅村	○
272	山梨県	丹波山村	○
273	長野県	飯山市	
274	長野県	小海町	○
275	長野県	北相木村	○
276	長野県	長和町	△
277	長野県	中川村	○
278	長野県	阿南町	○

	都道府県名	H22.4.1現在 市町村名	過疎区分 (現行法)
279	長野県	平谷村	○
280	長野県	根羽村	○
281	長野県	壳木村	○
282	長野県	天竜村	○
283	長野県	泰阜村	○
284	長野県	大鹿村	○
285	長野県	上松町	○
286	長野県	南木曾町	○
287	長野県	木祖村	○
288	長野県	王滝村	○
289	長野県	大桑村	○
290	長野県	木曾町	○
291	長野県	麻績村	○
292	長野県	生坂村	○
293	長野県	筑北村	○
294	長野県	小谷村	○
295	長野県	山ノ内町	
296	長野県	木島平村	
297	長野県	野沢温泉村	
298	長野県	信濃町	
299	長野県	小川村	○
300	長野県	栄村	○
301	岐阜県	飛騨市	○
302	岐阜県	七宗町	○
303	岐阜県	八百津町	
304	岐阜県	白川町	○
305	岐阜県	東白川村	○
306	岐阜県	白川村	○
307	静岡県	南伊豆町	○
308	静岡県	松崎町	○
309	静岡県	西伊豆町	○
310	静岡県	川根本町	○
311	愛知県	設楽町	○
312	愛知県	東栄町	○
313	愛知県	豊根村	○
314	三重県	尾鷲市	
315	三重県	鳥羽市	
316	三重県	熊野市	○
317	三重県	大台町	○
318	三重県	大紀町	○
319	三重県	南伊勢町	○
320	三重県	紀北町	○
321	京都府	宮津市	
322	京都府	笠置町	○
323	京都府	和束町	
324	京都府	京丹波町	▲
325	京都府	伊根町	○
326	兵庫県	養父市	○
327	兵庫県	淡路市	▲
328	兵庫県	佐用町	▲
329	兵庫県	香美町	○
330	兵庫県	新温泉町	○
331	奈良県	山添村	
332	奈良県	曾爾村	○
333	奈良県	御杖村	○
334	奈良県	吉野町	○
335	奈良県	下市町	○
336	奈良県	黒滝村	○
337	奈良県	天川村	○

	都道府県名	H22.4.1現在 市町村名	過疎区分 (現行法)
338	奈良県	野迫川村	○
339	奈良県	十津川村	○
340	奈良県	下北山村	○
341	奈良県	上北山村	○
342	奈良県	川上村	○
343	奈良県	東吉野村	○
344	和歌山県	新宮市	▲
345	和歌山県	紀美野町	○
346	和歌山県	かつらぎ町	△
347	和歌山県	九度山町	○
348	和歌山県	高野町	○
349	和歌山県	由良町	
350	和歌山県	日高川町	○
351	和歌山県	すさみ町	○
352	和歌山県	那智勝浦町	
353	和歌山県	太地町	
354	和歌山県	古座川町	○
355	和歌山県	北山村	○
356	和歌山県	串本町	○
357	鳥取県	岩美町	
358	鳥取県	若桜町	○
359	鳥取県	智頭町	○
360	鳥取県	三朝町	
361	鳥取県	大山町	
362	鳥取県	日南町	○
363	鳥取県	日野町	○
364	鳥取県	江府町	
365	鳥根県	浜田市	▲
366	鳥根県	大田市	○
367	鳥根県	江津市	△
368	鳥根県	雲南市	▲
369	鳥根県	奥出雲町	○
370	鳥根県	飯南町	○
371	鳥根県	川本町	○
372	鳥根県	美郷町	○
373	鳥根県	邑南町	○
374	鳥根県	津和野町	○
375	鳥根県	吉賀町	○
376	鳥根県	海士町	○
377	鳥根県	西ノ島町	○
378	鳥根県	知夫村	○
379	鳥根県	隠岐の島町	▲
380	岡山県	高梁市	○
381	岡山県	新見市	○
382	岡山県	真庭市	▲
383	岡山県	美作市	○
384	岡山県	矢掛町	
385	岡山県	新庄村	○
386	岡山県	鏡野町	○
387	岡山県	奈義町	
388	岡山県	西粟倉村	○
389	岡山県	久米南町	○
390	岡山県	美咲町	○
391	岡山県	吉備中央町	○
392	広島県	三次市	▲
393	広島県	庄原市	○
394	広島県	安芸高田市	▲
395	広島県	江田島市	○
396	広島県	安芸太田町	○

	都道府県名	H22.4.1現在 市町村名	過疎区分 (現行法)
397	広島県	北広島町	○
398	広島県	大崎上島町	○
399	広島県	世羅町	○
400	広島県	神石高原町	○
401	山口県	萩市	○
402	山口県	長門市	○
403	山口県	美祢市	○
404	山口県	周防大島町	○
405	山口県	上関町	○
406	山口県	阿武町	○
407	徳島県	美馬市	○
408	徳島県	三好市	○
409	徳島県	勝浦町	○
410	徳島県	上勝町	○
411	徳島県	佐那河内村	○
412	徳島県	神山町	○
413	徳島県	那賀町	○
414	徳島県	牟岐町	○
415	徳島県	美波町	○
416	徳島県	海陽町	○
417	徳島県	つるぎ町	○
418	香川県	東かがわ市	△
419	香川県	土庄町	○
420	香川県	小豆島町	○
421	香川県	直島町	
422	香川県	琴平町	
423	香川県	まんのう町	△
424	愛媛県	宇和島市	▲
425	愛媛県	八幡浜市	○
426	愛媛県	大洲市	△
427	愛媛県	西予市	○
428	愛媛県	上島町	○
429	愛媛県	久万高原町	○
430	愛媛県	内子町	○
431	愛媛県	松野町	○
432	愛媛県	鬼北町	○
433	愛媛県	愛南町	▲
434	高知県	室戸市	○
435	高知県	安芸市	○
436	高知県	須崎市	
437	高知県	土佐清水市	○
438	高知県	香美市	▲
439	高知県	東洋町	○
440	高知県	奈半利町	○
441	高知県	田野町	○
442	高知県	安田町	○
443	高知県	北川村	○
444	高知県	馬路村	○
445	高知県	本山町	○
446	高知県	大豊町	○
447	高知県	土佐町	○
448	高知県	大川村	○
449	高知県	仁淀川町	○
450	高知県	中土佐町	○
451	高知県	越知町	○
452	高知県	檮原町	○
453	高知県	津野町	○
454	高知県	四万十町	○
455	高知県	大月町	○

	都道府県名	H22.4.1現在 市町村名	過疎区分 (現行法)
456	高知県	三原村	○
457	高知県	黒潮町	△
458	福岡県	大牟田市	
459	福岡県	田川市	○
460	福岡県	嘉麻市	○
461	福岡県	小竹町	○
462	福岡県	鞍手町	
463	福岡県	東峰村	○
464	福岡県	添田町	○
465	福岡県	川崎町	○
466	福岡県	大任町	○
467	福岡県	福智町	
468	福岡県	築上町	
469	佐賀県	多久市	○
470	佐賀県	大町町	○
471	佐賀県	江北町	○
472	佐賀県	白石町	
473	佐賀県	太良町	
474	長崎県	平戸市	○
475	長崎県	松浦市	△
476	長崎県	対馬市	○
477	長崎県	壱岐市	○
478	長崎県	五島市	○
479	長崎県	西海市	○
480	長崎県	南島原市	▲
481	長崎県	小値賀町	○
482	長崎県	新上五島町	○
483	熊本県	水俣市	○
484	熊本県	上天草市	○
485	熊本県	天草市	○
486	熊本県	美里町	○
487	熊本県	南関町	○
488	熊本県	和水町	○
489	熊本県	南小国町	○
490	熊本県	小国町	○
491	熊本県	産山村	○
492	熊本県	高森町	○
493	熊本県	甲佐町	○
494	熊本県	山都町	○
495	熊本県	芦北町	○
496	熊本県	津奈木町	○
497	熊本県	多良木町	○
498	熊本県	湯前町	○
499	熊本県	水上村	○
500	熊本県	相良村	○
501	熊本県	五木村	○
502	熊本県	山江村	○
503	熊本県	球磨村	○
504	熊本県	あさぎり町	▲
505	大分県	佐伯市	▲
506	大分県	臼杵市	△
507	大分県	津久見市	○
508	大分県	竹田市	○
509	大分県	豊後高田市	○
510	大分県	杵築市	▲
511	大分県	宇佐市	▲
512	大分県	豊後大野市	○
513	大分県	国東市	○
514	大分県	姫島村	○

	都道府県名	H22.4.1現在 市町村名	過疎区分 (現行法)
515	大分県	九重町	○
516	大分県	玖珠町	○
517	宮崎県	串間市	○
518	宮崎県	えびの市	○
519	宮崎県	高原町	○
520	宮崎県	西米良村	○
521	宮崎県	諸塚村	○
522	宮崎県	椎葉村	○
523	宮崎県	美郷町	○
524	宮崎県	高千穂町	○
525	宮崎県	日之影町	○
526	宮崎県	五ヶ瀬町	○
527	鹿児島県	阿久根市	○
528	鹿児島県	西之表市	○
529	鹿児島県	垂水市	○
530	鹿児島県	曾於市	○
531	鹿児島県	南さつま市	○
532	鹿児島県	志布志市	▲
533	鹿児島県	奄美市	▲
534	鹿児島県	南九州市	○
535	鹿児島県	伊佐市	○
536	鹿児島県	三島村	○
537	鹿児島県	十島村	○
538	鹿児島県	さつま町	○
539	鹿児島県	長島町	○
540	鹿児島県	湧水町	○
541	鹿児島県	大崎町	○
542	鹿児島県	東串良町	○
543	鹿児島県	錦江町	○
544	鹿児島県	南大隅町	○
545	鹿児島県	肝付町	○
546	鹿児島県	中種子町	○
547	鹿児島県	南種子町	○
548	鹿児島県	屋久島町	○
549	鹿児島県	大和村	○
550	鹿児島県	宇検村	○
551	鹿児島県	瀬戸内町	○
552	鹿児島県	龍郷町	○
553	鹿児島県	喜界町	○
554	鹿児島県	徳之島町	○
555	鹿児島県	天城町	○
556	鹿児島県	伊仙町	○
557	鹿児島県	和泊町	○
558	鹿児島県	知名町	○
559	鹿児島県	与論町	○
560	沖縄県	国頭村	○
561	沖縄県	大宜味村	○
562	沖縄県	東村	○
563	沖縄県	本部町	○
564	沖縄県	渡嘉敷村	○
565	沖縄県	粟国村	○
566	沖縄県	渡名喜村	○
567	沖縄県	南大東村	○
568	沖縄県	北大東村	○
569	沖縄県	伊平屋村	○
570	沖縄県	伊是名村	○
571	沖縄県	久米島町	○
572	沖縄県	多良間村	○
573	沖縄県	与那国町	○

# 北海道

## 【参考】北海道 基本データ

【市町村数】179市町村 【過疎関係市町村数】140市町村(78.2%)

【2条過疎(全域過疎)数】131市町村 【33条1項過疎(みなし過疎)】1市 【33条2項過疎】8市町村

【その他特記事項】

# 過疎対策に資するソフト事業の実施例

都道府県分

都道府県名：北海道

(単位：千円)

事業分野	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳		
				特定財源	一般財源	※説明(特定財源の内管等)
◎H21年度実施事業						
地域の活性化	地域再生チャレンジ交付金(H19～)	地域が抱える様々な格差の是正に向け、市町村が住民などと協働して取り組む意欲的なプロジェクトを支援(期間3ヶ年、上限1千万円、交付率10/10)。	250,322		250,322	
地域の活性化	北の大地への交流・定住促進事業費(H17～)	団塊の世代等をターゲットにした本道への移住促進を図るため、民間企業・商工会・市町村等で構成する協議会の体制整備や、市町村の受入体制づくり、地域における移住ビジネスの構築を進める。	8,877		8,877	
集落の維持・活性化	北海道集落支援員活用モデル事業(H21)	道内における集落支援員制度の活用促進を図るため、5地域(1地域2集落、計10集落)でモデル事業を実施し、取組実績や活動の成果を広く発信することにより、市町村における集落対策の促進を図る。	16,500		16,500	「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」
◎H22年度実施予定事業						
交通手段の確保	定期航路維持対策費(運賃割引補助)(S37～)	離島住民の交通費負担の軽減を図るため、道が定めた補助率を割引した航路事業者に対し、団体割引率(2割)程度を補助。	20,265		20,265	
地域医療の確保	北海道医師養成確保修学資金等交付事業費(H20～)	地域医療を担う医師を養成するため、医師免許取得後、一定期間、地域の医療機関に勤務することを条件とする道内医育成大学における地域枠と奨学金制度を運動させて、地域医療に従事する医師を確保するとともに医師の地域偏在を解消する。	131,536		131,536	
地域の活性化	地域力向上サポート事業費(H17～)	多様な主体が連携・協働して地域の課題を解決していく「地域力」の向上に向け、地域住民や市町村等の主体的な取組に係る連絡・相談体制を定着させるとともに、市町村の枠にとらわれない主体間連携や広範囲での事業実施など、広域的な展開を進める取組に対し、専門家や大学などとの連携のもと、効果的にサポートする。	2,474		2,474	

# 過疎対策に資するソフト事業の実施例

市町村分

都道府県名：北海道

(単位:千円)

事業分野	市町村名	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
					特定財源	一般財源
◎H21年度実施事業						
地域医療の確保	上川町	北海道家庭医療センター一診療業務委託事業(H21)	医師の確保が深刻な問題となっていることから、町立診療所と北海道家庭医療学センターとの間で、診療業務に係る委託契約を締結し、医師の確保に取り組んでいる。	39,940		39,940
地域の活性化	遠軽町	農作物栽培奨励事業	農業者で構成する団体が、枝豆の地域特産物化やアスパラガス立寄栽培による高収益作物化取り組みしており、町では、農産物のブランド化や販路拡大のため、種子や資材等の係る経費の一部を団体に補助している。	1,728		1,728
安全・安心な生活	深川市	福祉除雪サービス事業	高齢者や障がい者等の冬期除雪困難世帯を対象に、地域の助け合いによる福祉除雪サービス事業を実施する社会福祉協議会に対し、その経費の一部を補助している。	3,143		3,143
◎H22年度実施予定事業						
安全・安心な生活	稚内市	緊急通報装置給付運営事業(H14～)	日常生活動作に支障のある一人暮らしの高齢者宅に、緊急通報装置を設置し、急病等の緊急時に対応する。	2,130		2,130
安全・安心な生活	置戸町	無店舗地域への宅配サービス事業	無店舗となった地域の住民に対し、移動販売車による販売や宅配サービスを実施するため、町の車両を無償で貸与する。	10,000		10,000
地域の活性化	上川町	高齢者事業団運営事業(H13～)	概ね65歳以上の健康で働く意欲のある方で構成される「上川町高齢者事業団」が行う事業の運営費の一部を補助する。	1,430		1,430

# 福島県

## 【参考】福島県 基本データ

【市町村数】59市町村 【過疎関係市町村数】23市町村(39.0%)

【2条過疎(全域過疎)数】18町村 【33条1項過疎(みなし過疎)】2市町 【33条2項過疎】3市町村

【その他特記事項】

# 過疎対策に資するソフト事業の実施例

都道府県分

都道府県名：福島県

(単位：千円)

事業分野	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
				特定財源	一般財源
◎H21年度実施事業					
集落対策	地域づくり総合支援事業(コミュニティ再生支援枠)	・過疎・中山間地域の住民自らが主体的に住みよい地域づくりや地域の課題等について話し合い、集落や地域コミュニティの再生を図る取組みを支援する。	90,000	0	90,000
集落対策	大学生の力を活用した集落活性化調査委託事業	・大学生と集落が協働して作成する活性化策に対する支援を行うとともに、活性化策に関する討論会を開催する。	1,359	0	1,359
集落対策	集落支援員等育成支援事業	・広域的な情報交換を行う集落支援員連絡会議や、集落支援員のなり手の確保とレベルアップを図るための実践演習、実際の地域づくり活動に参加して学ぶケーススタディなどを行う。	1,882	0	1,882
◎H22年度実施予定事業					
集落対策	地域づくり総合支援事業(集落等活性化枠)	・集落等が行う再生事業及び地域づくり団体等が集落と協定を結び、地域資源を活用した経済循環を構築しながら集落の活力向上を図る事業を支援する。	110,000	0	110,000
集落対策	大学生の力を活用した集落活性化調査委託事業	・大学生と集落が協働して作成する活性化策やその実証実験に対する支援を行うとともに、活性化策に関する討論会を開催する。	3,224	0	3,224
集落対策	集落支援員等育成支援事業	・広域的な情報交換を行う集落支援員連絡会議や、集落支援員のなり手の確保とレベルアップを図るための実践演習、実際の地域づくり活動に参加して学ぶケーススタディなどを行う。	1,517	0	1,517

過疎対策に資するソフト事業の実施例

市町村分  
都道府県名：福島県

(単位：千円)

事業分野	市町村名	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
					特定財源	一般財源
◎H21年度実施事業						
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	伊達市	新多目的交通システム事業	高齢者等の移動手段の確保と商店街の活性化を図るため、定額料金を設定した電話予約によるデマンド型乗合交通手段を提供する事業実施主体に対し補助金を交付する。	20,000	1,000	19,000
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	川俣町	生活交通体系構築事業	平成20年度に策定した生活交通計画に基づき、デマンド乗合タクシーの試験運行の実施(3経路)(町を事務局とする地域公共交通会議による事業)	11,517	3,011	8,506
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	只見町	新多目的交通システム運行事業・スクールバス運行事業	民間事業者(会津バス)の撤退による地域内の公共交通確保のため、デマンド方式による乗り合いタクシー運行事業及びスクールバスの運行事業。	26,990	2,862	24,128
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	湯川村	生活交通対策事業	村内で運行しているバス会社に対し、運行経費にかかる赤字分に対し補助金を交付するもの。	8,836	1,055	7,781
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	柳津町	柳津町普路線バス運行事業	柳津町西山支所管内において4系統を運行し、地域住民の移動手段を確保している。	25,561	13,926	11,635
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	会津美里町	会津美里町生活交通路線対策事業	町内で運行しているバス会社に対し、運行経費にかかる赤字分に対し補助金を交付するもの。	4,713		4,713
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	会津美里町	会津美里町デマンド交通システム運行事業	あいあいタクシーを運行している会津美里町商工会に対し、運行経費にかかる赤字分に対し補助金を交付するもの。	21,530	3,588	17,942
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	鮫川村	村営バス事業	高齢者の通院や買い物、高校生の通学の交通確保のため、鮫川村と磐城棚倉駅間を往復する村営バス	7,360	4,853	2,507
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	古殿町	地方バス路線維持対策事業	町内で運行しているバス会社に対し、運行経費にかかる赤字分に対し補助金を交付するもの。	15,300		15,300
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	飯館村	患者輸送バス運行委託	草野・飯館診療所への患者送迎と役場経由両診療所とのシヤトル運行をし、患者の足の確保を図る。	5,086		5,086

過疎対策に資するソフト事業の実施例

市町村分  
都道府県名：福島県

(単位:千円)

事業分野	市町村名	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
					特定財源	一般財源
地域医療の確保	柳津町	柳津町国民健康保険診療所運営事業	柳津町国民健康保険診療所及び同診療所西山出張所において内科診療を運営している。	77,000	21,800	55,200 繰入金等
集落の維持・活性化	喜多方市	過疎地域の自立活性化推進に関する調査事業	集落支援員設置・農山村集落支援塾・社会実験・アンケート調査・集落支援ハンドブック作成	4,738	4,738	過疎地域自立活性化推進調査委託金
集落の維持・活性化	喜多方市	農山漁村地域力発掘支援モデル事業	農山漁村に存する有形・無形の様々な地域資源の保全・活用を通じて活力ある農山漁村を実現しようとする取組の活動経費等を助成する。	6,000	6,000	補助率 定額 200万円×3地区
集落の維持・活性化	只見町	まちづくり推進事業(集落支援員含む)	各地区センターに「まちづくり推進員」を配置し、各種事業を実施する。 (①町づくり事業補助事業 4,500千円 ②地区センター運営委員会補助事業 1,500千円③まちづくり推進事業 1,084千円④まちづくり推進員人件費 6,429千円)	13,523	13,523	※1まちづくり推進員人件費(6,429千円)を集落支援員として特別交付税の算定基礎に計上。※2特定財源は、町づくり事業補助金として基金にて対応している。
集落の維持・活性化	金山町	集落支援員事業	過疎地の集落問題に専門的に取り組んでもらうため、集落支援員を設置し点検、巡回、状況把握、話し合いの推進などを行う。	473		473
集落の維持・活性化	金山町	緑のふるさと協力隊受入事業	都市部から農山村に興味のある若者を1年間受け入れ、町内で生活していただく。農山村、過疎地の魅力、伝統文化の掘り起こしや伝承といった地域づくりを主たる活動とする。	1,757		1,757
集落の維持・活性化	葛尾村	集落支援員設置事業	担当集落の現状把握と村全体の地域づくりコーディネーター	300		300
集落の維持・活性化	飯館村	やるきつながりプラン推進事業	地域コミュニティの維持促進及び新しい地域づくりの担い手の育成を図るとともに、時代の流れを捉え個性・特長のある地域づくりを進めるため、行政区及び複数の行政区で取り組む地域づくり事業への補助金	12,000	12,000	飯館村農村楽園基金
定住・二地域居住	喜多方市	既存ストック活用型定住・二地域居住推進事業	空き家や空きスペースなどを活用して、喜多方市への定住・二地域居住を支援する事業について、民間事業者に100万円を上限として委託する。民間を活用することで、幅広いアイデアを募る。	1,000		1,000

過疎対策に資するソフト事業の実施例

市町村分  
都道府県名：福島県

(単位：千円)

事業分野	市町村名	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
					特定財源	一般財源
定住・二地域居住産業の振興	昭和村	からむし後継者育成	平成6年度より、村の伝統文化である「からむし」産業の後継者育成に向け全国から織姫・彦星を募集し、現在まで84名が体験・研修し、うち20名の織姫が定住している。	4,321	4,200	121
定住促進	昭和村	ふるさと定住促進事業	村の定住施策として5年以上の定住確約により、就職奨励金、出産祝い金、結婚祝い金、高齢者世帯援助金、結婚資金貸付金利子援助金を支給	1,325	1,300	25
交流人口の拡大	川俣町	農業体験交流事業 定住化促進対策事業	川俣町定住・二地域居住推進計画に基づき、農業の活性化や二地域居住などによる地域活性化を図る。 1 農業体験交流(農家民泊・農業体験) 2 町内の農家を対象とした農家民泊意向調査 3 空き家台帳整備	2,570	2,066	504
地域間交流	葛尾村	生き生きとした暮らしづくり事業	移動時間に容易な地域で都市的生活をされている地域と「食」体験をテーマに相互交流を行い、高齢になって元気にがんばれる地域を創造する。	2,300	1,500	800
産業の振興	金山町	かねやまのやる気応援事業	地域に根ざした産業振興で地域活性化を図る。地域の特性や資源を活かした産業おこしに取り組みむ団体を町が補助。対象額100万円上限。補助率2/3以内。	2,402		2,402
産業の振興	鮫川村	「まめで達者なむらづくり」事業	60才以上の高齢者に、大豆とエゴマの種子を低価格で頒布し、収穫した大豆を「手まめ館」が買い取る際の価格補償制度を支援する事業 買上量37,643kg×(平均買上単価433円-市場価格153円)=10,540千円	10,540		10,540
産業の振興	飯舘村	までいライフ推進事業	行政区等が主体的に企画実施する地域資源を活用した都市住民との民泊交流事業	5,000	3,333	1,667
地域文化の振興	西会津町	国際芸術村事業	廃校となった木造の中学校を活用し、世界の国々から志のある芸術家を招き、創作の場とし、芸術を通して町民や町外の人々の交流の場とする。	8,538		8,538
教育の振興	昭和村	複式学級解消及び特別教育支援	少子化に伴い複式学級を余儀なくされていることから、教員へ負担軽減を図るために村単独にて補助教員を配置。また、軽度な知的障害(施設入所まででない子)を持つ子供を見守るため特別教育支援員を配置。	3,550		3,550
少子化対策	柳津町	子育て支援事業	小学校1年生から中学校3年生までの医療費(自己負担分)を助成することで、子育て支援を図るとともに定住化を図る。	5,000		5,000
地域の活性化	西会津町	ふるさとまつり	本町の伝統と魅力を、多彩なイベントを通して全国へ情報発信する。(負担金)	7,700		7,700

過疎対策に資するソフト事業の実施例

市町村分  
都道府県名：福島県

(単位：千円)

事業分野	市町村名	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
					特定財源	一般財源
◎H22年度実施予定事業						
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	伊達市	新多目的交通システム事業	高齢者等の移動手段の確保と商店街の活性化を図るため、定額料金を設定した電話予約によるデマンド型乗合交通手段を提供する事業実施主体に対し補助金を交付する。	20,000	1,000	19,000
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	川俣町	デマンド型乗合タクシー運行費	平成21年度に実施した試験運行結果に基づき、デマンド乗合タクシーの本格運行の実施(3経路)	12,437	2,071	10,366
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	川俣町	生活交通体系構築事業	平成20年度に策定した生活交通計画に基づき、バス路線の再編とデマンド乗合タクシー導入の試験運行の実施(3経路)(町を事務局とする地域公共交通会議による事業)	5,831	2,431	3,400
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	湯川村	生活交通対策事業	村内で運行しているバス会社に対し、運行経費にかかる赤字分に対し補助金を交付するもの。	8,836	1,055	7,781
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	会津美里町	会津美里町生活交通路線対策事業	町内で運行しているバス会社に対し、運行経費にかかる赤字分に対し補助金を交付するもの。	4,713		4,713
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	会津美里町	会津美里町デマンド交通システム運行事業	あいあいタクシーを運行している会津美里町商工会に対し、運行経費にかかる赤字分に対し補助金を交付するもの。	22,370	3,343	19,027
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	鮫川村	村営バス事業	高齢者の通院や買い物、高校生の通学の交通確保のため、鮫川村と磐城棚倉駅間を往復する村営バス事業	8,094	5,851	2,243
住民の日常的な移動のための交通手段の確保	古殿町	地方バス路線維持対策事業	町内で運行しているバス会社に対し、運行経費にかかる赤字分に対し補助金を交付するもの。	16,000		16,000
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	飯舘村	地域公共交通事業	村内の足を確保するため、コミュニティバス・患者バスを運行する	9,917	3,780	6,137
地域医療の確保	飯舘村	いいただてクリニック指定管理業務	平成22年4月に開所する公設民営の診療所「いいただてクリニック」への運営補助	20,000		20,000
集落の維持・活性化	喜多方市	集落支援人材育成事業	集落支援塾・大学生を活用した集落活性化	1,427		1,427

過疎対策に資するソフト事業の実施例

市町村分  
都道府県名：福島県

事業分野	市町村名	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳		(単位：千円)
					特定財源	一般財源	
集落の維持・活性化	喜多方市	ふるさと発掘支援事業	農山漁村に存する有形・無形の様々な地域資源の保全・活用を通じて活力ある農山漁村を実現しようとする取組の活動経費等を助成する。	2,000		2,000	補助率 定額 100万円×2地区
集落の維持・活性化	伊達市	集落支援事業	市において、地域づくりコーディネーター1名、集落アドバイザー3名、兼任の集落支援員3名を設置し、市内3地区を選定し、集落内の話し合いの事業を行い、集落づくり計画書をまとめる。また、集落のリーダー育成のための研修会実施や計画に基づく集落支援活動に補助金を交付する。	10,055		10,055	
集落の維持・活性化事業	只見町	まちづくり推進事業 (集落支援員含む)	各地区センターに「まちづくり推進員」を配置し、各種事業を実施する。 ①町づくり事業補助事業 4,500千円 ②地区センター運営委員会補助事業1,500千円③まちづくり推進事業1,094千円④まちづくり推進員人件費6,429千円	13,523	4,500	9,023	※1まちづくり推進員人件費(6,429千円)を集落支援員として特別交付税の算定基礎に計上 ※2特定財源は、町づくり事業補助金として基金にて対応している。
集落の維持・活性化	金山町	集落支援員事業	過疎地の集落問題に専門的に取り組んでもらうため、集落支援員を設置し点検、巡回、状況把握、話し合いの推進などを行う。	748		748	
集落の維持・活性化	金山町	緑のふるさと協力隊受入事業	都市部から農山村に興味のある若者を1年間受け入れ、町内で生活していただく。農山村、過疎地の魅力、伝統文化の掘り起こしや伝承といった地域づくりを主たる活動とする。	1,629		1,629	
集落の維持・活性化	葛尾村	集落支援員設置事業	担当集落の現状把握と村全体の地域づくりコーディネーター	300		300	
集落の維持・活性化	飯舘村	やるきつながりプラン推進事業	地域コミュニティの維持促進及び新しい地域づくりの担い手の育成を図るとともに、時代の流れをとらえた個性的で持続力のある地域づくりを進めるため、行政区及び複数の行政区で取り組む地域づくり事業への補助金	10,000	10,000		飯舘村農村築園基金
定住・二地域居住	喜多方市	既存ストック活用型定住・二地域居住推進事業	空き家や空きスペースなどを活用して、喜多方市への定住・二地域居住を支援する事業について、民間事業者等に100万円を上限として委託する。民間を活用することで、幅広いアイデアを募る。	3,000		3,000	
定住・二地域居住 産業の振興	昭和村	からむし後継者育成	村の伝統文化である「からむし」産業の後継者育成に向け全国から織姫・彦星を募集し、新年度は新たに4名の体験生を受け入れ、体験期間終了後の6名を研修生として受け入れ研修を図る。	6,701	6,600	101	ふるさと創生事業基金
定住促進対策	柳津町	後継者緊急対策事業	結婚され定住する者に対し、結婚祝金を支給する。(50千円/件)	500		500	
定住促進	昭和村	ふるさと定住化促進事業	村の定住施策として5年以上の定住確約により、就職奨励金、出産祝金、結婚祝金、高齢者世帯援助金、結婚資金貸付金利子援助金を支給	1,950	1,950		ふるさと創生事業基金

# 過疎対策に資するソフト事業の実施例

市町村分  
都道府県名：福島県

事業分野	市町村名	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
					特定財源	一般財源
交流人口の拡大	川俣町	農業体験交流事業	川俣町定住・二地域居住推進計画に基づき、農業の活性化や二地域居住などによる地域活性化を図る。 1 農業体験交流(農家民泊・農業体験)	280	280	280
地域間交流	葛尾村	生き生きとした暮らしづくり事業	移動時間に容易な地域で都市的生活をされている地域と「食」体験をテーマに相互交流を行い、高齢になっても元気にがんばれる地域を創造する。	2,700	1,800	900 福島県電源地域振興・原子力等立地地域支援事業補助金
産業の振興	南会津町	木材流通システム構築事業	町の総面積の約9割を占める森林。この豊富な森林資源が持っている多面的機能を高める仕組みのひとつとして、木材の搬出・運搬・管理という一連の流通システムを構築する。	20,000		20,000
産業の振興	金山町	かねやまのやらの気応援事業	地域に根ざした産業振興で地域活性化を図る。地域の特性や資源を活かした産業おもしろい取り組みを町が補助。対象額100万円上限。補助率2/3以内。	1,332		1,332
産業の振興	鮫川村	「まめで達者なむらづくり」事業	60才以上の高齢者に、大豆とエゴマの種子を低価格で頒布し、収穫した大豆を農産物加工・直売場「手まめ館」が買い取る際の価格補償制度を支援する事業 買上量30,000kg×(平均買上単価440円-市場価格100円)=10,200千円	10,200		10,200
農業振興	湯川村	頑張る若者応援！新規就農者支援事業	村内及び村外から村内に新規に就農しようとする者に対して農業経営を確立させるための助成金を交付するもの。	3,600		3,600
情報通信基盤の整備	柳津町	光ファイバー加入促進補助事業	当町で整備を進めている光ファイバーへの加入を促進し、これまでの都市部との情報通信基盤の格差を解消する。	8,100		8,100
地域文化の振興	西会津町	国際芸術村事業	廃校となった木造の中学校を活用し、世界の国々から志のある芸術家を招き、創作の場とし、芸術を通して町民や町外の人々の交流の場とする。	6,913		6,913
教育の振興	昭和村	複式学級解消及び特別教育支援	少子化に伴い複式学級を余儀なくされていることから、教員へ負担軽減を図るために村単独にて補助教員を配置。また、軽度な知的障害(施設入所まででない子)を持つ子供を見守るため特別教育支援員を配置。	3,815		3,815
地域の安心・安全の確保	南会津町	地域安心助け合いネットワーク事業	モデル地区に指定した地区の集会施設を活用し、助け合い支援員・町保健師・緊急通報システム等のネットワークにより、高齢者や在宅での介護従事者等の支援や交流を行い、地域の安心・安全の確保を図るとともに、それぞれの地域固有の課題把握と解決策を模索する。	35,381		35,381
地域の活性化	西会津町	ふるさとまつり	本町の伝統と魅力を、多彩なイベントを通して全国へ情報発信する。(負担金)	7,700		7,700

# 広島県

**【参考】広島県 基本データ**

**【市町村数】23市町村 【過疎関係市町村数】16市町村(69.6%)**

**【2条過疎(全域過疎)数】7市町 【33条1項過疎(みなし過疎)】2市 【33条2項過疎】7市町村**

**【その他特記事項】**

# 過疎対策に資するソフト事業の実施例

都道府県分  
都道府県名：広島県

(単位：千円)

事業分野	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
				特定財源	一般財源
◎H21年度実施事業 地域で必要な医療提供体制の確保	過疎地域医療確保緊急対策事業 (緊急医療支援市町交付金)	過疎地域等の医療提供体制を確保し、県民が安心して生活できる医療提供体制を構築するため、医師誘致支援など医療体制の確保に取り組み市町へ交付金を交付する。 【支援内容】 ①県外医師誘致支援(就業支度金等) ②地域医療従事環境整備支援(住宅、治療機器) ③地域医療連携支援(他市町からの診療支援) ④地域医師派遣支援(他市町からの医師派遣) ⑤その他知事特認	200,000	0	200,000
	中山間地域等従事医師奨学金貸付金	県内公的医療機関での勤務を志す医科大学生(1回生以上)等を対象とした奨学金の貸付を行う。 ○広島県医師育成奨学金 (1人当たり20万円×12月×14名=3,360万円)	33,600	0	33,600
	ふるさとドクターネット広島運営事業 自治医科大学定員枠負担金	ホームページに、将来、本県勤務を希望する県外医師を登録するとともに、登録医師への地域医療情報を発信する。 自治医科大学の運営に係る都道府県負担金	5,155	0	5,155
	へき地医療対策事業	へき地医療の確保・充実のため、へき地医療拠点病院が行う、へき地診療所等への代診医の派遣等に対して補助する。	129,863	0	129,863
	過疎地域交通システム構築支援事業	過疎地域の住民が自主的に取り組む交通空白地域の解消(新たな交通手段の確保)に向けた生活交通の試験的な運行に対し、市町と連携して補助を行う。	42,103	20,676	21,427
日常的な交通・通信手段の確保	市町生活交通支援事業	広域化した市町における交通弱者の最低限の移動機会を確保するため、市町運行路線の再編を進める市町に対して運行経費等を補助する。	4,000	0	4,000
	過疎集落生活交通確保支援事業[H21終了]	過疎地域を中心として、住民の日常生活に不可欠な生活交通を確保するため、市町がデマンド交通などを導入する際に実施する実証運行に要する経費を補助する。 (二実証運行に係る収支差額)を助成(@4,000千円×5地域)	186,000	0	186,000
	情報通信格差是正事業	中山間地域において顕在化する情報通信格差の解消に向けて、国の補助制度を活用しながら、ハード及びソフトの両面から、市町を補助する。 ○携帯電話が利用できない地域において、市町が行う「携帯電話基地局施設整備事業」に対する補助 (国2/3、県2/15)	10,000	0	10,000
日常的な交通・通信手段の確保			319,227	264,568	54,659

# 過疎対策に資するソフト事業の実施例

都道府県分  
都道府県名：広島県

(単位:千円)

事業分野	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳		※説明(特定財源の内訳等)
				特定財源	一般財源	
産業対策	過疎地域冬期生活支援事業	過疎地域で冬期生活に不安を抱える住民が安心して生活できるよう、既存施設の整備等を行う市町へ補助する。	50,000	0	50,000	
	地域生活サポートステーション支援事業	地域住民が主体となった高齢者等の見守りネットワーク(地域生活サポートステーション)を構築するため研修会等を実施し、地域の行うプログラム開発等を支援する。	1,700	850	850	国補助金・広域福祉活動推進事業
	企業の社会貢献(CSR)マッチング事業	過疎地域の小規模・高齢化集落において、企業の社会貢献活動により、棚田の美化や農地保全等の活動を誘導する仕組みづくりに取り組む市町へ補助する。	696	0	696	
	イノビジョン3万頭駆除事業 [H21終了]	イノビジョン被害が過疎地域を中心に拡大し深刻化していることから緊急対策として、市町の一斉捕獲及び駆除体制の強化への補助する。	30,000	0	30,000	
	集落法人育成加速化支援事業	集落法人の経営開始時の経営面積に応じた設立促進費を交付する。(交付単価:30,000円/10a)	288,000	140,000	148,000	国補助金・農地確保・利用支援事業
	集落法人経営強化支援事業	※ H21年度から沿岸島嶼部の農業法人設立を支援するため、設立促進費を交付(交付単価:100,000円/10a) 集落法人の経営上の課題を克服するための専門家(経営士、販売専門家等)の派遣に要する経費を補助する。	6,718	0	6,718	
	原木不安供給体制整備事業	県内の木材生産に係る関係者で構成する「広島県原木流通協議会」による木材の大ロット安定供給体制を構築するための活動を支援するための負担金を交付する。	700	0	700	
	過疎地域資源活用促進事業	過疎地域の小規模事業者による農林漁業連携、地場産品活用、観光資源活用、定住促進など、地域振興に寄与しうる商品・サービスの開発及び販路開拓を補助する。(採択数等 @1,000千円×5件)	5,318	0	5,318	
	ひろしまの森づくり事業	県土の保全や水源かん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源に、森林を環境に貢献する森林として、県民全体で守り育てる事業を推進する市町等へ補助	856,656	0	856,656	

過疎対策に資するソフト事業の実施例

都道府県分  
都道府県名：広島県

(単位：千円)

事業分野	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
				特定財源	一般財源
◎H22年度実施 地域で必要な 医療提供体制 の確保	地域医療再生事業【新 規】 地域医療確保緊急対策 事業 (緊急医療支援市町交 付金)	地域の医師確保など、地域が抱える医療課題の解決を図ることを目的 に策定した地域医療再生計画に基づく事業を実施 ・医師確保と人材育成等を総合的に行う広島県地域医療推進 機構(仮称)の設立に向けた準備 ・公立世羅中央病院と三原市立くい市民病院の機能強化など 過疎地域等の医療提供体制を確保し、県民が安心して生活できる医療 提供体制を構築するため、医師誘致支援など医療体制の確保に取り組 む市町へ交付金を交付する。 【支援内容】 ①県外医師誘致支援(就業支度金等) ②地域医療従事環境整備支援(住宅、治療機器) ③地域医療連携支援(他市町からの診療支援) ④地域医師派遣支援(他市町からの医師派遣) ⑤その他知事特認	348,493	348,493	0
	中山間地域等従事医師 奨学金交付金	県内公的医療機関での勤務を志す医科大学生(1回生以上)等を対象と した奨学金の交付を行う。 ・広島大学「ふるさと枠」5名 → 15名(10名増) ・岡山大学「地域枠」2名(新設) ・その他医学生等 4名	81,600	0	81,600
	ふるさとドクターネット広 島運営事業 自治医科大学定員枠負 担金	ホームページに、将来、本県勤務を希望する県外医師を登録するととも に、登録医師への地域医療情報を発信する。 自治医科大学の運営に係る都道府県負担金	2,409	0	2,409
	へき地医療対策事業	へき地医療の確保・充実のため、へき地医療拠点病院が行う、へき地診 療所等への代診医の派遣等に対して補助する。	43,930	21,551	22,379
地域の生活・福 祉の向上	地域生活サポートス テーション支援事業 市町生活交通支援事業 地上デジタル放送対策 事業【新規】	地域住民が主体となった高齢者等の見守りネットワーク(地域生活サ ポートステーション)を構築するため研修会等を実施し、地域の行うプロ グラム開発等を支援する。 広域化した市町における交通弱者の最低限の移動機会を確保するた め、市町運行路線の再編を進める市町に対して運行経費等を補助す る。 H23年7月の地上デジタル放送完全移行に当たり、新たな難視地区の 解消を図るための共聴施設の新設を支援	1,500	750	750
			192,000	0	192,000
			73,500	0	73,500

過疎対策に資するソフト事業の実施例

都道府県分  
都道府県名：広島県

(単位：千円)

事業分野	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
				特定財源	一般財源
地域の生活・福祉の向上	情報通信格差是正事業	中山間地域において顕在化する情報通信格差の解消に向けて、国の補助制度を活用しながら、ハード及びソフトの両面から、市町を補助する。 ○携帯電話が利用できない地域において、市町が行う「携帯電話基地局施設整備事業」に対する補助 (国2/3、県2/15)	649,444	556,367	93,077
地域教育の実	小規模県立高校間の連携推進事業【新規】	小規模県立高校の教育活動の充実を図るため、授業交流などの連携推進事業を実施	44,500	0	44,500
	「山・海・島」体験活動推進事業【新規】	豊かな心の育成を図るため、県内の小学校50校で、広島県の豊かな自然環境を活かした集団宿泊体験活動を実施	27,700	0	27,700
未来を支える産業の育成	過疎地域の未来創造支援事業	魅力ある中山間地域の形成に向け、地域住民と一体となって、産業対策を基軸とした総合的な取組を行う全域過疎市町を支援する(H23年度から2か年で総額2億円を予定)こととし、H22年度は、計画策定に対して補助	10,000	0	10,000
	集落法人育成加速化支援事業	集落法人の経営開始時の経営面積に応じた設立促進費を交付する。 (交付単価：30,000年/10a)	201,888	123,660	78,228
	集落法人経営強化支援事業	集落法人の経営上の課題を克服するための専門家(経営士、販売専門家等)の派遣に要する経費を補助する。	6,744	0	6,744
	鳥獣被害防止総合対策交付金事業【新規】	野生鳥獣による農作物被害の深刻化・広域化に対応し、市町の鳥獣被害防止対策を支援 ・ 箱わな購入や狩猟免許取得講習会、被害対策講習会等を支援 ・ 侵入防止柵等の被害防止施設整備等	61,180	60,980	200
	農地集積・担い手育成促進事業【新規】	農地集積を促進し、持続的な農業経営につながる仕組みを構築 ・ 農業外企業や集落法人等への農用地の貸出を行う農用地利用改善団体を支援 ・ 農業外企業に対し、営農計画の策定や経営管理に対する助言を行う専門家を派遣するサポーターバンクを設置	10,880	5,880	5,000
	森林整備加速化・林業再生基金事業	間伐等による森林整備の加速化と間伐材の利用促進により林業・木材産業の活性化を推進	913,400	912,400	1,000
	農林水産業就業促進事業【新規】	「ひろしまジョブプラザ」に農林水産業への就業相談窓口を新設するなど、就業相談体制を強化し、担い手が不足する農業・林業・水産業への就業を支援	6,147	4,942	1,205
	建設業経営革新支援事業【拡充】	地域の雇用と災害対応の役割を担っている建設業者に対し、経営革新計画に基づく新分野進出などの取組を支援 特に、景気悪化の影響の大きい過疎地域の建設業者に対し、新たに、設備整備を支援	66,500	0	66,500

過疎対策に資するソフト事業の実施例

都道府県分  
都道府県名：広島県

(単位：千円)

事業分野	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
				特定財源	一般財源
未来を創る資源の好循環	「瀬戸内海の道1兆円構想」推進事業【新規】	瀬戸内海に点在する地域資源を相互に連携させるとともに、エリア全体の魅力アップと観光産業をはじめとする地域産業の活性化を図るため、「瀬戸内海の道1兆円構想」を策定	50,000	0	50,000
	ひろしまの森づくり事業	国土の保全や水源かん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源に、森林を環境に貢献する森林として、県民全体で守り育てる事業を推進する市町等へ補助	852,259	0	852,259
	県産材消費拡大支援事業(ひろしまの森づくり事業の一部)	県産材の消費拡大を図り、健全な森林づくりを推進するため、ひろしまの森づくり県民税を活用し、県産材を使用した住宅の新築又は購入を支援	—	—	—
	地産地消拡大事業【新規】	「地産地消シンボルマーク」の利用促進や、各種媒体を利用したPRを行い、県産農産物の利用拡大を促進	5,850	550	5,300
	「瀬戸内海・ツリーリズム」創出支援事業【新規】	観光事業者の連携による地域資源を活用した着地型観光メニューの開発	25,163	25,163	0
	冬期観光客誘致強化事業【新規】	観光客の減少する観光ルートの形成を支援	20,000	0	20,000
	中山間地域広域観光連携事業(広島・島根観光連携事業)【新規】	冬期に減少する観光客の誘致を強化するため、本州最南端に位置するスキー場などの特徴を生かして、広島県の魅力を一体的に情報発信するキャンペーンを実施(実施エリア：苫北地域、備北地域)	10,207	10,207	0
	農水産物海外販路拡大事業【新規】	島根県と連携して高速道路無料化社会実験を活用した中山間地域への誘客を促進するため、着地型メニューの企画、ドライブマップの作成などを実施	3,500	0	3,500
	過疎地域資源活用促進事業	過疎地域の小規模事業者による農林漁業連携、地場産品活用、観光資源活用、定住促進など、地域振興に寄与しうる商品・サービスの開発及び販路開拓を補助する。(採択数等 @1,000千円×5件)	5,308	0	5,308

# 過疎対策に資するソフト事業の実施例

市町村分

都道府県名：広島県

(単位：千円)

事業分野	市町村名	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
					特定財源	一般財源
◎H21年度実施事業						
生活交通	安芸太田町	デマンドタクシー運行委託	デマンドタクシー「あなたく」8路線の運行委託(過疎市町でほぼ共通した事業)	54,988	7,000	47,988
	安芸太田町	路線バス運行補助金	1種2種路線及び廃止代替6路線の運行補助金	86,645	7,547	79,098
情報通信	世羅町	CATV保守管理事業	20年度から運用を開始した、「せらケーブルネット」の維持・管理等	27,923	0	27,923
	安芸太田町	除雪事業	生活道除雪委託(山間部の市町にほぼ共通)	3,800	0	3,800
生活・福祉	三次市	病院事業会計負担金	救急医療、小児医療など政策医療に要する経費、医師及び看護師等医療技術者の研究研修に要する経費を負担	183,018	0	183,018
	安芸太田町	あんしん電話設置事業	高齢者(290世帯)用の緊急通報システム管理・運営委託	6,675	0	6,675
地域教育	神石高原町	配食サービス事業	調理が困難な高齢者へ栄養のバランスが取れた食事を提供すると共に安否確認を実施	10,016	0	10,016
	安芸太田町	保・幼・小・中・高校連携教育推進事業	相互乗り入れ授業、異年齢体験活動、自然体験研修など、中山間地域における特色ある学校づくり	1,970	0	1,970

# 過疎対策に資するソフト事業の実施例

市町村分

都道府県名：広島県

(単位：千円)

事業分野	市町村名	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
					特定財源	一般財源
地域教育	神石高原町	県立高等学校教育連携支援事業	県立油木高等学校で行うサテライト授業や、クラブ活動(遠征費)経費への補助	5,000	0	5,000
	北広島町	小学校バス通学補助	4kmの通学距離を超える児童の定期券購入費補助	12,850	0	12,850
	北広島町	中学校バス通学補助	6kmの通学距離を超える生徒の定期券購入費補助	16,530	0	16,530
集落・自治振興	神石高原町	集落支援員の設置	小規模高齢化集落(全218集落中49集落)を対象に10名の集落支援員を配置	14,400	0	14,400
	安芸高田市	地域振興組織交付金	32の地域振興組織に対する組織活動交付金	18,000	0	18,000
	安芸高田市	特色ある地域づくり事業助成金	住民自治組織が行う特色ある地域づくり事業に対する助成	24,000	0	24,000
交流・定住	安芸太田町	高速道路通勤補助	高速道路通勤の定住者に対して、ETC割引後の高速道路代の半額を助成	521	0	521
	安芸太田町	若者定住促進助成金	若者定住者が新築等を行った際に固定資産税の半額を助成	1,285	0	1,285
	神石高原町	定住促進対策事業	定住者への奨励金(新婚祝い金、子育て報奨金として町内利用商品券の交付)	5,630	0	5,630
産業振興	北広島町	中山間直接支払	中山間地域の農地保全及び集落営農推進のための支援(過疎市町共通事業)	348,050	261,484	86,566

# 過疎対策に資するソフト事業の実施例

市町村分

都道府県名：広島県

(単位：千円)

事業分野	市町村名	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
					特定財源	一般財源
産業振興	北広島町	有害獣駆除事業	駆除班による捕獲活動、被害防止対策への助成など(過疎市町共通事業)	11,658	1,555	10,103
	北広島町	北広島森づくり事業	里山林整備・森林、林業体験活動支援・間伐材利用促進・緑化活動支援など、手入れ不十分な里山を再整備(過疎市町共通事業)	28,700	28,700	0
	北広島町	企業立地奨励金	企業立地奨励金	25,100	0	25,100
	世羅町	新規就農者支援事業	農業外参入企業が取得した農用地、農業用施設等に対する固定資産税の相当額を助成	26,637	0	26,637
◎H22年度実施予定事業【新規】						
地域医療	庄原市	医療従事者育成奨学金貸付事業	将来、医師、看護師、助産師、准看護師として市内の医療機関に勤務しようとする方に対する奨学金の貸付	16,125	10,666	5,459
産業振興	北広島町	スキー場再生プロジェクト	スキー人口の増加策や、スキー場の新たな活用策を検討する協議会の開催経費等	3,271	0	3,271
	世羅町	農業後継者確保対策事業	集落法人がリターン者を新規就農者として雇用した場合における助成(15万円×12月×5人)	9,000	0	9,000
	世羅町	計画策定事業	町の将来を見据えた産業対策を基本とする未来創造計画の策定	2,000	1,000	1,000
	江田島市	企画振興事業	首都圏における江田島特産物等の販路拡大に取り組み江田島PR隊(仮称：首都圏在住の出身者で構成)への助成	1,388	0	1,388

# 高知県

## 【参考】高知県 基本データ

【市町村数】34市町村 【過疎関係市町村数】27市町村(79.4%)

【2条過疎(全域過疎)数】21市町村 【33条1項過疎(みなし過疎)】1市 【33条2項過疎】5市町村

【その他特記事項】

# 過疎対策に資するソフト事業の実施例

都道府県分

都道府県名：高知県

(単位：千円)

事業分野	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
				特定財源	一般財源 ※説明(特定財源の内容等)
◎H21年度実施事業					
安心・安全の確保	高知県中山間地域安全安心サポート体制支援事業費補助金	中山間地域等で生活する人々が安心して暮らし続けることができる生活環境を築くため、移動販売とともに地域の見守り活動を行う事業者等の備品購入費等を補助する。(平成21年度限り)	89,000	89,000	0 「地域活性化・経済対策臨時交付金」
◎H22年度実施予定事業					
地域医療の確保	無医地区巡回診療事業費補助金	医療に恵まれない無医地区住民の医療を確保し、健康保持と予防、医療の一体化を図るため、無医地区巡回診療を実施する市町村に対して補助する。	2,688		2,688
交通手段の確保	四万十市鉄道経営助成基金負担金	土佐くろしお鉄道中村・宿毛線の経営安定のため、地元市町村と協議して基金の造成を行う。	66,667		66,667
交通手段の確保	高知県地域の交通維持支援事業費補助金	地域の生活を支える移動手段の確保のため、利便性向上を旨とした路線再編やコミュニティバスの多機能化などに必要な調査等に要する経費を補助する。(平成22年度より)	6,000		6,000 H22年度から実施
集落の維持・活性化	移住促進事業費補助金	高知県への移住を促進するため、市町村等が実施する受入体制づくり等に対して助成を行う。(平成19年度～)	10,000		10,000 県単独事業 平成21年度予算額 10,000千円。
集落の維持・活性化	新規就業研修支援事業費補助金	実践研修を行う新規就業希望者や研修受入農家等への助成金を設けている市町村を支援することにより、新規就農者の確保・育成を図る。	55,350		55,350 県単独事業 平成21年度予算額 33,330千円
安心・安全の確保	高知県中山間地域生活支援総合補助金	中山間地域における生活物資の確保や集落の維持・存続につながる仕組みづくり等の取り組みに対し補助を行う。(平成20年度～)	180,000		180,000 H21年度は、210,000千円 「地域活性化・経済対策臨時交付金」を充当。
安心・安全の確保	高知県ふるさと雇用再生あいち生あったかふれあいセンター事業費補助金	子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い、子育てや生活支援、介護サービス等を受け取ることができる拠点を整備し、見守り・支え合いの地域づくり活動の推進を図る事業を実施する市町村へ補助を行う。(平成21年度～)	459,400	459,400	0 平成21年度から実施。「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用。 平成21年度予算額 150,000千円。

過疎対策に資するソフト事業の実施例

市町村分

都道府県名：高知県

(単位：千円)

事業分野	市町村名	実施事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
					特定財源	一般財源
◎H21年度実施事業						
地域医療の確保	須崎市	平成21年度病院群輪番制病院運営事業	高幡5市町(辨原町、四万十町、津野町、中土佐町、代表須崎市)住民の健康を守ることを目的として、救急医療を確保するため、圏内の5病院が輪番制により、365日の夜間と休日に診療にあたることのできる体制を整備し、その経費の一部を高岡郡医師会に補助を行っている。(負担割合は市町の人口割20%、利用患者数割合80%)	6,253		6,253
地域医療の確保	安芸市	へき地医療拠点病院巡回診療負担金	県立病院が実施する「へき地医療拠点病院運営事業」のうち巡回医療に係る運営費の一部を負担する。	512		512
交通手段の確保	土佐清水市	宿毛佐伯航路運航経費支援事業負担金	宿毛佐伯航路(フェリー)の運航経費により生じた当期損失額を上限とし、ドック経費に対して、県及び幡多6市町村で補助し、運営維持を図る。	1,138		1,138
交通手段の確保	仁淀川町	仁淀川町コミュニティバス事業	町民の日常生活における身近な交通手段として、公共交通空白地帯を解消し、町民の利便性の向上及び高齢者の社会参加促進を図り、もって地域福祉の推進に資するため。	14,776		14,776
交通手段の確保	安田町	平成21年度生活バス路線維持補助金	住民生活に不可欠な生活バス路線の維持を図るため、路線バス事業者に対し補助	2,480	2,480	
安心・安全の確保	大豊町	大豊町見守りネットワーク事業	携帯電話の貸与、シルバークホン及びIP告知板を活用して、高齢者の見守り及び安否確認を実施するための機器購入費及び通信費	5,179	5,179	
安心・安全の確保	北川村	緊急通報体制等整備事業	ひとり暮らし老人及び身体障害者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、安否確認を行い福祉の増進に資する。	996		996
◎H22年度実施予定事業						
						0

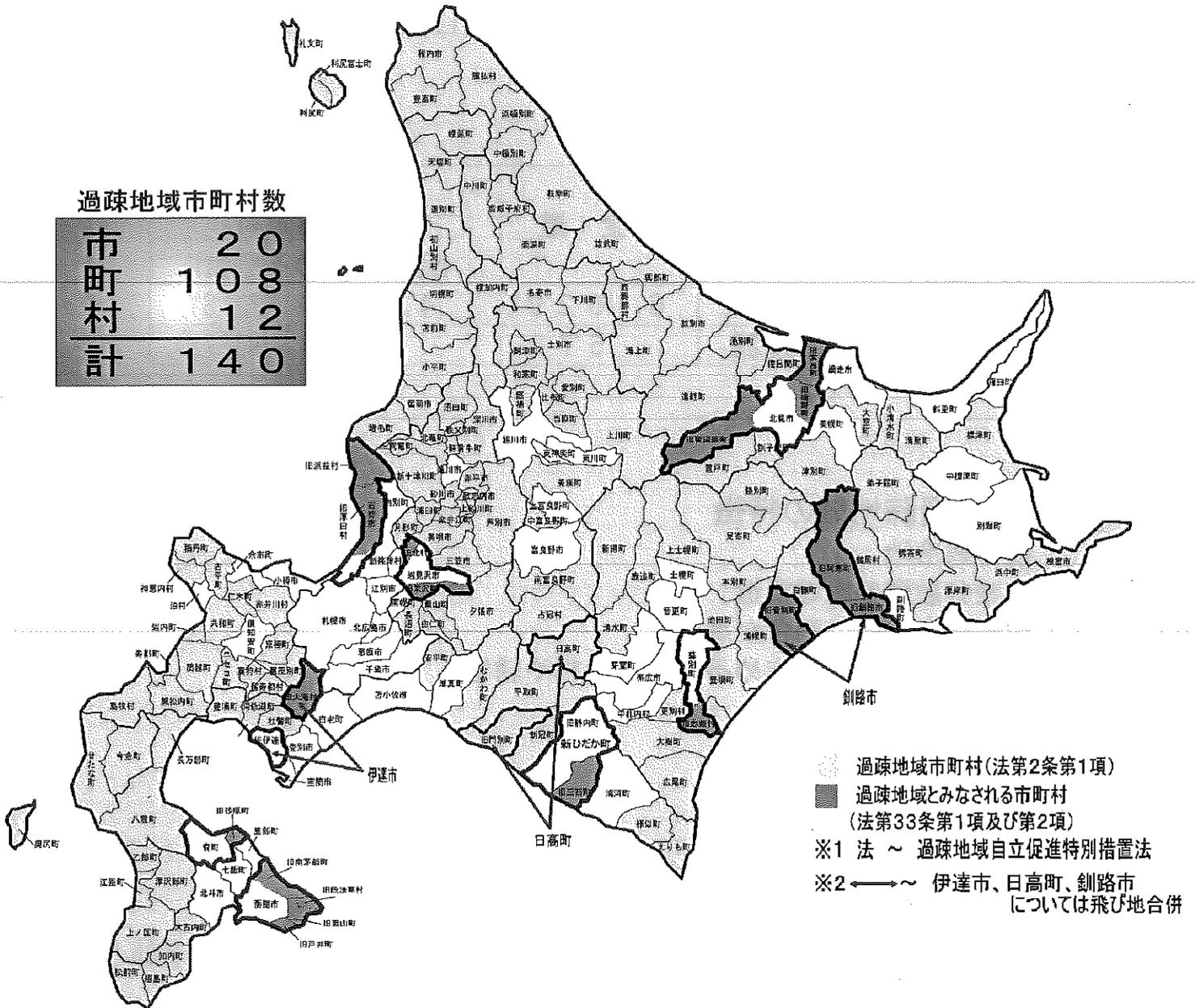
# 北海道の過疎地域の現状

○過疎市町村数(H22.2.1 現在) 140(全市町村の78%)

※うち「一部過疎地域」8市町、「みなし過疎地域」1市  
 ※改正法案の地域要件により、新たに3市町が追加公示見込み

過疎地域市町村数

市	20
町村	108
計	140



## ■過疎地域市町村の状況

項 目	全 道	過疎市町村 (全道に占める割合)
面 積 (km <sup>2</sup> )	83,455.73	60,443.65 (72.4%)
人 口 (人)	5,627,737	1,893,755 (33.7%)
人口増加率(S35~H17) (%)	11.68	▲37.46
高 齢 化 率 (%)	21.42	25.79
若 年 者 比 率 (%)	16.90	14.32
平均財政力指数(H18~H20)	0.275	0.223

### 【参考】集落の状況について

項 目	全 道	過疎市町村 (全道に占める割合)
集 落 数	6,629	4,760 (71.8%)
うち住民の半数以上が65歳以上の集落数	570	534 (93.7%)

## ■北海道の過疎地域の特徴

- 積雪寒冷地
- 広域分散型の地域構造
- 小規模市町村の割合が高い
- 全国の4分の1を占める豊富な森林や耕地

## ■北海道の過疎地域の課題

- 人口減少や高齢化の進行に伴う地域活力の低下
- 基幹産業である農林水産業等の低迷による地域経済の悪化
- 深刻な医師不足や生活交通の撤退、デジタル・デバインドなど都市部との格差拡大
- 地方税収や地方交付税等の減少による厳しい地方財政

## 事業名：地域再生チャレンジ交付金（北海道）

### ■事業内容

地域が抱える様々な格差の是正に向け、市町村が住民などと協働して取り組む意欲的なプロジェクトを包括的に支援。

#### ○対象市町村

- ・札幌市を除く市町村

#### ○対象とする地域格差の分野

- ①社会構造、②地域経済、③医療・福祉、④地方行財政、⑤その他

#### ○対象事業

- ・新たに取り組むソフト事業（複数事業のパッケージ）

#### ○交付期間・上限額

- ・交付期間：最大3ヶ年度
- ・上限額：1年目1千万円（2千万円）、2年目6百万円（1千2百万円）、3年目300万円（6百万円）

※（ ）は複数市町村等の広域実施の場合

#### ○プロジェクトの審査方法

- ・第1次審査：客観的基準の審査

人口減少率、高齢者率、格差分野に応じた指標（※）、財政状況、行革努力等

※地域経済：1人当たり課税所得、完全失業率、観光入込客数

医療・福祉：少子化率、医師・歯科医師数、医療・福祉就業者数

- ・第2次審査：プロジェクトの内容の審査

民間有識者と庁内職員による審査会で審査。  
（格差、目標、協働、優位性、継続性、先駆性）

### ■プロジェクトの採択状況

（千円）

	H19		H20		H21	
	採択数	交付金額	採択数	交付金額	採択数	交付金額
単一市町村実施	7	24,000	22	115,900	9	66,100
広域実施	2	12,000	1	12,000	1	20,000
計	9	36,000	23	127,900	10	86,100
合計	採択数：42 交付金額：250,000					

# 事業名：北の大地への交流・定住促進事業費 (北海道)

## ■事業内容

団塊の世代等をターゲットにした本道への移住促進を図るため、民間企業・商工会・市町村等で構成する協議会の体制整備や、市町村の受入体制づくり、地域における移住ビジネスの構築を進める。

### ○これまでの取組

- ・H17～18：普及啓発・受入準備
  - ・道外への情報発信(首都圏等向けプロモーション)
  - ・受入体制の準備(道内意識啓発、受入準備市町村への支援)
  - ・IJUインフォメーション事業(首都圏案内窓口運営)
- ・H19～21：受入開始・民間主体への移行
  - ・道外への情報発信(戦略的な首都圏等向けプロモーション)
  - ・受入体制の準備(受入セミナーの開催、受入体制づくり)
  - ・IJUインフォメーション事業(首都圏案内窓口運営)

### ○推進体制

- ・行政から民間主体の取組へ移行  
→道内民間組織「住んでみたい北海道推進会議」(企業・市町村で構成、会員数340)を平成21年度にNPO法人化。

### ○今後の取組方向

・民間主体の取り組みへの移行を視野に入れ、飛躍的に拡大している移住・交流分野のマーケットを吸収するため、民間分野で移住・交流ビジネスの創出を図る。

#### 【委託業務の実施(H21～)】

- ①移住・交流希望者に対するコンシェルジュ(総合案内)窓口の設置及び試行
- ②コンシェルジュの周知・PR活動
- ③受け入れ地域のマーケット・受け入れサービスリサーチ
- ④移住・交流ビジネスモデルの構築と検証

#### 【関係団体との連携】

- ・全国組織「移住・交流推進機構(JOIN)」
- ・道内民間組織「住んでみたい北海道推進会議」
- ・道内自治体組織「北海道移住促進会議」(83市町村)

## 事業名：北海道集落支援員活用モデル事業（北海道）

### ■事業内容

道内における集落支援員制度の活用促進を図るため、道内5地域（1地域2集落、計10集落）でモデル事業を実施し、取組実績や活動の成果を広く発信することにより、市町村における集落対策の推進を図る。

### ○道内の集落支援員設置状況

H20年度 1町 1名（専任）

H21年度 なし

※道内集落の特徴

- ・1集落当たりの人口や世帯数が多い。  
（335.2人、147.5世帯）
- ・平地に集落がある割合が高く、役場までの距離が比較的近い。

### ○モデル事業の概要

#### ・実施形態

道内のNPO法人等5団体へ委託（プロポーザル方式）

※集落対策における地域とNPOとの連携、NPOの育成の観点から委託先をNPOとした。法人4団体、任意団体1団体

#### ・モデル地域

乙部町、喜茂別町、沼田町、平取町、更別村の各2集落

#### ・集落支援員設置数

9名（1集落1名、乙部町は2集落1名）

#### ・委託内容

- ①集落支援員が行う次の活動に対する指示・監督
  - ・「集落点検チェックシート」による集落点検の実施
  - ・集落の課題解決に向けた「話し合い」の実施
  - ・集落対策の結果や話し合いを踏まえた集落対策の企画立案
- ②事業実施に係る報告書の作成

## 事業名：定期航路維持対策費（運賃割引補助） （北海道）

### ■事業内容

離島住民の交通費負担の軽減を図るため、道が定めた補助率を割引した航路事業者に対し、団体割引率（2割）程度を補助。

#### ○補助対象者

・離島航路事業者（羽幌沿海フェリー（株）、ハートランドフェリー（株））

#### ○対象経費

・離島住民の住民運賃割引額の1/2

#### ○対象航路

・羽幌～天売、・江差～奥尻、・瀬棚～奥尻、・稚内～礼文  
・稚内～利尻

### （参考）

## 事業名：定期航路維持対策費（妊婦運賃補助） （北海道）

### ■事業内容

離島在住の妊産婦の交通費負担の軽減を図るため、道が定めた妊産婦運賃割引（1等旅客の運賃の半額）を行う航路事業者に対し、補助。（H19.10制度創設）

#### ○補助対象者

・離島航路事業者（羽幌沿海フェリー（株）、ハートランドフェリー（株））

#### ○対象経費

・離島在住妊産婦の妊産婦運賃割引額の1/2

#### ○対象航路

・羽幌～天売、・江差～奥尻、・稚内～礼文、・稚内～利尻

# 事業名：北海道医師養成確保修学資金等貸付事業 (北海道)

## ■事業内容

地域医療を担う医師を養成するため、医師免許取得後、一定期間、地域の医療機関に勤務することを条件とする道内医育大学における地域枠と奨学金制度を連動させて、地域医療に従事する医師を安定的に確保するとともに、医師の地域偏在を解消する。

## ○道内医育大学の定員数の拡大

年度	医育大学	地域枠	
H20	札幌医科大学	10名	
H21	札幌医科大学	15名	
	旭川医科大学	7名	
H22	札幌医科大学	15名	
	旭川医科大学	17名	増加分(10名分)については、地域医療再生臨時特例交付金による基金を活用。

## 【奨学資金制度】

- ・貸し付け対象  
入学金及び授業料、生活費。
- ・返還免除  
貸与期間終了後、一定期間地域医療に従事することにより、貸付額の返還を免除。
- ・義務年限  
貸与期間(6年間)の1.5倍、9年間。
- ・派遣医療機関  
公的医療機関(自治体病院、公的病院)  
※原則、10万対医師数が全道平均を上回る地域(上川中部、札幌、西胆振)への派遣は行わない。
- ・派遣先の決定：医対協で選定し、最終的に道で決定。

## 事業名：地域力向上サポート事業費（北海道）

### ■事業内容

多様な主体が連携・協働して地域の課題を解決していく「地域力」の向上に向け、地域住民や市町村等の主体的な取組に係る連絡・相談体制を定着させるとともに、市町村の枠にとられない主体間連携や広範囲での事業実施など、広域的な展開を進める取組に対し、専門家や大学などとの連携のもと、効果的にサポートする。

### ○背景

- ・少子高齢化や過疎化の進行、地域経済の悪化や財政基盤の脆弱化により、行政だけで公的サービスを担うのは限界。
- ・NPOによる市民活動や企業の社会貢献活動の活発化など、多様化する公的サービスのニーズに対する新たな担い手が増加。
- ・集落支援員制度の活用促進等、集落対策に向けて、地域へのサポート体制や連携体制が求められている。

### ○これまでの取組

- ・H17～19：地域力のあるコミュニティの形成促進
  - ・住民・市町村の意識醸成（フォーラム、市民講座の開催）
  - ・アドバイザーの派遣
- ・H20～21：地域力のステップアップ
  - ・市町村職員、道職員、地域住民を対象として、協働のプロセスや合意形成の手法を学ぶセミナーを実施

### ○今後の取組方向

- ・地域における地域力向上の取組をサポート
  - ・既存のメーリングリスト等を活用した、取組主体の全道的な相談・連絡体制の構築
  - ・市町村の枠にとられない主体間連携や、広範囲での事業展開等を進める地域住民や市町村が主体となった地域力向上の取組に対する支援。
  - ・庁内組織や民間の専門家、大学、集落支援員などと連携し、地域主体の取組をサポート。
  - ・地域課題や解決手法、先進事例について情報・意見交換。
- ・情報収集・発信による普及啓発
  - ・地域力の向上に関する庁内の取組や国、他府県の施策の情報、道内外の先進的な取り組み事例などを情報収集・発信するとともに、市町村や地域住民の意識醸成を図る。

## 事業名：北海道家庭医療学センター診療業務委託 事業(上川町)

### ■事業内容

町立診療所の医師確保を図るため、「医療法人北海道家庭医療学センター」と診療業務に関する委託契約(医師派遣契約)を締結し、医師の確保を図っている。

#### ○派遣医師数

・3名(家庭医:所長1名、医師2名)

#### ○背景

・町立病院の経営が厳しくなったことから、平成21年10月に町立病院を診療所化。診療所化に伴い老人保健福祉施設を併設。  
・町立病院の医師(旭川医大からの派遣医)の退職に伴い、新たな派遣元である「医療法人北海道家庭医療学センター」と平成21年度に医師派遣の協定を調印し、安定的な医師の確保を図る。 図

#### ○委託費の内容

医師3名の派遣費用。

## 事業名：緊急通報装置給付運営事業(稚内市)

### ■事業内容

日常生活動作に支障のある一人暮らしの高齢者宅に、市が緊急通報装置を設置し、急病等の緊急時に対応する。

#### ○対象者

・障がいのある方や介護サービスを受けるなど、日常生活活動に支障のある高齢者。

#### ○運営形態

・委託(委託先:北海道健康づくり財団)

#### ○緊急通報装置

・熱や煙に感応するセンサー及びボタン式通報装置

#### ○設置台数(H20年度現在)

・77台(通報件数は11件)

#### ○事業費の内訳

・委託費:920千円

・装置購入・設置費:520千円(@100千円)

・保守点検費:590千円 等

### (参考)

## 事業名：簡易型緊急通報装置給付運営事業(稚内市)

### ■事業内容

一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦宅に「あんしんコール(簡易型緊急通報装置)」を設置し、急病等の緊急時に対応する。

#### ○対象者

・1人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦。

#### ○運営形態

・リース契約(リース先:NTT)

#### ○緊急通報装置

・電話機に設置(受話器を取ると予め設定していた連絡先(3件)の電話につながる)

#### ○設置台数(H20年度現在)

・185台

#### ○事業費

・508千円(リース代:433千円、設置費:75千円)

## 事業名：無店舗地域への宅配サービス事業（置戸町）

### ■事業内容

無店舗となった地域住民に対し、移動販売による販売や宅配サービスを実施するため、町で車両を購入し、事業者は無償貸与、業務委託をする（今後、実施に向け検討を進める）。

#### ○対象地域

- ・無店舗地域となった2地域。住民数約500人。

#### ○運営形態

- ・商工会や商店街組合等に業務を委託（無償）。  
※ガソリン代等は、事業者が売上利益で負担。

#### ○事業費

- ・車両購入費（2台）

## 事業名：高齢者事業団運営事業（上川町）

### ■事業内容

概ね65歳以上の健康で働く意欲のある方で構成される「上川町 高齢者事業団」が行う事業の運営費に対して一部を補助する。

#### ○「上川町高齢者事業団」の概要

・平成3年に有志により結成。会員数は現在、20名。住民の要請を受け、独居老人宅等の除雪や草刈り、庭木の剪定、塗装作業等を行っている。

#### ○事業費

- ・事務局職員（1名）の人件費や請負作業の賃金等に対して補助。

【日額就労報酬（7時間）】

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| ・軽作業（農作業、草刈り等）  | 5,800円 |
| ・重作業（除雪、塗装、造園等） | 6,440円 |

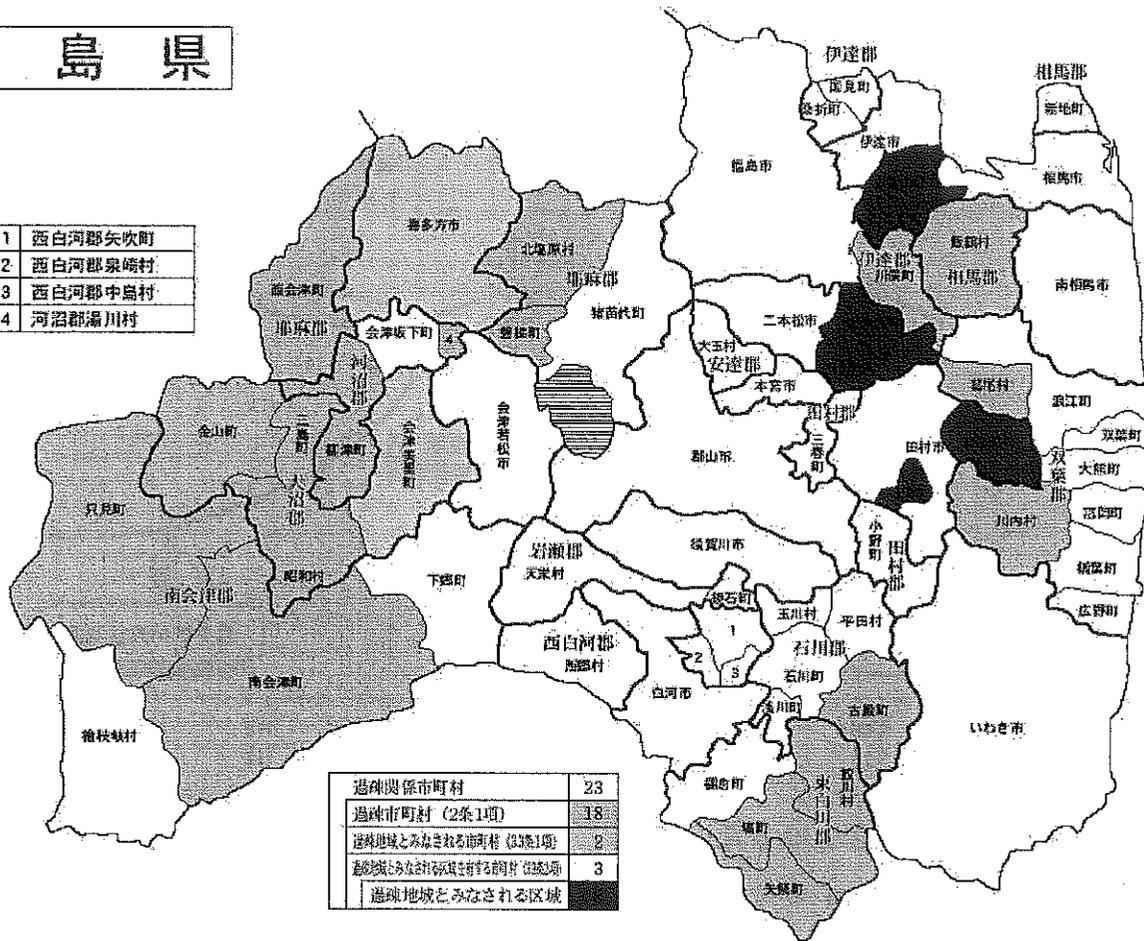
# 福島県内の過疎地域の現状

◎人口の11.1%、面積の40.4%が過疎地域

- 過疎市町村 (2条1項) : 18町村
  - みなし過疎市町村 (3条1項) : 1市1町
  - ▨ 一部過疎市町村 (3条2項) : 3市
- } 23市町村

## 福島県

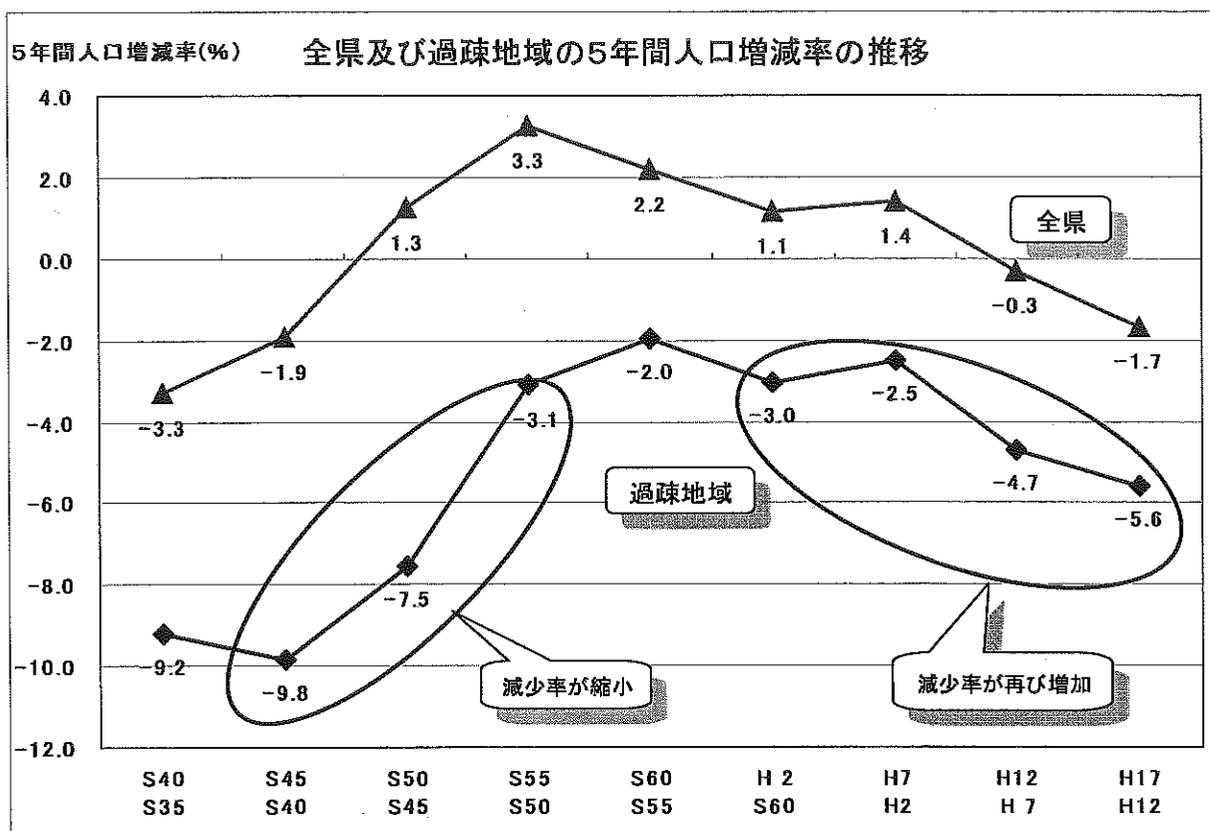
1	西白河郡矢吹町
2	西白河郡泉崎村
3	西白河郡中島村
4	河沼郡湯川村



	全国			福島県		
	過疎市町村	全市町村	比率	過疎市町村	全市町村	比率
市町村数 (H21. 1. 1)	731	1,781	41.0%	23	59	39.0%
人口 (H17 国調: 人)	10,734,718	127,767,994	8.4%	231,922	2,091,319	11.1%
面積 (H17 国調: km <sup>2</sup> )	204,529	377,915	54.1%	5,570	13,782	40.4%

## 福島県内の過疎地域の人口の動向（人口増減率の推移）

- 県内の過疎地域では、昭和35年～45年に10%近い著しい人口減少を示したが、その後、人口減少率が縮小
- 昭和60年ごろから再び人口減少率が増加傾向に



- ① 過疎地域は平成21年1月1日時点の指定市町村
- ② 人口は国勢調査による

## 過疎地域の疲弊が進んでいる

### ○ 過疎市町村ほど高齢化が顕著、集落の活力が低下

本県の高齢化率（65歳以上人口）  
（福島県の人口推計、H21.1.1）

地域別	高齢化率（%）
福島県	24.3
<b>県内過疎市町村（23）</b>	<b>30.1</b>
県内非過疎市町村（36）	23.1

※過疎市町村のうち、二本松市、田村市、伊達市については、過疎地域以外の区域も含めた人口で計算している

全国市町村の高齢化率（平成17年国勢調査）

市町村名	高齢化率（%）
1 群馬県南牧村	53.4
2 三重県紀和町	53.4
<b>3 福島県昭和村</b>	<b>52.4</b>
4 山梨県芦川村	51.8
<b>5 福島県金山町</b>	<b>51.8</b>

### ○ 過疎地域集落の課題が顕在化

周辺地域を含め雇用の場がない

耕作放棄地の増加

森林の荒廃

通院や買い物など日常生活の交通手段の確保が困難

空き家・老朽家屋の増加

伝統的祭事・伝統芸能等の衰退

冬期間の除雪作業が困難

消防団員の確保が困難

など課題が山積

## 福島県内の集落の現状

- 本県の過疎地域等における総集落数は1,583集落となっており、そのうち集落の総人口に占める65歳以上の人口が半数以上の集落数は118集落（対象集落の7.5%）となっている
- 調査基準日が約1年半経過し、集落の総人口に占める65歳以上の人口が半数以上の集落数が増加している。

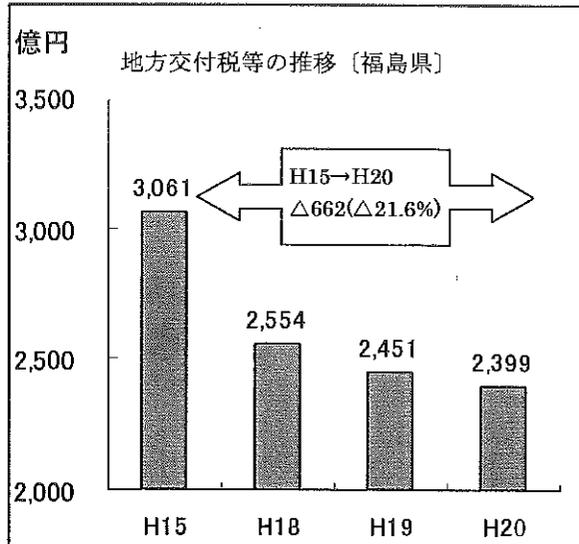
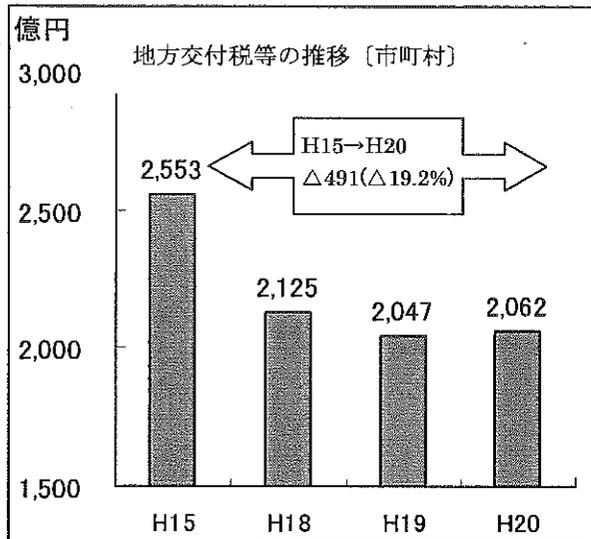
### ■ 集落の基礎的な状況

	国土交通省調査	福島県調査
調査基準日	平成18年4月30日	平成19年10月1日
調査対象地域	過疎地域等 28市町村 (現行過疎法指定地域 23 及び旧過疎法指定地域 5)	
集落の総人口に占める65歳以上の人口が半数以上の集落数	100集落	118集落

※ 福島県調査：過疎・中山間地域における集落の状況調査（平成20年2月福島県地域振興グループ実施）による

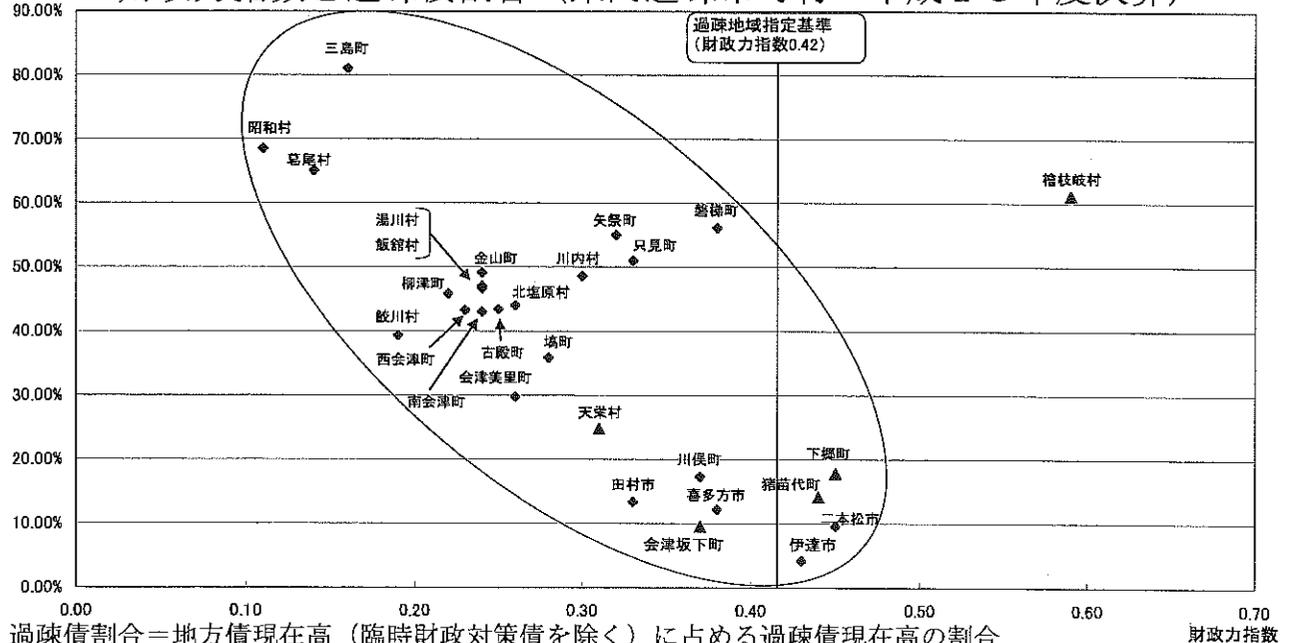
## 過疎市町村への更なる財源確保が急務

- 地方財政は厳しさを増し、これまでにない危機的状况に直面  
 国の財政再建を優先する急激な改革によって、地方交付税等が大幅に削減 ※ 地方交付税等（地方交付税＋臨時財政対策債） H20 は見込額



- 財政力が弱い過疎市町村ほど、過疎債が重要な役割を果たしている傾向にある（地方債現在高に占める過疎債現在高の割合が高い）

過疎債割合 財政力指数と過疎債割合（県内過疎市町村・平成18年度決算）



※ 過疎債割合＝地方債現在高（臨時財政対策債を除く）に占める過疎債現在高の割合

※ 「▲」は、経過措置対象団体（5団体）

※ 市町村の主な税収のうち固定資産税は、発電所等に係る設備投資の有無により大きく影響を受ける。楢枝岐村には発電所等の設備投資があり、財政力指数はH15（0.16）からH18（0.59）へ急激に改善された。

## 過疎地域の必要な基盤整備への支援継続

### ○ 道路、情報通信、下水道等の公共施設の整備は、まだまだ必要な地域が残されている

[主な例]

#### 道路整備

- ・ 市町村道改良率については、過疎地域 23 市町村のうち全国平均（56%）を下回る市町村が 11 市町村ある（H18）

#### 情報通信・放送

- ・ 携帯電話の通話エリアは拡大しているが、地域差がある。福島県内で携帯電話通話可能世帯カバー率の最も低い市町村は 36.2%（H20.7）
- ・ 本県のブロードバンド世帯カバー率は 94.4%で全国 41 位（H20.3、全国平均 98.3%）
- ・ 地上デジタル放送への完全移行に向けては、新たに視聴することができない世帯が発生する恐れがあり、国の責任での対応が求められている

#### 下水道等

- ・ 県内過疎地域の汚水処理人口普及率 52.8%は、全国平均 83.7%を大きく下回っている（H20.3）

## 県や市町村のソフト事業の取組みへの後押し

### ○ 定住・二地域居住の取組みの成果

田舎暮らし専門誌の移住アンケートで高評価

人気移住地ベスト10（「田舎暮らしの本」読者アンケート）

順位	2006年	2007年
1位	長野	長野
2位	北海道	千葉
3位	沖縄	北海道
4位	千葉	栃木
5位	静岡	沖縄
6位	和歌山	静岡
7位	山梨	福島
8位	栃木	茨城
9位	新潟	山梨
10位	京都	和歌山

※2006年のランク外から2007年には7位に

### ○ 過疎市町村等の取組みの成果

本県過疎市町村等の取組みが、全国の模範となる優良事例に選ばれ、続けて「総務大臣賞」を受賞

（過疎地域自立活性化優良事例総務大臣表彰）

平成17年度 飯舘村

平成19年度 三島町

平成20年度 元気な川内を創る会（川内村）

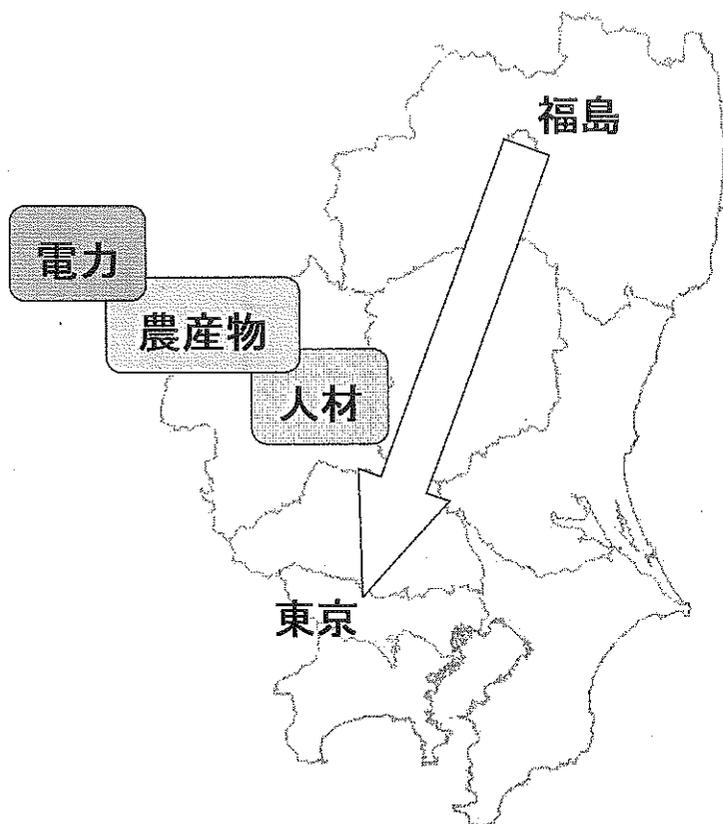
（地域づくり総務大臣表彰）

平成17年度 鮫川村（地域振興部門）

平成20年度 昭和村（からむし織・個人表彰部門）

# 首都圏を支える過疎地域の課題は国家的課題

## [福島県の例]



### 電力

福島県は首都圏で消費される電力の約3割に相当する電力を供給

### 農産物

福島県産米、主要野菜、くだものの約5～6割を首都圏に出荷

### 人材

福島県から首都圏等に進学・就職等で年間約8,000人の転出超過

※首都圏＝1都3県

(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)

# 広島県の「新たな過疎対策」の取組について

平成22年3月9日  
広島県新過疎対策課

## 1 これまでの過疎対策の概要

区分	過疎地域対策 緊急措置法	過疎地域振興 特別措置法	過疎地域活性化 特別措置法	過疎地域自立促進 特別措置法
期間	S45～S54年度	S55～H元年度	H2～H11年度	H12～H21年度
内容	過度の人口減少防止	過疎地域の振興	過疎地域の活性化	過疎地域の自立促進
事業費	7兆9,018億円	17兆3,669億円	36兆3,286億円	14兆3,592億円 (H16年度までの実績額)

◎全国で約76兆円(S45～H16)、広島県では約3兆3千億円(S45～H20)の対策を実施

	○水洗化率〔H2～H14〕	○給水人口比率〔S50～H14〕	○市町村道改良率〔S45～H14〕
全県	59.3%→80.3%+21P	全県 81.0%→92.5%+12P	全県 11.1%→50.6%+40P
中山間	26.9%→57.8%+31P	中山間 66.4%→80.1%+14P	中山間 6.5%→47.3%+41P

過疎地域における生活基盤の整備は一定の成果を上げた。

## 2 過疎地域の現状

### (1) 本県の過疎地域の現状

・表1 広島県の過疎地域の状況

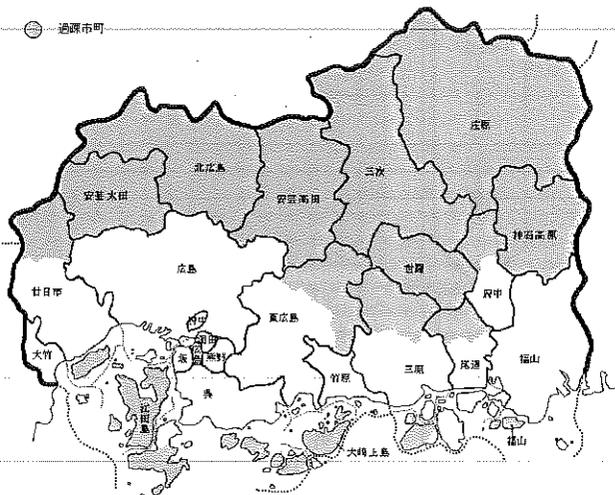
項目	全県 (旧市町村数)	過疎地域 (旧市町村数)
市町数	23 (86)	16 (58)
面積	8,478.52 km <sup>2</sup>	5,254.93 km <sup>2</sup>
人口 (増減はH12対比)	2,876,642人 △0.1%	304,380人 △5.8%
高齢者比率	20.9%	34.5%

○人口は、平成17年度国勢調査による。

・表2 広島県の過疎地域における集落の状況  
～調査時点:平成18年4月～

	過疎地域の 集落数	高齢者割合 が50%以上	10世帯未満の 小規模集落
全国	62,273	7,878 (12.7)	6,018 (9.7)
中国圏	12,551	2,270 (18.1)	1,935 (15.4)
うち 広島県	3,384	659 (19.5)	703 (20.8)

### 広島県の過疎市町



### (2) 新たな課題の顕在化

#### 「地域医療」「生活交通」の廃止・縮小

- ・新たな臨床研修制度等を契機とした都市部への医師の偏在  
(県内の臨床研修医の数 H15:181人→H20(実績):142人～▲22%)
- ・生活交通への影響 (北広島町の例:交通路線運行距離数 H12→H18 民間事業者 ▲47%, 町 19%増)

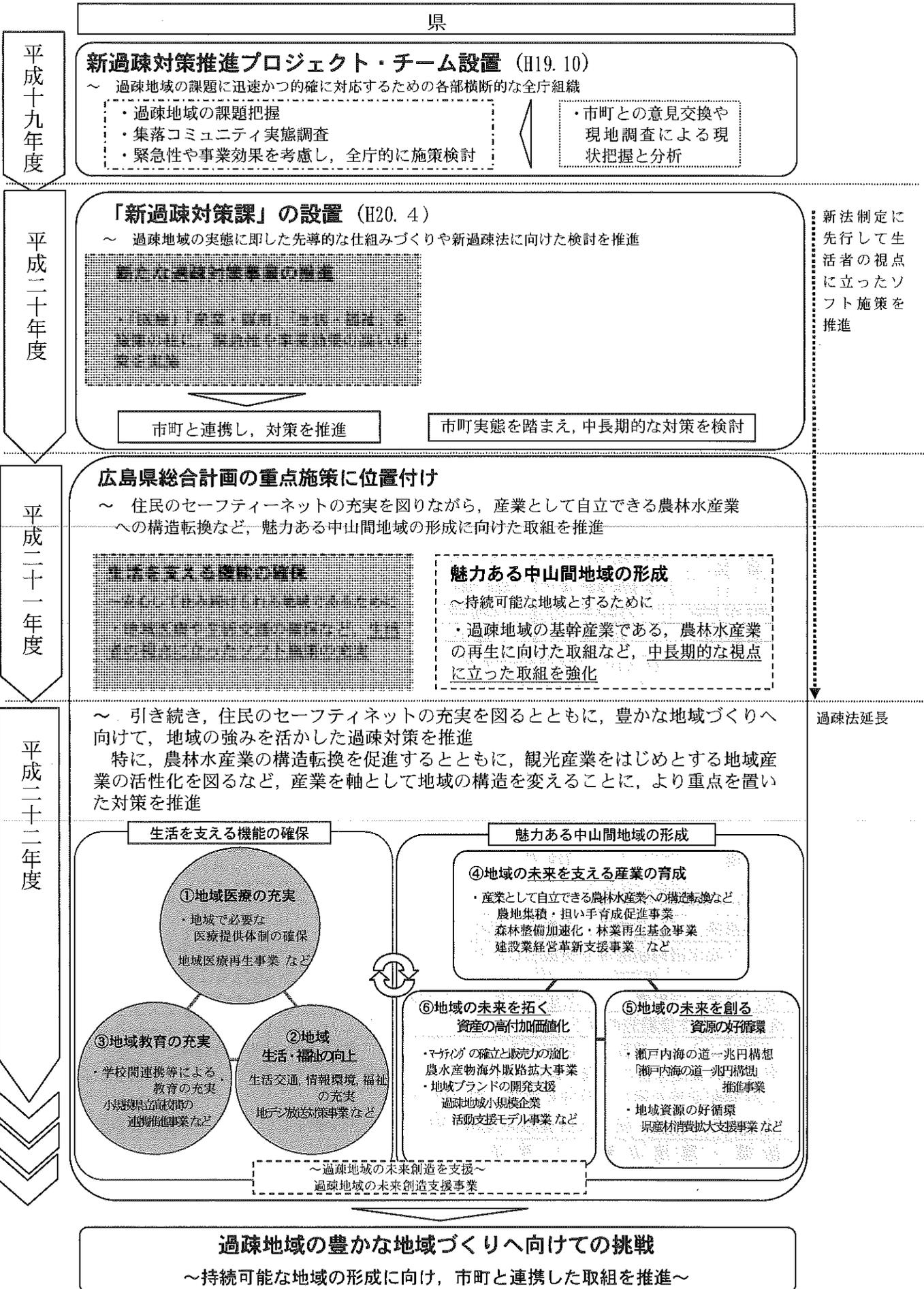
#### 集落・生活支援機能の低下

- ・豪雪等による冬期孤立, 巡回販売サービスの休止, 葬祭など共同活動の低下
- ・郵便局の集配業務の整理・統合 (H18.9～H19.3の再編により, 県内152局→集配106局, 無集配46局)  
～集配業務を通じた見守り機能・声かけの消失
- ・農協支所の整理・統合 (JA庄原の支所 H11:20支所→H17:11支所)～現金の引き出し不便な状況

#### 産業・雇用の著しい衰退

- ・基幹産業である農業の衰退 (県内過疎地域の農業産出額 H8:668億円→H18:549億円～▲18%)
  - ・農地や森林の持つ公益的機能の低下 (県内耕地面積 H7:70千ha→H17:60千ha～▲14%)
- ※ 広島県の公益的機能の評価額: 農業・農村:1,502億円, 森林:17,780億円 計:約1兆9,000億円

# (参考) 広島県の「新たな過疎対策」の取組経緯



広島県のソフト施策を中心とした取組の概要（H20， 21）

区分	取組の視点	県の取組状況（市町との連携事業を含む）	
		県事業名	2カ年の取組状況
生活を支える機能の確保	地域医療 過疎地域の医師を確保 P1	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療確保緊急対策事業（緊急医療支援市町交付金）</li> <li>ふるさとドクターネット広島運営事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9名の県外医師の招聘など、医師の確保や定着に一定の成果</li> </ul> <p>〔大竹市阿多田島診療所 公立みつぎ総合病院 等〕</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域等従事医師奨学金貸付金</li> <li>自治医科大学定員枠負担金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島大学医学部「ふるさと枠」の創設（17名）など、将来、本県過疎地域で勤務する医師を育成</li> </ul>
		医療提供体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>へき地医療対策事業</li> </ul>
	生活交通 新たな交通体系導入促進 P2	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町生活交通支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての過疎市町で、生活交通再編計画が策定され、デマンド交通や、住民自主運行など、地域実態に応じた効率的な交通体系への再編が進展</li> </ul>
	情報通信 情報通信格差の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロードバンド基盤整備促進事業</li> <li>つなげるネット情報生活応援事業</li> <li>情報通信格差是正事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロードバンドの拠点整備がほぼ完了し、局舎単位での世帯カバー率は99.4%（20年度末）。</li> </ul>
	安心して住み続けられる地域であるために	集落・生活支援 集落機能維持のための新たな仕組みづくり P3	<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎地域冬期生活支援事業（既存施設の利活用）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>誇れるムラの資源活用モデル事業</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模・高齢化の進む集落において、近隣集落との連携強化により、集落機能を維持する市町のモデル的な取組を支援（2市町）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の社会貢献マッチング事業</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の社会貢献活動を、小規模・高齢化集落へ誘引するため、企業情報の収集を行い、市町の現地説明会等を支援（6ヶ所でマッチング）。</li> </ul>
住民自治活動の支援 P6		<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシ3万頭駆除事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての過疎市町で、箱ワナの整備など捕獲体制が強化</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>住民自治活動フォローアップ事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての過疎市町で、住民自治組織の再編、もしくは組織活動に対する助成制度が整備</li> </ul>

# 1 地域医療の確保に向けた取組

## (1) 背景・課題

- 全国的な問題である医師不足は、本県でも、各地で診療科の廃止が相次ぎ、県内4市6町でお産ができないなど、地域の医療体制に大きな影響。
- 平成18年の医師数全国調査でも、近年、わずかに増加していた本県医師数は減少に転じ、特に人口10万人当たりの、実際に医療に従事する医師数は、本県のみが減少。
- 医師不足問題は、新たな臨床研修制度の導入を含めた医療制度見直しによる影響や、医師を取り巻く就労環境の変化など、様々な要因によるもの。
- 国への抜本的対策に関する要望はもとより、あらゆる視点からの医師確保対策や医療提供体制づくりなど、市町と連携した取組が必要。

## (2) 県の主な取組内容

### 《 過疎地域の医師確保のための緊急対策 》

#### ●地域医療確保緊急対策事業 (H20～22 事業)

(緊急医療支援市町交付金3年間総額5億円、負担：県2/3、市町1/3)

- ・住民に身近な市町が、地域に必要な医療体制を確保するため、医師の招聘や、医師定着のための環境整備などの取組に要する経費に対し、交付金を交付

(H20実績) 11市町14施設 県補助実績額：108百万円

(H21予定) 12市町19施設 県補助予定額：165百万円

#### ●ふるさとドクターネット広島HPの開設 H22 事業費2百万円

- ・将来、本県で勤務する意向のある医師等の登録、登録医師への情報発信とリクルート環境づくりを目的としたHP開設

#### ●地域医療再生事業 事業費348百万円 (H22新規)

- ・医師の確保・育成や、地域医療体制の充実を図るため、地域医療再生計画に基づく取組(地域医療推進機構(仮称)の創設、公立世羅中央病院と三原市立くい病院の再編統合支援等)

### 〔医師確保の事例〕

#### 9名の県外医師招聘

- ・阿多田島(離島)の診療所へ25年ぶりの常勤医師着任
- ・公立みつぎ総合病院へ産科医が着任し分娩再開

### 《 過疎地域の将来の医師を確保 》

#### ●中山間地域等従事医師奨学金貸付金

H22 事業費82百万円

- ・広島大学医学部「ふるさと枠」など、将来、過疎地域の医療機関等で勤務する医師を育成(4名→21名；H22年度～17名拡大)

#### ●自治医科大学定員枠負担金

H22 事業費130百万円

- ・自治医科大学運営費負担(本県2～3名/年)

### 《 過疎地域の医療提供体制の確保 》

#### ●へき地医療対策事業

H22 事業費44百万円

- ・へき地医療拠点病院(5病院)が行う無医地区等への巡回診療経費等を補助
- ・無医地区等のへき地診療所(1所)の運営に要する経費を補助
- ・恩賜財団済生会の巡回診療船の運営費を補助

## (3) 市町の主な取組内容

### 《 過疎地域の医師確保のための緊急対策 》

#### ●地域医療確保緊急対策事業 (H20～22 事業) (3年間総額5億円、負担：県2/3、市町1/3) 【再掲】

- ・地域で必要な医療体制を確保するため、医師の招聘や、医師定着のための環境整備などの取組

### 《 過疎地域の将来の医師を確保 》

#### ●庄原市医療従事者育成奨学金貸付

事業費16百万円 (H22創設)

- ・将来、庄原市内の医療機関に勤務する医師や看護師を確保(7名)するため、奨学金貸付事業を創設

### 《 過疎地域の医療提供体制の確保 》

#### ○公立病院等の運営

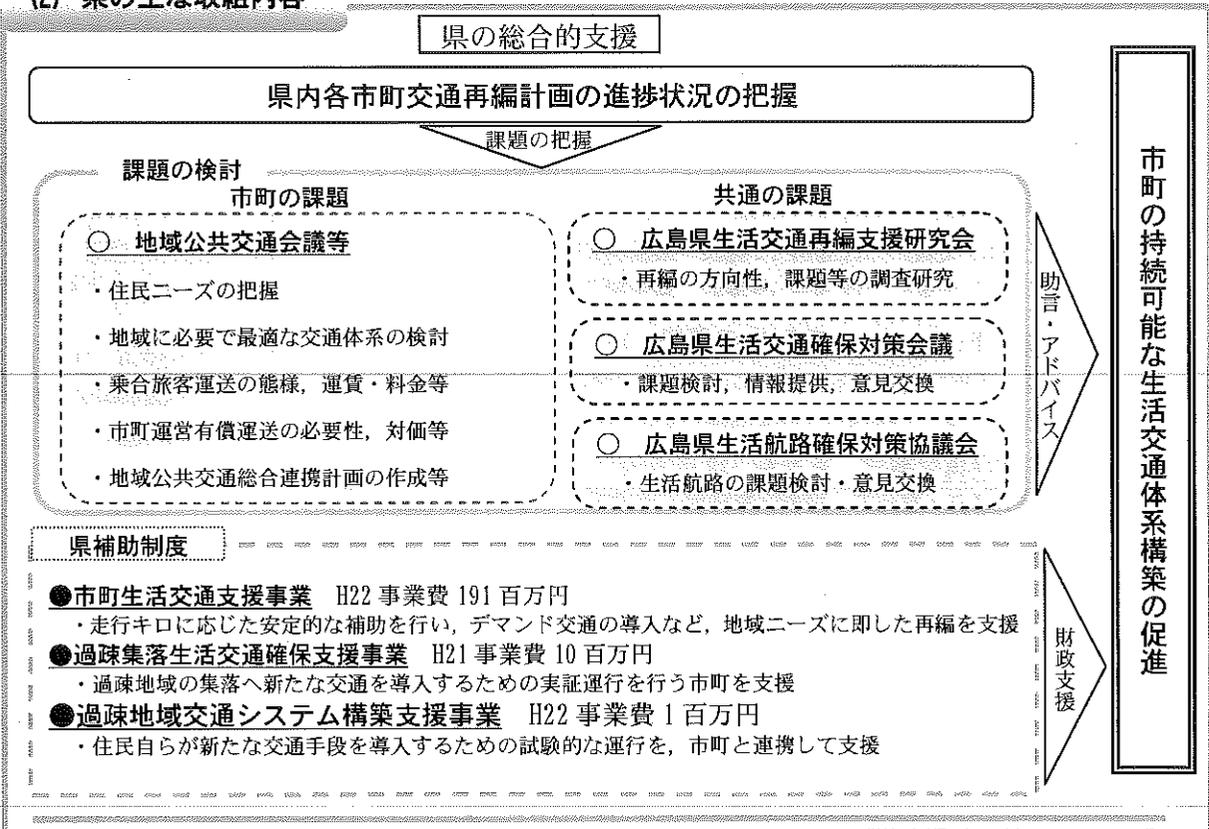
- ・全域過疎市町9市町のうち、8市町が公立病院、診療所等を設置

## 2 生活交通の確保に向けた取組

### (1) 背景・課題

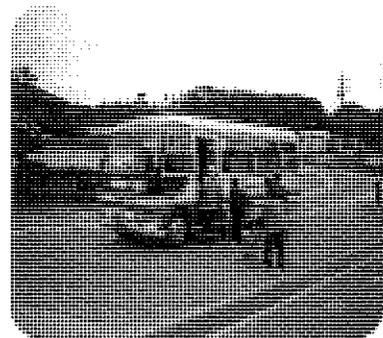
- モータリゼーションや少子高齢化が進む中、昭和 45 年をピークに、バス利用者は全国的に減少。(本県のバス利用者数 H19 : 111,163 千人 ピーク時比較 6 割減)
- 平成 14 年に需給調整規制が撤廃され、事業者の参入、退出の規制が緩和されたため、採算性の悪化を理由に、バス路線が廃止、縮小。  
→市町は生活交通確保のため、廃止代替バス等を運行し、生活交通を確保
- さらに過疎地域においてはこの状況が一層顕著であり、年々バス利用者が減少する中、市町が赤字補填しなければ維持できない路線が増加。路線維持のための負担額も増大。
- このような状況の中で、持続的に生活交通を確保していくためには、地域実態に応じた効率的な運行形態や、地域住民が主体となった運行形態の導入が必要。

### (2) 県の主な取組内容



### (3) 市町の主な取組状況

- **生活交通再編計画の策定**  
すべての過疎市町（16 市町）が再編計画を策定済
- **市町運行路線の再編状況**
  - ・デマンド交通やコミュニティバスなど効率的な運行形態への再編（過疎 12 市町）
  - ・デマンド交通導入のための実証運行  
地域実態に即した交通体系導入のために実証運行を実証（4 市町）
  - ・住民自主運行の試験的な取組  
住民が主体となり、生活交通を維持する試験的な取組を実施中（1 市）

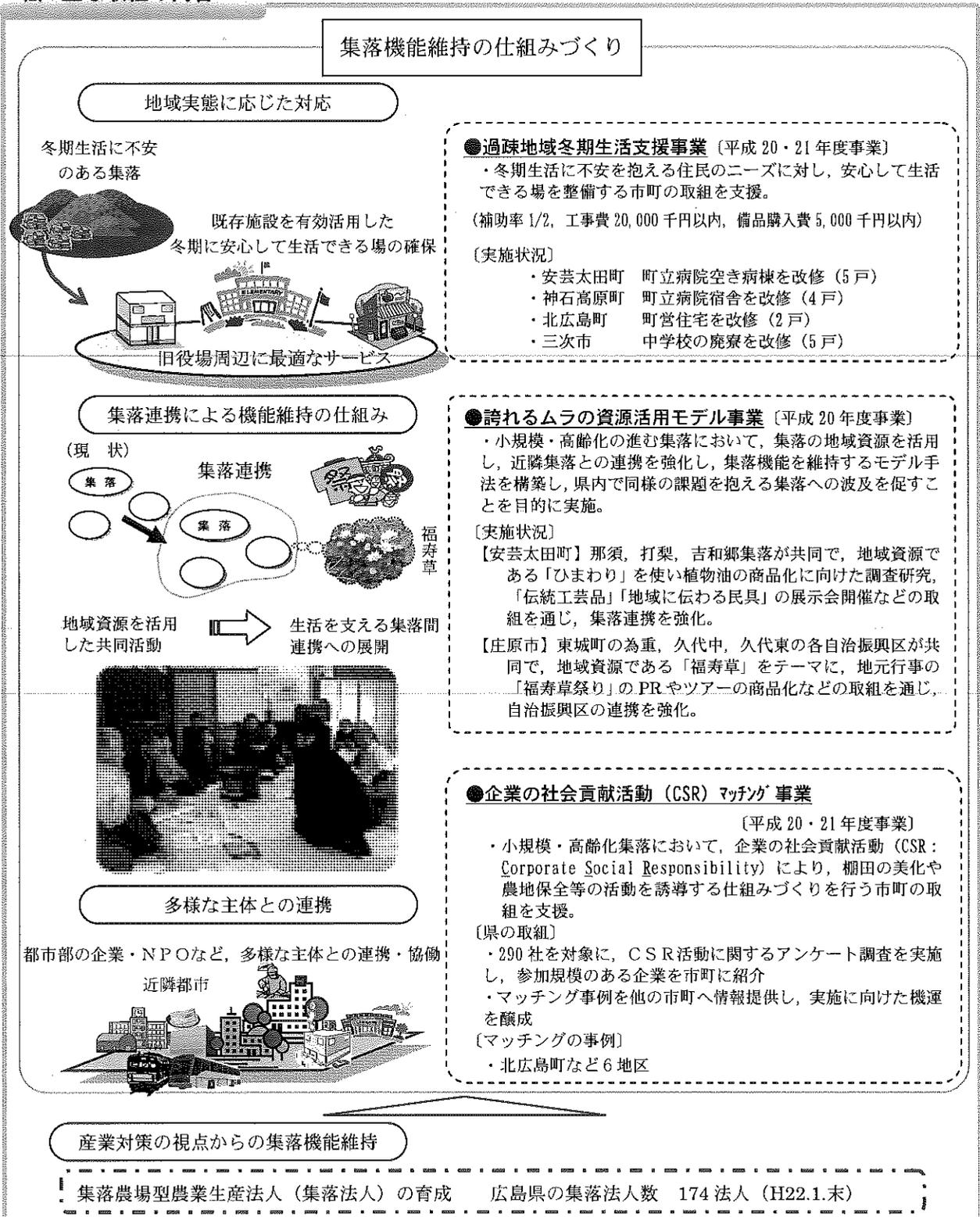


### 3 集落機能維持のための仕組みづくりに向けた取組

#### (1) 背景・課題

- 本県の過疎地域では、人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、近年の社会経済情勢の急激な変化に伴い、深刻な医師不足や生活交通の縮小など新たな課題が顕在化。
- とりわけ、小規模・高齢化集落の課題は深刻であり、豪雪による冬期孤立、冠婚葬祭などの相互扶助の機能低下、耕作放棄地の増大など、集落・生活機能の低下が顕在化し、今後さらに厳しい状況になることも懸念。
- このため、過疎地域が安心して生活できる地域となる仕組みの構築が必要であり、市町の地域実態に応じた取組を支援。

#### (2) 主な取組の内容



## 広島県内の集落の活性化に向けた市町・地域の取組事例

### 1 複数集落の連携などによる取組

#### (1) 小規模・高齢化集落の連携による取組

市町名	旧市町村名	地区名	取組概要
安芸太田町 (H20～)	戸河内町	那須打梨吉和郷	2つの小規模・高齢化(90%)集落と近隣集落が、「ひまわりの里づくり結(YUN)プロジェクト(ひまわりの里づくり, 植物油の商品化に向けた調査・検討, 山里の手仕事展等)」を通じて連携し, 新たな支え合いの仕組みづくりに向けた取組を実施。 また, 本年度からは, 中国地方中山間地域振興協議会の共同事業として, 他出者との連携による集落維持の仕組みづくりをテーマに, 取組を継続している。
庄原市 (H20)	東城町	為重久代東久代中	3つの自治振興区が, 福寿草を活用した取組(観光資源としての商品化, 「交流の場」づくりによる一体感の醸成など)を通じ, 集落間の連携を深めることにより, 集落を支える仕組みづくりに向けた取組を実施。

#### (2) 中心集落の機能強化による支援 ～冬期生活支援住宅を活用した取組～

市町名	旧市町村名	取組概要
安芸太田町 (H20～21)	戸河内町	安芸太田町が, 旧戸河内病院の診療所化にあわせ, その施設の一部を改修し, 5戸分を整備(H22.2共用開始, 4名入居)。 ※ 事業費 31,779千円(うち県補助金 15,888千円)
神石高原町 (H21)	三和町	神石高原町が, 町立病院の宿舎を改修し, 4戸分を整備(H21.11月共用開始)。 ※ 事業費 13,218千円(うち県補助金 6,607千円)
北広島町 (H21)	大朝町	北広島町が, 町営住宅を改修し, 2戸分を整備中(22年度共用開始)。 ※ 事業費 6,000千円(うち県補助金 3,000千円)
三次市 (H21)	作木村	三次市が, 中学校の廃寮を改修し, 5戸分を整備中(22年度共用開始)。 ※ 事業費 50,556千円(うち県補助金 20,000千円)

### 2 多様な主体との連携による取組

#### (1) 都市との交流, NPO, 企業などとの連携 ～市町, 県の仲介によるCSR活動による支援

市町名	旧市町村名	地区名	取組概要
北広島町 (H20～)	芸北町	川小田	平成20年8月, 広島市のIT企業(10名)が, 防除作業等を支援。
北広島町 (H21)	大朝町	大朝	平成21年5月, 広島市の設計会社(11名)が, 新入社員研修の一環として, 田植え等を支援。
安芸太田町 (H20～)	戸河内町	戸河内	平成20年8月, 廿日市市の酒造メーカー(80名)が, 環境美化活動等を支援。
東広島市 (H20～)	福富町	上戸野	平成20年11月, 広島市中区のIT企業(10名)が, 河川清掃等を支援。
東広島市 (H21)	福富町	上戸野	平成20年8月, 広島市中区のOA機器業(10名)が, 河川清掃等を支援。
東広島市 (H21)	福富町	上神	平成21年8月, 東広島市の造園業(10名)が, 公園の草刈等を支援。

## (2) 市町による独自の取組

市町名	取組概要	内 容
安芸太田町	○集落実態調査 (H20) ○複数集落連携 (H21～)	○集落実態調査(国事業を活用) ・ワークショップ形式による集落調査 ○誇れるムラの資源活用モデル事業(県事業)の活用(H21) ・複数集落を結びつけ支え合う手法の構築 ○中山間地域振興協議会事業活用(モデル地区) ・他出者連携による集落維持の仕組みづくり
神石高原町	○集落点検(H20) ○集落支援員設置(H21～)	○集落点検を実施(町内42集落) ・小規模・高齢化集落を対象に、集落調査を実施 ○集落支援員を設置(10名〔うち行政経験者3名〕) ・小規模・高齢化集落を対象(218集落中49集落) ・集落維持・再生化に向けたフォーラム開催(H22.2.24) ・H22年度から、都市部小中学生対象に農作業体験を計画
庄原市	○援農隊(H21～) ○自治振興区応援隊(H19～)	○市職員ボランティア「援農隊」結成 ・集落の道沿いの草刈、荒れた農地を耕すなどを実施 ○市職員ボランティア「自治振興区応援隊」結成 ・自治振興区活動へのアドバイスやサポート支援
安芸高田市	○すぐやる課の設置(H21～)	○各支所に「すぐやる課」を設置 ・市民の身近で喫緊の要望に迅速に対応
江田島市	○地域活性化支援員設置(H21～)	○本庁及び各支所に各1名、地域活性化支援員を配置 ・各自治連合会と連携しながら地域計画の策定に取組む

## 集落法人を中心とした取組

市町名	旧市町村名	地区名	取組概要
三次市	君田町	高幡	〔農業の経営高度化による安定的な仕事の場の確保〕 法人名：農事組合法人 高幡 園芸作物(アスパラガス1.5ha)の導入による経営高度化を図り、夏場の収入確保による専従者3名の確保や、高齢者、女性など集落内労働力も有効活用。
北広島町	芸北町	雲月	〔農業の経営高度化による若者の帰農〕 法人名：農事組合法人うづつき 野菜など付加価値の高い作物(トマト等)の導入により安定経営を实践することで、若者の帰農が促進(20代4名、30代2名)。
安芸高田市	美土里町	桑田	〔農業に加え、集落機能の維持など法人の経営多角化を展開〕 法人名：有限会社 桑田の庄 10年先を見据えた、農業で生活できるシステム構築を目指し、豆腐製造や、市の施設の管理受託による冠婚葬祭事業や交流事業の実施、神楽の継承・保存等を通じた若者定住に向けた取組を展開。
三原市	大和町	大草	〔地域外からの次世代人材の受入〕 法人名：農事組合法人ユートピアかみなか 後継者不足という地域が抱える課題解決を図るため、県立農業者大学の卒業生を研修を兼ねて受入れるなど、地域外からの担い手(新規就農)の確保に向けた取組を展開。

## 4 住民自治活動支援の取組

### (1) 背景・課題

- 合併後の市町において、個性豊かで活力に満ちた、自立した地域社会を築いていくためには、総合的な行政主体としての市町の行財政体制整備と、併せて地域の課題に自ら取り組む、住民自治組織を確立し、両者が協働・連携して、地域運営を行う住民自治の確立が重要である。
- このため、本県では平成13年度から支援事業を設け、住民自治組織の再編や地域づくりリーダーの育成など、住民自治活動の促進に取り組む市町の支援を行っている。

### (2) 県の主な取組内容

#### 《 住民自治活動の活発化を支援 》

##### ●住民自治活動フォローアップ事業 H21 事業費 4 百万円（補助率原則 1/2）

- ・住民と行政が連携・協働した地域づくりを促進するため、住民自治活動の中心となる人材育成や、地域課題の解決に向けた市町の取組を支援

##### ○取組の経過

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
住民自治組織の再編	旧来の集落を小学校区程度の広域な住民自治組織への再編を支援					フォローアップ 市町が実施する住民自治の活性化に向けた支援（リーダー研修、ワークショップの開催など）				
人材育成						地域リーダー育成研修の実施				

### (3) 市町の主な取組内容

#### 《 自治組織の再編 》

##### ○住民自治組織の再編

- ・400を超える新たな住民自治組織の結成（14市町）

#### 《 補助制度の整備 》

##### ●安芸高田市 地域振興組織交付金

H21 事業費 18 百万円

- ・32の地域振興組織に対する組織活動交付金

##### ●安芸高田市 特色ある地域づくり事業助成金

H21 事業費 24 百万円

- ・住民自治組織が行う特色ある地域づくり事業に対する助成金

#### 《 条例等の整備 》

##### ○条例、基本計画等の策定

- ・行政と住民の協働によるまちづくりに向けた条例、基本計画等の策定（9市町）

#### (取組事例)

市町名	取組概要	内容
庄原市	○自治組織の再編 (H21~)	旧庄原市内での公民館の自治センター化を旧郡部でも実施 (H22~総領, 口和, 東城)。さらに、自治振興区の再再編を検討中。(88⇒20)
世羅町	○自治組織の再編 (H20~)	13の公民館を自治センターとし、住民自治組織に管理を委託。各地域での地域づくり計画が策定中。H22年度本格実施。
安芸高田市	○地域づくり事業助成金等の整備	住民自治組織が行う特色ある地域づくり事業に対する助成金の整備。
呉市	○ゆめづくり地域協働プログラムの策定	プログラム策定後、ゆめづくり交付金等の新規事業を実施。(市内28地区に対する使途を限定しない地域予算制度)
三原市	○市民協働のまちづくり推進計画の策定	平成20年度、「市民協働のまちづくり推進計画」を策定、市民協働に係るシンポジウム等を開催。将来的な条例策定を検討。

## 過疎地域の未来創造支援事業【新規】【重点】

### 1 ねらい

魅力ある中山間地域の形成に向け、産業対策を基本とした総合的な対策が円滑に実施できるよう、市町の重点的な取組を支援する。

### 2 事業の概要

- 平成22年度は、全域過疎市町が、地域住民と一体となって作成する「地域の未来創造計画」の策定を支援する。

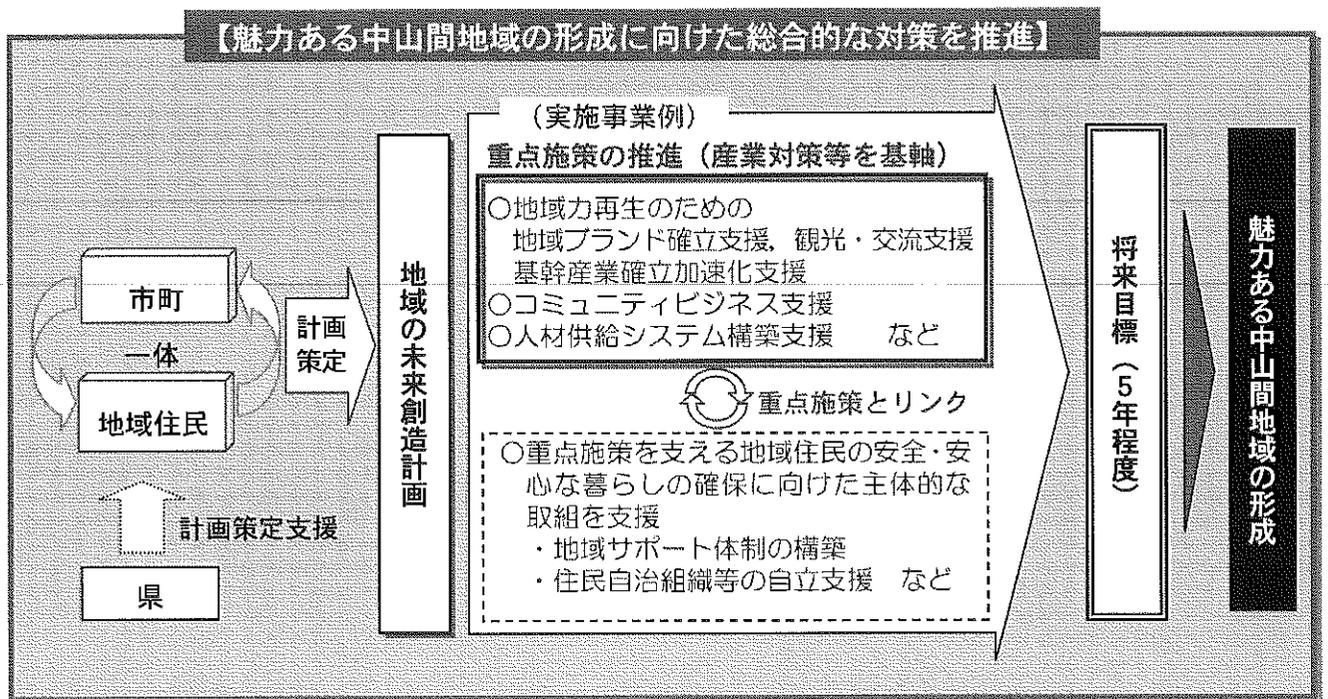
#### 《補助要件等の概要》（平成22年度）

【事業主体】 全域過疎市町

【補助率】 1/2

【補助要件】 地域住民と一体となって具体的な将来目標（5年程度後の目標）を設定し、目標に向けて継続的に取り組む方針を定めた「地域の未来創造計画」の策定に要する経費

- 平成23・24年度は、策定した計画に基づき実施する事業のうち、効果の高いと認められる事業に対し、交付金により支援する。（2ヵ年総額約2億円を予定）



### 3 平成22年度予算額

10,000千円（単県）

# 過疎地域の概況と本県の役割

—第2回 新たな過疎対策(ソフト対策)の推進に向けての研究会—

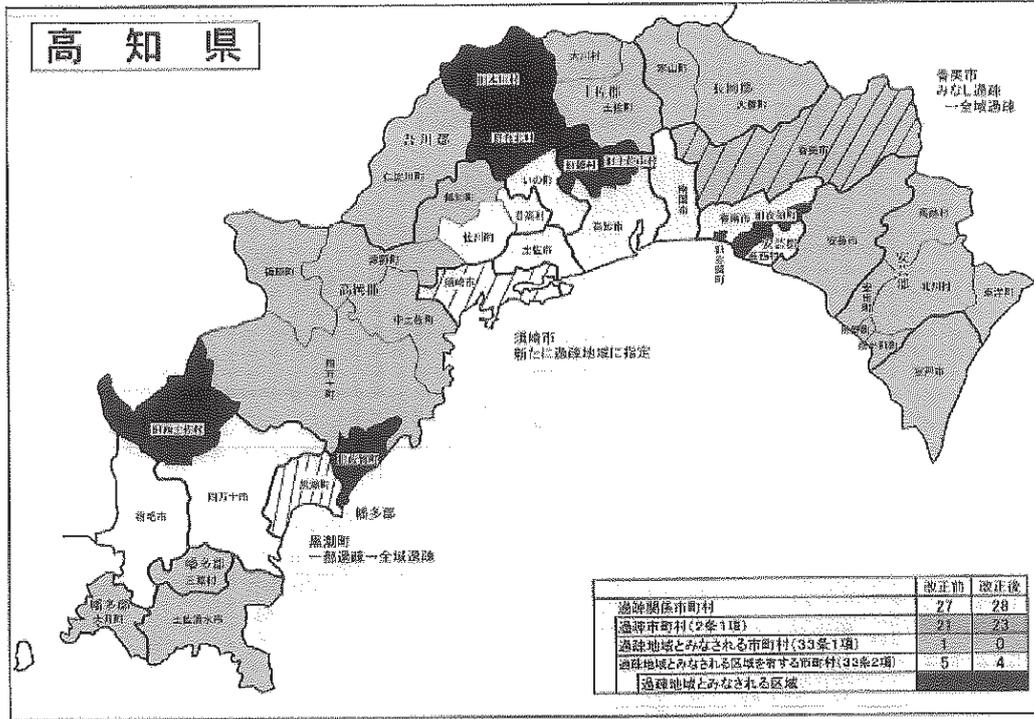


高 知 県

## 説明の骨子

1. 本県の過疎地域の現状
2. 過疎地域の直面する課題
3. 県としての役割
4. 過疎ソフト対策の取り組みの具体例



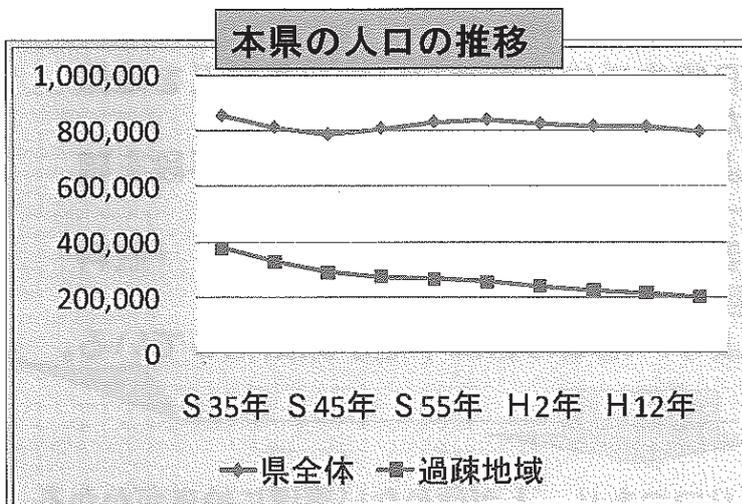


## 過疎地域を取り巻く環境

### 「人口減少」と「高齢化の進展」

本県は、全国と比較して、人口減少で15年、高齢化で10年先行している。  
特に、山間部をはじめとする過疎地域での人口の減少と高齢化の進展が著しい。

#### 人口の減少



#### <人口の比較>

	【昭和35年】	【平成17年】
県全体(人)	854,595	796,292
過疎地域(人)	378,271	200,945
	(44%)	(25%)

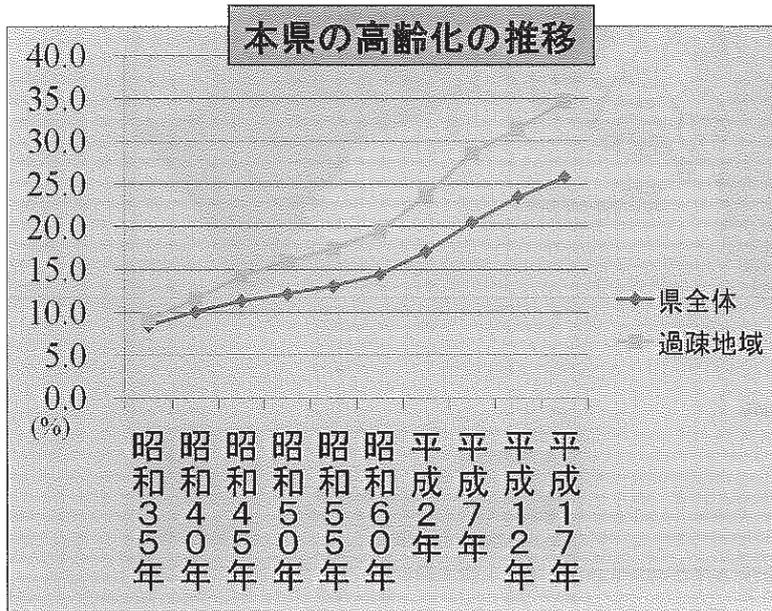
#### <人口の減少率が高い市町村>

- ①大川村 (86.9%)
- ②北川村 (75.4%)
- ③旧物部村 (75.3%)
- ④大豊町 (69.9%)
- ⑤馬路村 (65.8%)

資料: 国勢調査(昭和35年～平成17年)

## 高齢化の進展

- ・本県の高齢化は、早いスピードで進行しており、過疎地域では特に顕著な状況。  
(昭和35年に8.1%であった高齢化率は、平成17年には、25.9%まで上昇)  
【高齢化率】 本県 25.9% (全国3位) 全国平均 20.1%



### ◎高齢化率の比較

	【昭和35年】	【平成17年】	
県全体	8.1%	25.9%	(17.8ポイント増)
過疎地域	8.5%	34.8%	(25.6ポイント増)

### <高齢化の割合の高い市町村>

	昭和35年	平成17年
①旧池川町	(12.0%)	(51.0%)
②大豊町	(9.7%)	(50.8%)
③旧物部村	(10.2%)	(48.0%)
④旧吾川村	(10.4%)	(46.7%)
⑤大川村	(5.3%)	(43.2%)

資料：国勢調査(昭和35年～平成17年)

-6-

## 2. 過疎地域の直面する課題

### (1) 個人の生活の維持が困難

人口の減少、高齢化が引き起こす環境変化により、住民生活が脅かされている。

### 課題

- 地域の商店の消滅し、日常生活に欠かせない食料品などを確保することが困難になった。
- 公共交通の撤退などによって、通院や買物など、移動手段を確保することが困難になった。
- 高齢化に加え、施設の老朽化や水源の枯渇などにより、「飲料水」を確保することが困難になった。
- 病院、診療所の廃止により、地域の医師不足が深刻化している。

地域で安定した生活が困難となりつつあり、人が住めない環境に拍車がかかる

-7-

## 過疎地域の課題の実例

### ◆移動手段の確保

民間事業者等で、集会所など集落内の移動や通院や生活物資の購入の際の移動が困難



コミュニティバスの運行

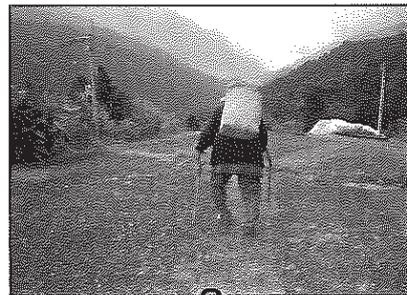


### ◆生活物資の確保

集落内の商店の消滅により生活に必要な物資を確保することが困難

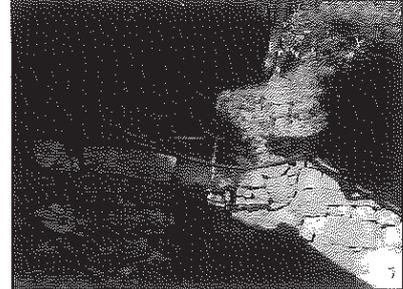


民間事業者の移動販売を利用する高齢者

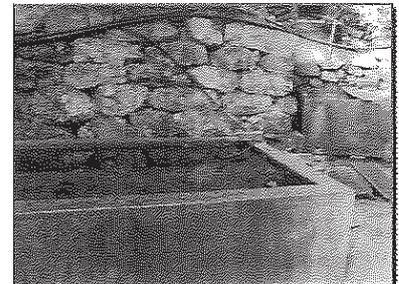


### ◆「命の水(生活用水)」の確保

水道施設の老朽化、水源の枯渇などで、生活用水、いわゆる「命の水」の確保が困難



高齢化で手入れが行き届かなくなった貯水槽



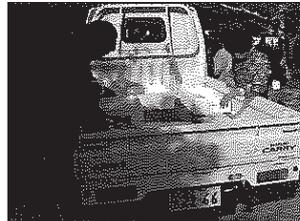
## ■地域住民による「地域の支え合い」の取り組みの事例

### 移動販売の仕組みづくり:住民グループ「せいらん」(高知県津野町船戸地区)

四万十川の源流域に位置する津野町船戸地区(9集落、人口581名)では、過疎化と高齢化の進展に伴い、買物や食事の支度など、日常生活に支障をきたしている在宅高齢者への対応が課題。このため、地域の住民グループ「せいらん」は、地域に出向き、高齢者などに弁当、惣菜、日用品等を販売する「移動販売・宅配サービス」を平成18年の1月からスタート。商品販売の傍ら、高齢者の生活面でのサポートや励まし、安否確認を行うなど、地域での助け合い活動を実践。



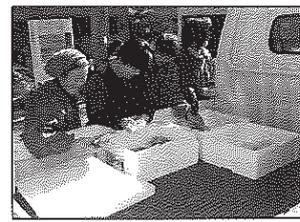
住民グループ「せいらん」の代表メンバー



移動販売車が到着すると、あちらこちらから人が集まってくる。



体が不自由な高齢者などには、直接、戸口まで行き、「声かけ」や「励まし」



今や、地域の高齢者にとって商品選びは楽しみの一つになっている。

■人員体制:スタッフ 8名。[40代~60代の地域在住の女性]。  
(1回 2~3名の交替制で生産、販売を実施)

■販売対象:船戸地区の高齢者など生活弱者が中心。  
[利用者数 約150名]

■販売方法:【頻度】 各集落 週1~2回程度

【時間帯】 11時~13時

■販売物品:弁当 [500円]、惣菜 [販売単価1パック50円~200円]、菓子、日用雑貨、豆腐

■売上げ:1回平均 15,000~17,000円(当初8,000円程度)



からあげ 150円



五目ずし 200円



きんぴらごぼう 50円



ポテトサラダ 100円

## (2) 集落機能の維持が困難

集落の戸数が年々、減少しており、小規模集落が増加した結果、集落機能の維持が困難になっている。

### 世帯規模別の集落の状況

区分	集落総数	9世帯以下	10~19世帯	20~49世帯	50~99世帯	100~299世帯	300世帯以上
高知県【人】	2,360	191	366	808	545	365	85
(県構成比【%】)	100.0	8.1	15.5	34.2	23.1	15.5	3.6
過疎地域【人】	1,404	164	280	511	265	155	29
(過疎構成比【%】)	100.0	11.7	19.9	36.4	18.9	11.0	2.1

9世帯以下集落	191集落	(うち過疎地域	164集落	85.7%)
10~19世帯集落	366集落	(うち過疎地域	280集落	76.5%)
計	557集落	(うち過疎地域	444集落	79.7%)

### その結果



- ・草刈、農作業等の集落の共同作業ができない
- ・水源管理などの生活機能が維持できない
- ・冠婚葬祭などの支え合い活動ができない
- ・神事や地域の伝統文化が継承できない



### 集落の消滅

・H18年に国土交通省が実施した市町村へのアンケート調査では、消滅する可能性の集落は、195集落となっている。(四国全体で494集落 割合7.5%で全国で最も高い状況)

— 10 —

## (3) 担い手不足と農地・山林荒廃が顕著

経営者の高齢化や担い手不足、不在村地主の増加などにより、農地や山林の荒廃が一層進んでいる。

### ■高齢化の進展

・農業経営者の平均年齢 62.9歳      ・林業就労者の平均年齢 54.5歳

### ■担い手不足

・農家人口 193,433人 (昭和60年) → 108,116人(平成17年) 85,317人減  
 ・農家数 49,715戸 (昭和60年) → 32,517戸(平成17年) 17,198戸減  
 ・林家数 48,490戸 (昭和55年) → 6,014戸(平成17年) 42,476戸減

### 国土資源の荒廃



- ・経営面積の減少、耕作放棄地の増加  
(遊休農地・・・3,626ha(H12)→3,810ha(H17))
- ・山林の荒廃  
(不在村割合・・・12%(S55)→24%(H17))



このまま荒廃が進むと

将来

- ①国土の保全機能が維持できない(水源が確保できない。食糧が供給できない。)
- ②保水力の低下による渇水、大型の水害の増加
- ③自然環境の悪化など

が懸念される。

— 11 —

### 3. 県としての役割

県の具体的な役割としては、

- (1) 県全体としての過疎対策(ソフト事業) にかかる方針決定と具体的な制度の設計
- (2) 単独の市町村では解決できない広域での過疎対策の推進
- (3) 県のソフト施策、事業との効果的な連携、調整(既存事業の見直し、新たな制度の創設など)
- (4) 過疎地域自立促進市町村計画の策定(計画段階)などに係る人的なサポート体制の確立
- (5) 事業の実施段階における連携、協力体制の充実、強化

## 中山間総合対策本部活動の概要

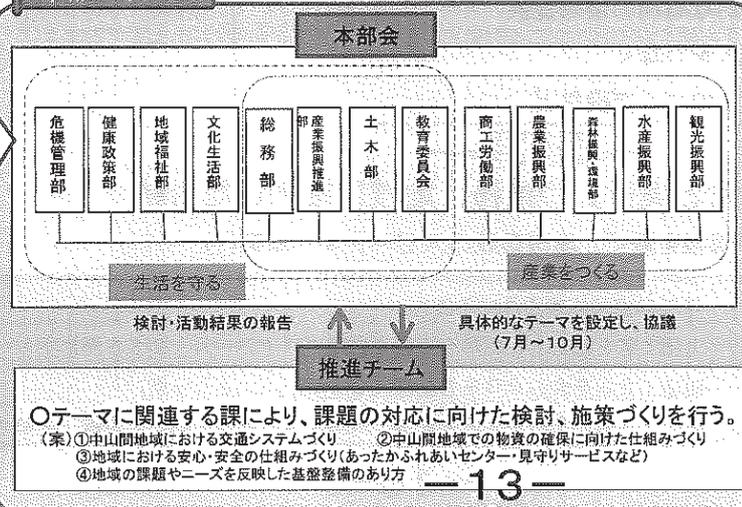
### 設置目的

・中山間地域対策に関連する重要事項の検討及び全庁的な政策調整、情報共有

### 目指す方向

「中山間地域で一定の収入を得ながら、安心して住み続けることができる仕組みづくり」  
 ・中山間地域で一定の収入を得て生活するための仕組みづくり(産業をつくる)  
 ・地域で生活する高齢者等は安心して暮らしていける仕組みづくり(生活を守る)

### 本部スキーム



### H21年度の活動内容

- (1) 国等の施策や制度改正に向けた対応
  - ・新たな過疎対策法の制定に向けた対応状況
  - ・中山間地域等直接支払制度の継続に向けた活動
- (2) 中山間地域の直面する課題への対応
  - ・来年度の予算編成や組織改正に反映・来年度の予算編成や組織改正に反映
  - ・国等に対して、高知県発の施策として、積極的に提言

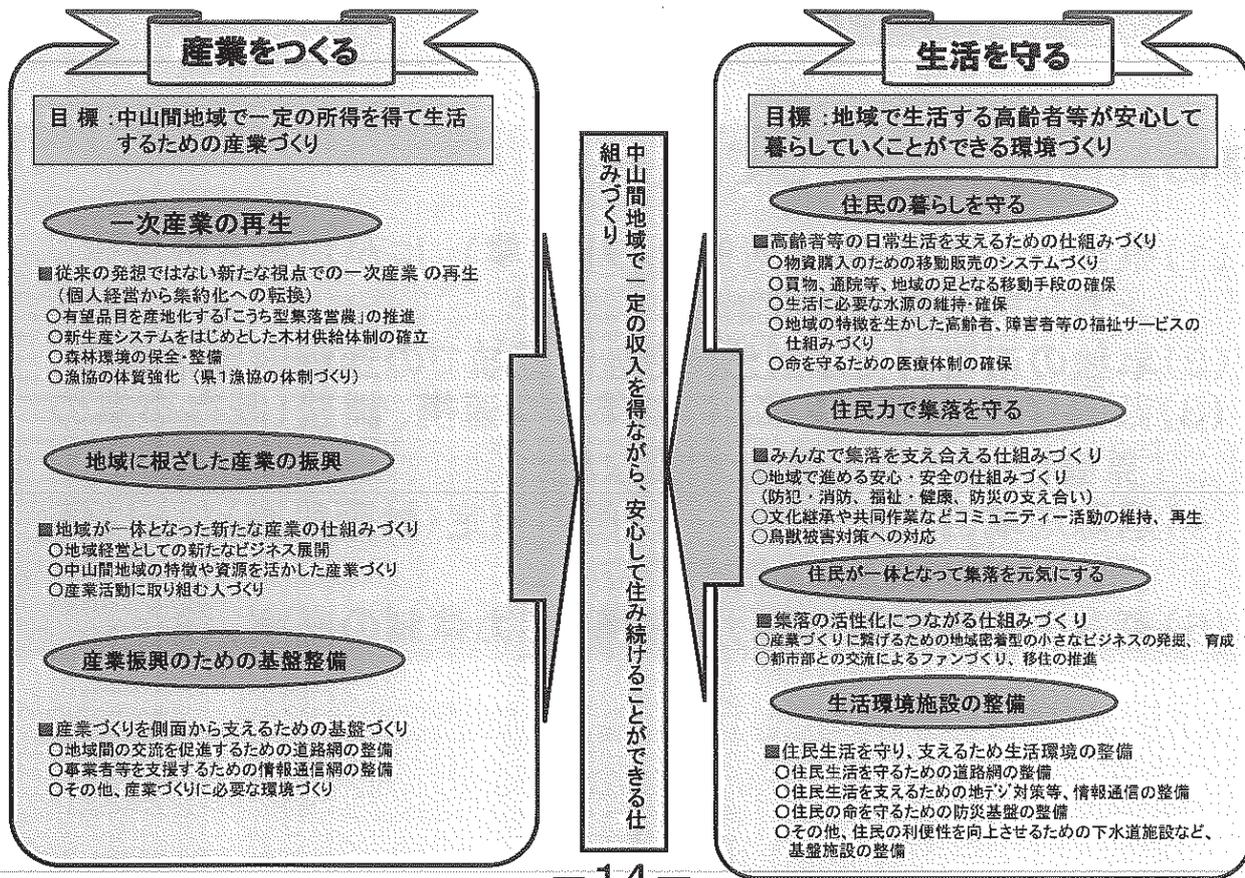
### ◇構成

- 本部長
  - ・副知事
- 副本部長
  - ・産業振興推進部長
  - ・地域福祉部長
  - ・理事(交通運輸政策担当)
- 本部長
  - ・中山間地域の総合政策に関連する部の副部長

### ◇開催

- ・年3回(7月、10月上旬、2月下旬)を予定

# ■中山間・過疎地域の総合対策の柱



## 地域支援企画員制度の概要

市町村と連携しながら、実際に地域に入って、住民の皆様と同じ目線で考え、住民の皆様とともに活動することを基本に、地域の自立につながるよう、それぞれの地域の実情や住民ニーズなどに応じた支援を展開する。（平成15年度からスタート）

土木や農業といった部門ごとに配置された県の出先機関に属さない職員で、縦割りの組織に縛られず、自主的に活動しています。（2～3人 市町村に駐在）

- ### 役割
1. 地域住民の主体的な活動に対するアドバイス
  2. 先進的な事例の情報提供
  3. 人と人をつなぐ
  4. 行政とのパイプ役など

## 地域との「対話と実行」の推移、地域に根ざした活動

（地域の知恵や情報を繋ぐ、地域県政のスピーディーな実行）

【平成15年度】	地域の元気応援団長 7名
【平成16年度】	上記7名を総括とし総勢50名を配置（21チーム、25ヶ所）
【平成17年度～】	総括12名を含む60名を配置（21チーム、30ヶ所）
【平成21年度～】	総括12名を含む54名を配置。地域産業振興監を新たに設置 総勢60名

## 4. 具体的な過疎対策(ソフト対策)の取り組みの具体例

### 市町村からの要望が強い事業

～県が実施した過疎市町村のニーズ調査結果より～

#### ■ 地域医療の確保

- ・医師の確保など、地域の病院、診療所を円滑に運営していくための事業
- ・休日医療、へきち医療等を確保していくための運営委託事業

#### ■ 住民の日常的な移動のための交通手段の確保

- ・市町村が、生活バス路線等を維持していくための仕組みづくりや運営のための事業(事業委託を含む)
- ・バス、鉄道等の運行事業者の運営費への助成、負担金事業

#### ■ 集落の維持、活性化(人材の確保・育成を含む)

- ・地域の担い手を確保するための移住促進や外部人材の導入に向けた事業
- ・農・林・漁業等の産業の担い手を確保、育成するための事業
- ・地域の伝統文化や歴史的な資源を維持、継承するための事業

#### ■ 他、住民が将来にわたり安心、安全して暮らすことができる地域社会の実現

- ・生活物資の確保に向けた移動販売、宅配サービス等の体制整備に関する事業
- ・地域の実情にあった簡易な方法での給水施設等の整備に関する事業
- ・地域の支え合いの拠点として生活支援、介護サービス等を提供する施設整備(改修を含む)及び運営事業[あったかふれあいセンター事業]
- ・命を守る情報・通信関連の施設や機器等の整備、運用(維持)に関する事業
- ・現在対象外の道路、橋りょう、トンネル等、生活基盤の改良、維持、修繕等の事業

—16—

### ソフト対策事業の基本的なスタンス

過疎市町村のニーズや課題が多様化しており、ソフト対策事業の内容については、過疎市町村の自主性を尊重し、過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業については、幅広く認めるべき。

#### (課題)

ソフト事業は、ハード事業とは異なり、成果として形に表れにくいいため、しっかりと計画づくり(目標設定、成果の検証を含む)が必要。

→単なる一過性の事業ではなく、後世に残る仕組みづくり等の事業となることが必要

### ソフト対策の対象とすべき経費の範囲

職員の人件費、旅費、飲食等の経費など起債の趣旨から逸脱している経費は、当然対象すべきではないが、次に掲げる経費については、特に対象経費とすべき。

○学校、保育園、集会所等の公的な施設の修繕や改修、設備、不要となった施設の解体撤去費等の経費

○公的な役割を担う民間事業者に対する助成金、負担金などの経費

(例示)

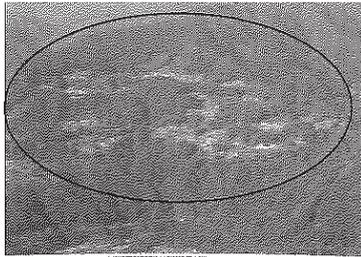
- ・バスや電車等の運行に係る助成金や負担金
- ・医療、介護、身体障害者等へサービスを提供している事業者等への助成
- ・民間事業者が実施する移動販売事業等への助成金、委託料
- ・情報通信の基盤整備に向けた情報通信事業者への負担金、助成金など

—17—

# 中山間地域の介護保険サービス事業を維持できる仕組みづくり

## 現状

高知県の多くを占める中山間地域では、訪問に多くの時間を要し採算が合わないため、特に通所系、訪問系のサービスへの事業者参入が進んでおらず、市町村社会福祉協議会が赤字を出しながら介護サービスを提供している実態にある。

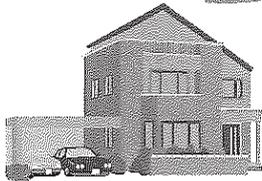


早急な対応が必要

・訪問先が広範囲に点在  
・急峻で道幅が狭いなど  
道路事情が悪く、移動に多大な時間を要する

平成18年度に介護サービス事業を実施した県内28市町村社会福祉協議会中、14社協が赤字

訪問START



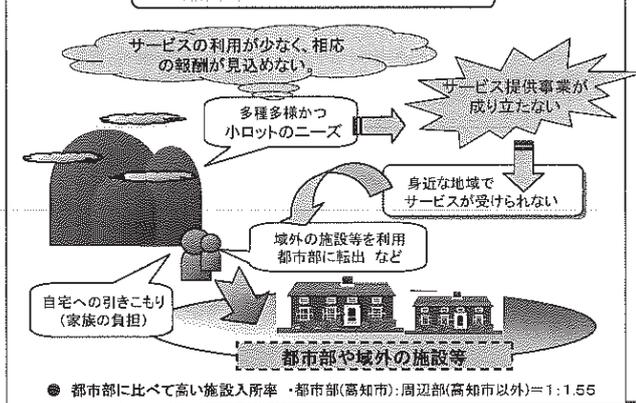
事業所

## 新たな支援制度の提案

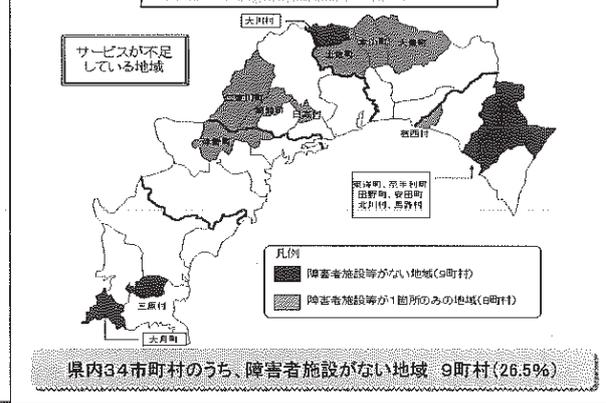
中山間地域の市町村社会福祉協議会等が介護事業を継続できるように、次のような支援措置を講じること。

# 提案: 過疎地域で障害福祉サービスを確保する仕組みづくり

## 過疎地域における現状と課題



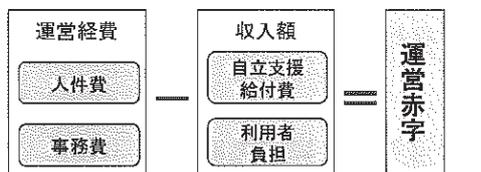
## 障害者施設の設置状況(H22.3現在)



身近な地域で障害福祉サービスを確保するため

新たな支援制度の提案 「域で障害福祉サービスの拠点となる事業所に対する運営費の補助」を過疎債の対象に

## 対象事業イメージ



過疎債の対象に!

市町村からの補助

## 補助金の具体例

＜就労継続支援B型事業所(定員10人)を想定＞  
 ～1日当たりの平均利用者数が5人の場合～  
 ①運営経費 12,000,000円程度 (職員3人分+事務費)  
 ②収入額 8,000,000円程度  
 ★収支(①-②)4,000,000円程度の赤字が見込まれる

事業所の定員は最低10人必要

過疎地域では利用者が少ない

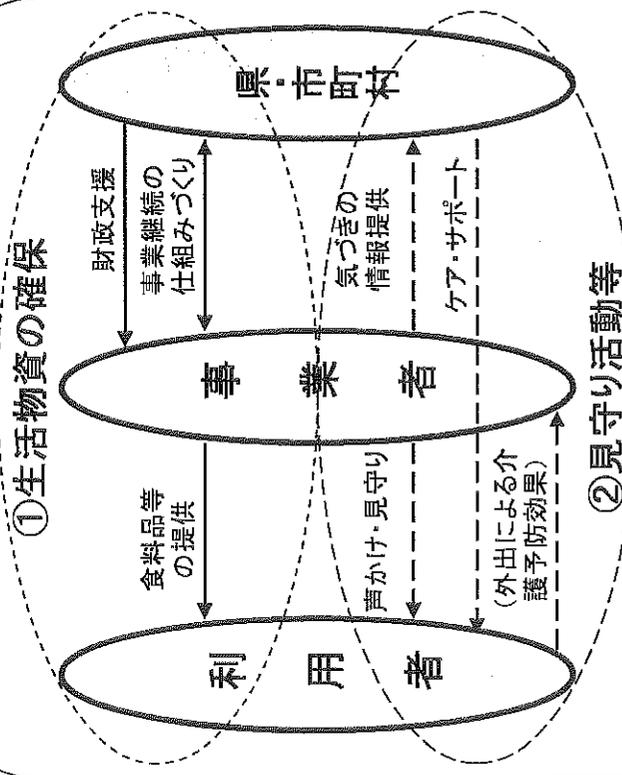
↑ 運営赤字に対する市町村補助

# 高知県中山間地域安全安心サポート体制支援事業

## ＜事業の目的＞

中山間地域において、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる生活環境を築くため、移動販売等事業者が生活物資の提供と併せて、地域の見守り活動を実施する場合、必要な車両の購入等を支援する。

## ＜地域福祉型移動販売の仕組み＞



高齢者等の日常生活の安心・安全の確保

## ＜事業スキーム＞

- 補助対象経費  
移動販売等に必要な車両の購入や改造及び付随する備品購入等に要する経費
- 補助先、実施主体、補助率  
＜一般事業：市町村等が補助事業者となる場合＞
  - ・ 補助先 市町村等
  - ・ 実施主体 市町村等、団体等、企業等、任意団体
  - ・ 補助率 3/4以内
- ＜その他の事業：販売エリアが複数市町村にまたがり、且つ、市町村等が補助事業者とならない場合＞
  - ・ 補助先 団体等、企業等、任意団体
  - ・ 実施主体 団体等、企業等、任意団体
  - ・ 補助率 2/3以内
- 補助対象事業費  
1台当り 13,000千円以内
- 補助要件  
(1)販売計画の策定  
(2)地域の見守り活動等を実施(協定締結など)  
(3)原則として、事業開始後5年間は事業を継続すること

## ＜安全・安心サポート＞

- 地域住民の日常生活の安全・安心をサポート  
食料品や日用雑貨などの提供と併せて、「見守り活動」等を行うことで高齢者等の日常生活をサポート

# 高知県のバス路線維持制度の現状

広域的幹線的バス路線

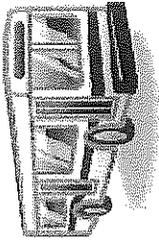
## 国庫補助路線

< 運行費補助 >

基本的には、国・県で1/2ずつであるが、補助対象とならない部分は市町村が負担

国庫補助1/2	市町村補助
国庫補助1/2	市町村補助
市町村権限路線(バス)で路線上げ	
経常費用	

経常費用



< 車両補助 >

国・県が補助対象経費の1/2を負担  
(市町村負担は無し)

- ・ (H21年度 県補助額)
- ・ 補助系統数 30 系統
- ・ (県内乗合バス全系統514系統)
- ・ 運行費補助額 117,756 千円
- ・ 車両補助額 7,500 千円

支線的バス路線

## 市町村補助路線

国庫補助路線を除くと、大部分が市町村の補助、委託による運行  
(事業者の自主運行路線は、514系統のうち1割程度)

## 市町村営バス

13 市町村でコミュニティバス、  
乗合タクシーの運行

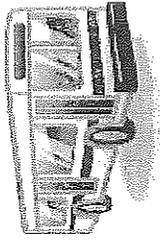
路線維持に対する  
国・県の補助制度なし  
市町村の負担が増大!

H20 市町村負担額 6.7 億円

県単補助制度がないのは、高知県を含め全国で7都府県のみ

市町村の路線維持の取り組みに対する継続的な支援が必要!

# 地域の交通維持支援事業



## 目的

地域の生活を支える移動手段の確保のため、利便性向上を目指した路線再編などに必要な調査等に要する経費及び路線維持のために必要な施設整備費を補助する。

## 補助対象

補助先：市町村

補助率：2/3（運行主体：市町村）

1/2（運行主体：市町村の委託等に基づく民間事業者）

### 1. 路線維持のための仕組みづくりへの支援

### 2. 路線維持のための車両購入等への支援

<市町村が運行するコミュニティバス等>

#### ☆ 事業の統合

◇ 乗合タクシーの導入

◇ デマンド運行の導入

◇ コミュニティバスの路線再編

◇ 「高知県中山間地域交通の仕組みづくり事業」

◇ 「高知県中山間地域生活支援総合補助金」のうち「移動手段の確保」事業 ※地域づくり支援課 所管

◇ コミュニティバス車両の購入等

<（市町村の委託等を受けて）民間事業者が運行する路線バス>

#### ☆ 補助対象の拡充

◇ 民間事業者が運行する市町村委託バス路線の再編 ◇ 市町村による委託路線を運行する車両の購入等

「中山間地域交通の仕組みづくり事業」の成果も活用

☆ 自転車の運搬も可能な車両への更新

☆ 生活交通のコミバスを観光へも活用

など

<新旧補助制度の比較>

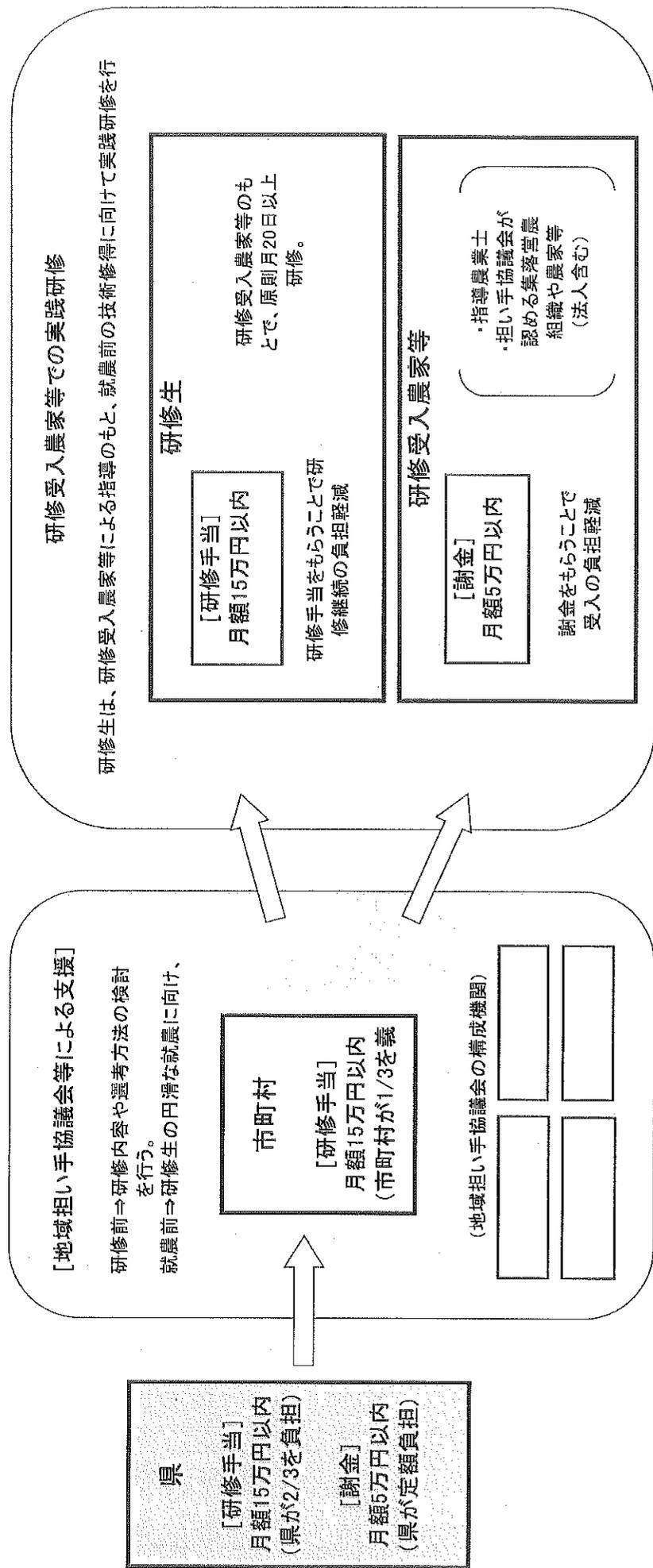
	高知県中山間地域生活支援総合補助金（要綱の抜粋）	地域の交通支援事業
目的	<p>地域と市町村が一体となって、過疎・高齢化により地域の活力が著しく衰退している          中山間地域で生活する人々が、安心して暮らし続けることができる生活環境を緊急に築くため、別表に定める補助事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	<p>公共交通を取り巻く環境が非常に厳しい中で、地域の生活を支える公共交通の維持・活性化に取り組み市町村を支援するため、利便性向上を目指した路線再編などに必要な経費や、路線維持に必要な車両購入等の施設整備費を補助する。</p>
補助事業	<p>(1) 生活支援事業          中山間地域で高齢者等が安心して暮らせる生活環境を緊急に整えるために取り組み次に掲げるハード・ソフト事業          イ 地域の中で移動手段を確保するための仕組みづくり（以下「移動手段の確保」という。）</p>	<p>(1) 中山間地域での移動手段の確保          (2) 都市部での路線維持のための再編及び交通空白地域での移動手段の確保</p>
補助対象経費	<p>「移動手段の確保」          (ア) コミュニティバス、乗合タクシー、デマンドシステムなど移動手段を確保する仕組みづくりの検討、調査、周知広報、試行に要する経費          (イ) 移動手段を確保する仕組みに必要な車両及び設備の取得に要する経費          (ウ) その他移動手段を確保する仕組みの導入に必要な経費</p>	<p>①仕組みづくりのための調査等          コミュニティバス、乗合タクシーなど移動手段を確保する仕組みづくりの検討、調査、周知広報、試行に要する経費          ②交通施設整備費          移動手段を確保するために必要な車両等設備の取得に要する経費</p>
補助率	2 / 3 以内	仕組みづくり及び車両購入：2 / 3 車両購入のみ：1 / 2
補助先	市町村等	市町村

# 新規就農研修支援事業

## <事業目的>

就農希望者が就農するためには、農地や住宅、資金、技術、販路等の確保が必要である。特に、就農してから農業者として定着していくためには、農家等による実践研修による、就農前の技術習得が不可欠である。また、農家等における実践研修を通じて、近隣の農業者等と交流を深めることによって、農地や住宅等の情報を収集するなど、円滑な就農が期待できる。

本事業を実施することにより、研修生及び研修受入農家等の負担を軽減することができ、このことが農家等における実践研修の機会



# 移住促進支援事業

## (目的)

UJIターン希望者等に地域と交流を深めていただき、移住を進めたり、地域のファンや応援団になってもらうため、中長期滞在やお試し移住ができる施設を整備し、集落の活性化を図る。

## (事業の内容)

### 1. 対象事業

市町村が行う、UJIターンや中長期滞在の受け入れ施設整備（ソフト、ハード事業）

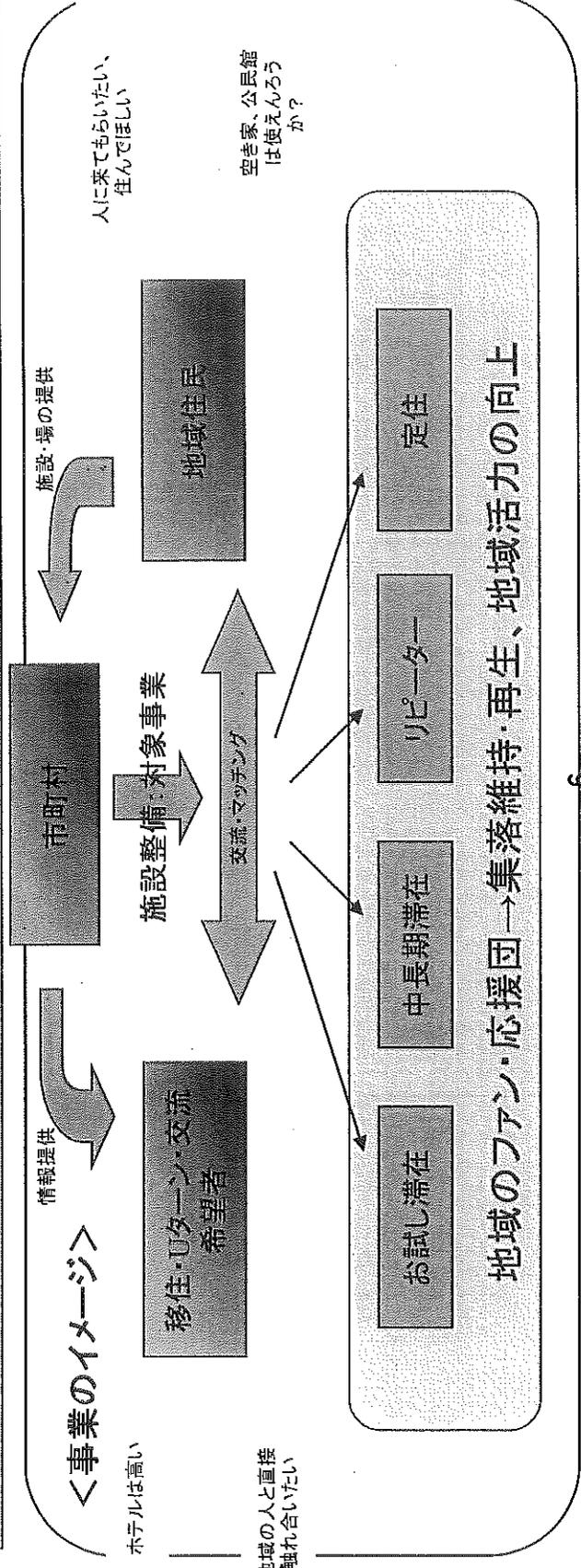
〔補助率1/2（ただしNPO法人等の場合は定額）、補助限度額 ソフト事業 500千円、ハード事業 2,000千円〕

### 2. 実施主体

市町村、NPO法人、任意団体等

### 3. 事業内容

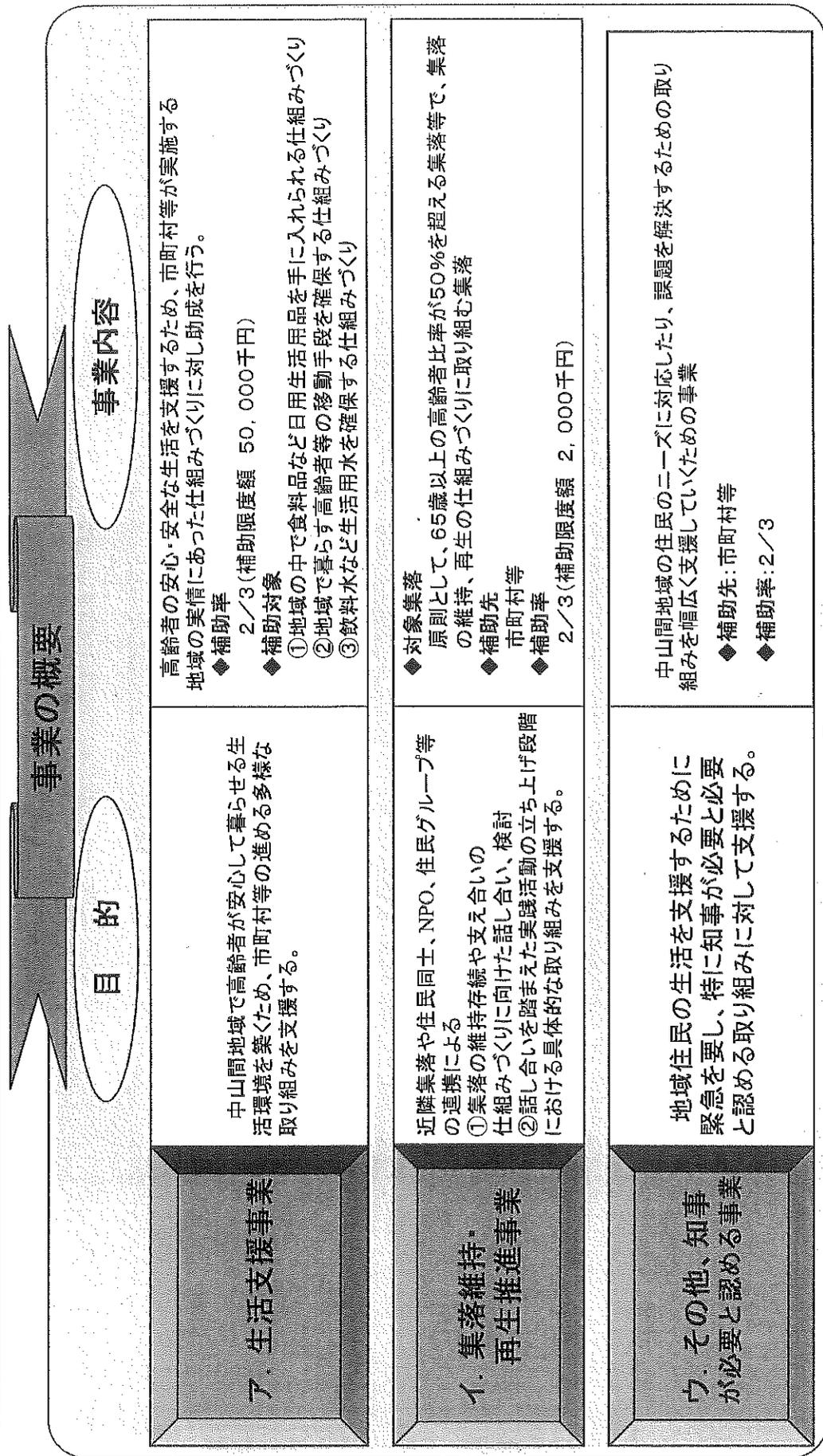
- ① 一定期間滞在する施設として、市町村が空き家や体験交流施設等を整備・改修する事業
- ② その他、市町村からの提案による、移住促進につながると思われる施設を整備・改修する事業



# 中山間地域生活支援総合補助金

中山間地域の高齢者等が地域で安心して暮らし続けることができる生活環境を築くための仕組みづくりを支援する。

■中山間地域生活支援総合事業費補助金 予算額 210,000千円



## ア. 生活支援事業

地域内での生活物資の購入や移動手段の確保、日常生活に欠かせない水の確保など、高齢者等の日常生活を支える仕組みづくりを支援する

市町村等が主体となって実施する生活環境を整えるための仕組みづくりに対し助成を行う。

◆補助対象事業：下記メニューに基づき、地域の実情にあった仕組みづくりを進めるためのハード、ソフト事業  
◆補助率：2/3

### 事業の内容

#### (1) 食料品等の日用生活用品を確保する仕組みづくり

■補助対象事業

①食料品など生活物資を確保する仕組みづくりのための調査・検討等、②移動販売等に使用する車両などの整備、③地域内で生活物資を確保するための店舗の整備、④既存の移動販売を継続させるための取り組みや移動販売等を補完する住民同士の支え合いの仕組みづくりなど

■補助対象経費

①調査・検討・広報・試行等、②車両購入、店舗整備、③その他、仕組みづくりに必要な経費

#### (2) 移動手段を確保する仕組みづくり

■補助対象事業

①移動手段を確保する仕組みづくりのための調査・検討等、②地域住民の利便性を向上させるために必要な車両などの整備

■補助対象経費

①調査・検討・周知広報・試行等、②車両購入、③その他、仕組みづくりに必要な経費

#### (3) 生活用水を確保する仕組みづくり

■補助対象事業

①飲料水等を確保する仕組みの調査・検討など、②地域の実情に合わせた簡易な方法の給水施設等の整備 ③既存施設の補修、管理の利便性を上げるための整備

※但し、既存の水道事業、簡易水道事業及び、国庫補助事業の対象にならないもので、緊急を要し、個人又は集落等が管理運営する給水施設の整備のみを事業の対象とする。

■補助対象経費

①調査・検討等、②施設整備・補修等、③水源管理道の改修、管理委託等、その他、仕組みづくりに必要な経費

# イ. 集落維持・再生推進事業

## (事業の目的)

過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が衰退した集落において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落維持・存続や支え合いの仕組みづくりにつながる取り組みを支援する。

## 対象事業

近隣集落や住民同士、NPO、住民グループ等の連携による

- (1) 集落の維持存続や支え合いの仕組みづくりに向け  
た話し合い、検討
- (2) 話し合いを踏まえた実践活動の立ち上げ段階にお  
ける具体的な取り組み

## 助成の内容

### 1. 対象集落

原則として、65歳以上の高齢者比率が50%を超える集落等で、集落の維持、再生の仕組みづくりに取り組む集落等

### 2. 補助先

市町村等

### 3. 補助率

2/3(補助限度額 2,000千円)

## 話し合い

集落の再生・周辺集落との連  
携の仕組みづくり

仕組みづくりに向けた提案  
(話し合い、ワークショップ)

- ・将来構想
- ・提案の具体化
- ・内容の検討
- ・実施方法の検討
- ・組織計画・役割分担
- ・スケジュール

想定経費・・・会議費用、コンサ  
ル等経費、  
先進地視察、研修会等の費用

## 活動の立ち上げ

### 既存メニュー

■住民同士の助け  
合い  
見守りの仕組み、  
冠婚葬祭の手伝い



想定費用・・・見守り  
巡回費、見守り台帳  
作成費等

■共同作業  
集落道や水源の維  
持管理、屋根の葺き  
替え



想定経費・・・刈払機  
の購入、エンジンの  
リース料(オペレー  
ター費を含む)等

■伝統文化の継承  
盆踊り、伝統芸能  
などの復活・継承



想定費用・・・御神輿、  
のぼりなどの購入、  
修理費、後継者育成、  
PR経費等

■環境保全  
圃田の維持・保全、  
採種



想定費用・・・刈払機  
の購入、エンジンの  
リース料(オペレー  
ター費を含む)など

■にぎわいづくり  
・イベントの開催、都  
市住民との交流



想定費用・・・テント、  
机、イスなどの機材  
の購入、体験メ  
ニューに要する経費  
(講師料など)、PR  
経費等

・特産品づくり



想定費用・・・商品開  
発や試食品づくり  
に要する経費(研  
費)、販売促進につ  
ながる経費等

地域での生活  
を支える拠点づくり

■福祉・健康づくり  
の拠点

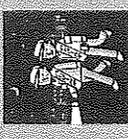
子どもから高齢者  
まで誰もが気軽に  
集い、子育てや生  
活支援、介護サ  
ビス等を受け  
ることができる拠  
点づくりに向けた  
取り組み



想定費用・・・活動  
に必要な消耗品や  
備品、ボランティア  
スタッフの研修等

安心・安全の仕  
組みづくり

■安心・安全の仕  
組みづくり  
防災、消防、福祉・  
健康、防災など住  
民同士で日常的に  
助け合う安心、安  
全の仕組みづくり



想定経費・・・防  
犯、防災にかか  
る施設、備品等の  
整備  
仕組みづくり  
に必要な通信基  
地等の整備など

# 高知から始まる新しい支え合いのカタチ

～ あったかふれあいセンターの整備促進 ～ (※ふるさと雇用再生特別交付金の活用)

本県の  
現状と課題



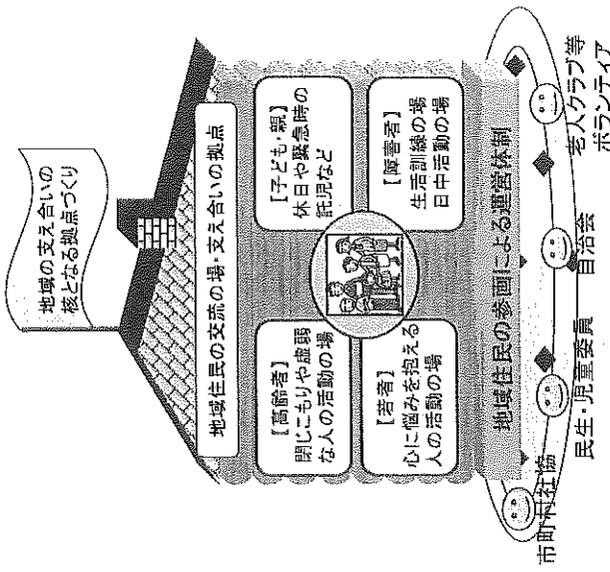
- ・ 本県の人口は全国に15年先行して減少、高齢化も約10年先行しており、これまで地域が担ってきた支え合いの力が弱まり始めている
  - ・ 国の子どもや高齢者、障害者の方々に対する福祉サービスの基準は、全国一律であり、本県の中山間地域など人口や利用者が少ない地域などではサービスが提供されにくい
- ⇒ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な福祉サービスをいかに確保していくかが大きな課題

## 『あったかふれあいセンター』の整備促進(県から市町村へ補助)

- 市町村が既存施設などを活用して、小規模でありながら一箇所で地域の実情に即した多機能な福祉サービスを提供します。
- センターの運営は市町村が地域の社会福祉法人やNPO、民間企業などに委託します。地域住民が参加でき、地域に開かれた運営体制を整えます。
- 新たに離職者等を雇い地域の雇用にもつなげていきます。

### あったかふれあい センターのイメージ

- 地域の拠点
  - ・ 高齢者、障害者、子ども、子育て中の母親など支援が必要な方は誰でも利用
- 地域ニーズに応じた小規模多機能なサービスの提供
  - 機能例
    - ・ 集う(必須) … サロン、デイサービス、放課後の児童の居場所
    - ・ 泊まる … 緊急時の宿泊
    - ・ 預かる … 緊急時の一時預かり
    - ・ 訪ねる … 配食サービス、見守り、買い物代行
    - ・ 働く … 生活訓練、就労支援
    - ・ 送る … 送迎サービス、外出支援 等
- 運営体制
  - ・ 住民参画による地域に開かれた持続可能な運営体制
- スタッフ体制
  - ・ 離職者、コーディネーター、生活支援員、ボランティア等
- 雇用の創出(離職者等の雇用・現場訓練の場)



# 運行曜日と主な経路地



運行曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
池川方面	瓜生野松谷	舟形	坂本	岩柄	安居
土居経由 大崎行き	用居 大西 ※(ヲヲカゲ)	出丸 北谷 大西	相ノ谷 西谷 ※(白髪)	大西 明戸岩 池川大渡	坪井川 安居土居 ※(大屋 宮ヶ平 櫻山)
	余能 入江谷			椿原大平 狩山 見ノ越	椿山 大野 大西
吾川方面	上久喜	上名野川	橋・上	北川	宗津
大崎行き	柚ノ木谷(第1・3) 大蔵 久喜	津江 下名野川 名野川	鷺ノ嶽 大尾・上 森山 名野川	下北川 名野川	田村 南谷
	中 二ノ滝 名野川大平 遅越 引地	大板 寺村 西浦	中村 葛原・上 ※(蔵谷)	峯岩戸 岩戸 寺村 西浦	桜鹿森
		加枝	長屋 田村 南谷	橋谷 田村 南谷	峠ノ越(第1・3) 清瀬 名野川
仁淀方面	寺野竹谷	別枝	沢渡	戸立	古田
森経由 大崎行き	古城山 木半夏 宮首 高杭	霧之窪 岩屋 ※(都 別枝中村)	太田 道芝 大見槍 沢渡	川渡	石井野 中ノ瀬
		泉 形部 長者	大植 織合 形部 長者	高瀬 桂峰 中野 西谷	

※ヲヲカゲ 白髪 大屋 宮ヶ平 櫻山 蔵谷 都 別枝中村は事前連絡時のみ運行いたします。

朝の行き便と昼の帰り便の2便運行です。  
時刻表は、7月上旬に各世帯に配布します。

## 乗降自由区間とは？

乗降自由区間とは、運行経路上であればバス停以外の場所でも自由に乗り降りできる区間のことです。

安全運行のために次のことを守ってください。

- ①乗車の際は、余裕をもってバスをお待ちいただき、しっかりと手を挙げて乗車の意志を示してください。
- ②降車の際は、車内にて早めに運転手にお知らせ下さい。
- ③カーブ、交差点などでは乗降をお断りすることがあります。
- ④危険な場所での待ち合わせはご遠慮ください。



「しっかりと  
手をあげて！」

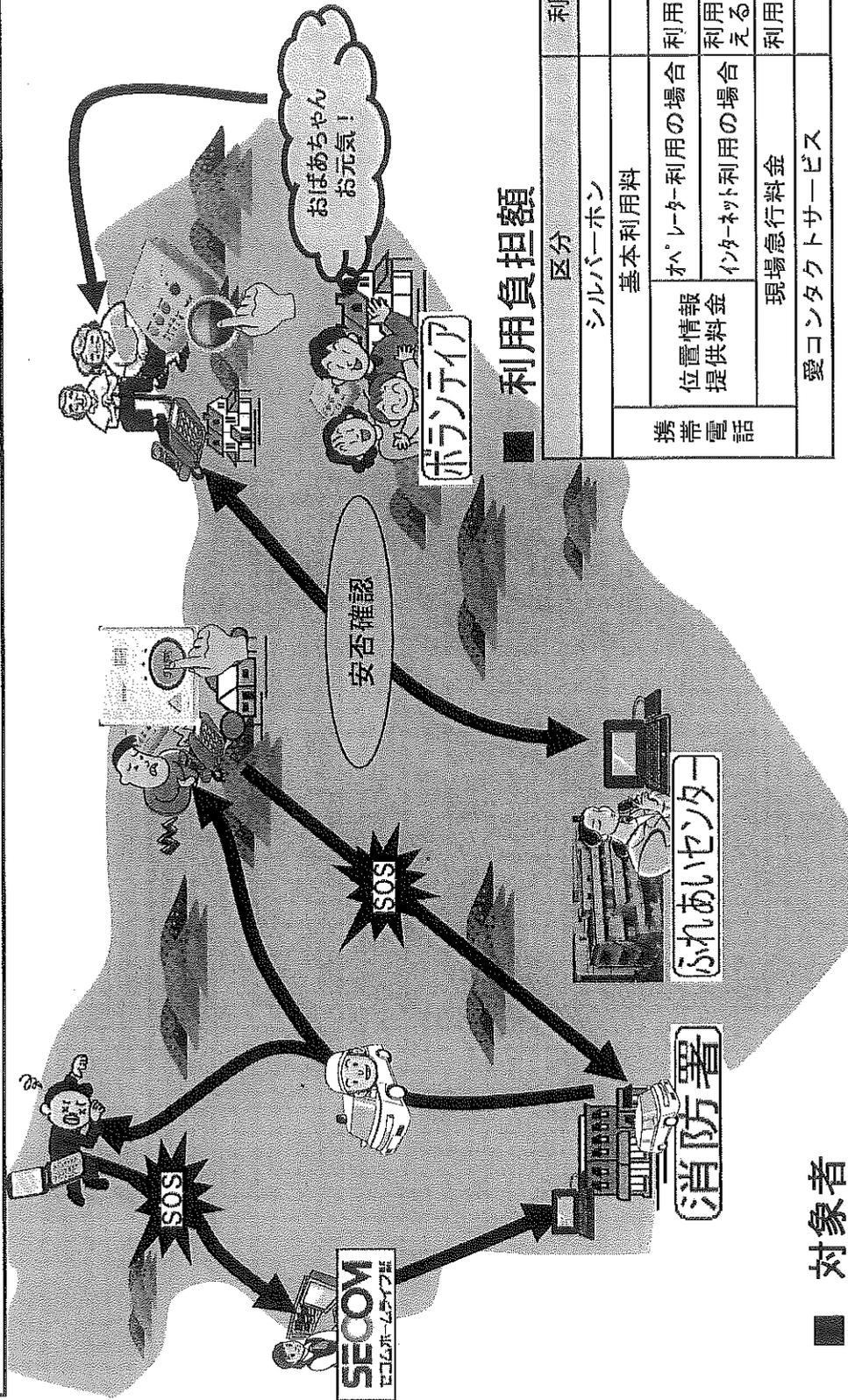
乗車料金  
片道200円

コミュニティバスは高齢者の活動  
機会の増大、通院や買い物等の確  
保など住民(特に幹線道路から離  
れた集落に住まわれている方々)の  
社会生活の基盤となることを目  
的として運行します。

8月6日コミュニティバス 筆します  
国道33号及び439号以外では乗降自由区間を採用

国道33号及び439号では既存のバス停をご利用ください。

# 大豊町見守りネットワーク事業の概要



## 利用負担額

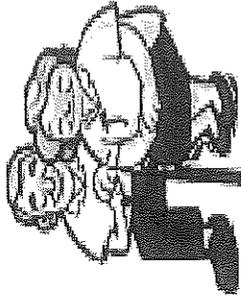
区分	利用者負担額（月額）	
シルバーホン	無 料	
基本利用料	315円	
携帯電話	パ'レーター利用の場合	利用1回につき210円
	インターネット利用の場合	利用回数が1か月に2回を越える場合につき、1回105円
現場急行料金	利用1回につき10,500円	
愛コンタクトサービス	無 料	

## 対象者

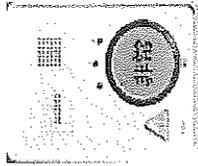
大豊町に住所を有する者で次の条件のいずれかを満たす者

- (1) おおむね65歳以上の独居世帯、または70歳以上の世帯の者
- (2) 身体障害者(手帳の1級又は2級相当の方)の世帯、またはこれに準ずる世帯の者

# 大豊町見守りネットワーク事業について（おしらせ）



高齢者や障害者が安心して暮らすため、緊急時の通報ができるサービスやIP告知端末を利用した安否確認を行います。  
 ※従来の緊急通報装置利用のサービスは、今年度中に終了しますので、ご注意ください。



緊急時に迅速かつ適切な対応を図るための通報装置貸し出し。

## シルバーホン

ご家庭の固定電話に接続し、緊急時に「非常」ボタンを押すことにより、消防署等に連絡することや、2か所まで登録することができます。



## 携帯電話

携帯電話を使用し、緊急時に所定のボタンを押すことにより、警備会社に通報ができ、消防署やご家族の方に、位置情報も伝えられます。また、ご家族の方がインターネットを利用し、使用者の位置確認をすることもできます。



## 愛コンタクトサービス

IP告知端末を利用し、安否の確認及びボランティヤの方々による声かけを行うものです。

## 特徴

○ふだん、主におうちの中で過ごされる方  
 向け。  
 ○緊急時に、簡単、確実に連絡ができます。

○外出や、畑仕事の多い方向け。  
 ○普通の携帯電話と同じ使い方ができ、ご親戚や、お友達と通話が楽しめます。  
 ○緊急時、警備会社から登録された方への連絡ができる他、場合により警備会社現場へ急行してくれるサービスもあります。  
 ※auの電波圏外では、ご使用になれません。

○ふだん、主におうちの中で過ごされる方向け。  
 ○ひとり暮らしの孤独感を和らげます。  
 ※大豊町ゆとりすと放送加入が条件となります。



警備会社

## 料金

○無料

- 基本料金 315円/月 ※1,050円分までの通話は無料ですが、それを越えると追加料金が発生します。
- 位置情報提供料金 オペレーター応答の場合 210円/回  
 インターネット利用の場合 105円/回  
 ※月2回の利用まで無料
- 現場急行料金 10,500円/時間

○無料

お問い合わせ先  
 大豊町役場 住民課 福祉介護班  
 担当 小松  
 電話 72-0340（直通）

※携帯電話はau、警備会社はセコム株式会社になります。